

議案第 6 6 号

沼田市第七次総合計画基本構想及び基本計画の策定について

沼田市第七次総合計画基本構想及び基本計画を策定するに当たり、沼田市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 8 年条例第 2 6 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

沼田市長 星 野 稔

基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念

本市では、森林文化都市宣言に掲げられた“あらゆる生命の基盤である豊かな森林に囲まれ、人と自然が真にふれあう理想のまち”という精神を基礎として、まちづくりを進めてきました。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、暮らし方や価値観の多様化、気候変動や急速なデジタル技術の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変わり、まちのあり方も転換期を迎えています。社会が大きく変化する中、自然と文化に根ざした沼田らしさを再確認し、世代を超えて未来につながる持続可能な地域社会を築くことが求められています。

このような変化の中にあっても、本市が誇る水と緑の豊かな自然、先人が築き継承してきた歴史・文化、そして市民が日々営む暮らしは、本市のかけがえのない財産であり、次の時代を生きる世代へ確かな形で引き継がれていくべきものです。

私たちは、自然と文化を礎としながら、誰もが安心して暮らし、心の豊かさを実感できる地域社会を目指すとともに、市民と行政が力を合わせ、変化に柔軟に対応し続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、本市のまちづくりの理念を次のとおりとします。

1 豊かな自然環境と、歴史・文化を守り継ぎ、世代を超えて未来へつなぐ

本市の普遍的なアイデンティティである豊かな森林、水、光、空気に囲まれた自然環境と、先人が築き伝えてきた歴史や文化を大切にし、次世代へ継承していく“暮らしの舞台づくり”を推進します。

自然とかかわりながら学び、地域の文化に触れ、郷土への誇りと愛着を育むことができる環境を整え、自然が人を育て、人が自然を守る循環型社会の実現を目指します。

2 誰もが安心して暮らし、こころの豊かさを実感できるまちの実現

市民の暮らしを重視し、医療・福祉・地域コミュニティが連携し合い、誰もが健康で自分らしく暮らし続けられる社会を目指します。

また、自然と調和した都市基盤の形成や、地域資源を生かした産業振興・交流人口の創出により、地域経済の活力と持続性を高め、暮らしに豊かさと安心を実感できるまち

を実現します。

3 市民と行政が共に未来を創る、持続可能なまちづくり

市民が地域づくりの主役となり、まちの課題や未来について主体的に考え、参画できる市政を目指します。

行政だけでなく、市民、地域団体、企業、関係機関など多様な主体が協働し、デジタル技術の活用や地域連携を進めながら、持続可能なまちづくりを推進します。

第2節 まちづくりの将来像

社会が大きく変わる中で、私たちが求めるのは、人と人、人と自然がつながり、心のゆとりと安心を感じながら暮らせるまちです。

本市は、水源地域として清らかな水を育む広大な森林や、多様な生き物が息づく豊かな自然に囲まれ、四季折々の恵みを受けながら、歴史と文化が育まれてきました。

市民の日常の暮らしを支え、訪れる人にやすらぎと癒やしをもたらす豊かな自然は、本市が誇るかけがえのない財産であり、平成2年にはこれを誇り、「森林文化都市」を宣言しました。

人の力では作れない「自然」と、「人」が作ってきた歴史・文化が融合する、人と自然が真にふれ合い、住む人にとっても、訪れる人にとっても居心地のよいまちをつくり、それを次世代に引き継いでいくため、まちづくりの将来像を次のとおり設定します。

森林文化が息づき、こころ豊かに暮らす

未来に続くまち 沼田

第3節 人口の将来展望

1 人口の将来展望

(1) 人口に関する本市の現状

本市では、継続して人口減少が続いており、特に0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の減少が顕著です。加えて、65歳以上の老年人口は増加傾向であり、少子高齢化が進んでいます。

自然増減、社会増減共にマイナスが続いていますが、近年は、社会増減のマイナス幅が縮小する一方で、自然増減のマイナス幅が拡大しており、全体の人口減少を加速させています。

(2) 自然増減

出生数は、1980年代以降一貫して減少が続いており、少子化が継続して進展している一方で、死亡者数は、増加の傾向が継続しています。

沼田市の人口減少は、出生数の減少と死亡者の増加による自然減が大きな要因となっています。

子育て支援策や、職場改善などを通じて、安心して出産・子育てができる環境づくりや、関係人口の創出、移住促進など、総合的な対策が重要です。

(3) 社会増減

本市では、若年層・生産年齢層の社会減が顕著で、特に15～24歳の転出超過が目立っています。

転出先は、県内、県外が同程度で、県外では、東京都や埼玉県など、首都圏との往来が多い傾向が見られます。

社会増減の改善のため、若い世代の定着しやすい環境づくりや、魅力ある産業づくりに取り組んでいく必要があります。

2 将来人口の推計

基準人口を2020年10月1日現在の国勢調査人口とし、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(令和5年推計)」を元に推計すると、本市の人口は、令和52年(2070年)において1,82万人へと減少する見込みです。

構成比をみると、令和2年(2020年)と比較して、14歳以下の年少人口の割合は4.4ポイント減少し6.2%、65歳以上の老年人口の割合は15.7ポイント増加して50%で、引き続き人口減少と少子高齢化が進む見込みです。この減少の速度を少しでも抑制するとともに、人口減少問題を正面から受け止めた上で、持続可能なまちづくりを進めるため、様々な施策を総合的に進めていく必要があります。

3 人口減少問題を正面から受け止め、地方創生を目指すための重点的な取組(沼田市地方創生総合戦略)

(1) 3つの目標

人口減少が進む中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを検証し、中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換していくことが求められています。今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても社会を機能させる適応策を講

じていくため、国では「地方創生に関する総合戦略（令和7年12月23日閣議決定）」を策定し、取組を進めています。

本市では、人口減少が進む中でも持続可能なまちづくりを進めるため、地域特性を踏まえた上で、AI・デジタル等の新技術を積極的に活用し、維持すべき行政サービスの確保や高度化を図るとともに、新たな資金の流れを確保する取組、若者や女性にも選ばれる地域づくりなどの新しい視点も取り入れながら、周辺市町村とも連携を図りつつ、地方創生の取組を進めていくことが求められています。

これらのことを踏まえ、3つの基本目標を設定し、地域課題の解決に施策の大綱の枠組みを超えて横断的に取り組んでいきます。

目標1 強い地域経済を創る

沼田市ならではの多様な地域資源を生かし、高付加価値型の産業を創出するとともに、地域の人材力強化を目指します。

目標2 豊かな生活環境の実現

持続可能な生活インフラの実現と地域の暮らしの満足度向上を目指します。

目標3 選ばれる沼田市を目指す

地域の働き方・職場改革の推進などを通して若い世代の働きやすい環境整備を目指すとともに、関係人口の創出施策や移住支援施策などを通して魅力が感じられる沼田市を目指します。

(2) 3つの目標における指標

3つの目標について、5年後と10年後にモニタリングする指標を示します。

目標1 強い地域経済を創る

新たな事業、新たな産業を中心に事業所数を増やす。

地域経済における生産（付加価値額）の向上を目指す。

観光客数をコロナ禍前の水準に戻す。

目標2 豊かな生活環境の実現

市民満足度の向上を目指す。

目標3 選ばれる沼田市を目指す

沼田市に住み続けたい人の割合について、60%を目指す。

沼田市への若者の転入数を維持する。

第2章 施策の大綱

第1節 水と緑を次世代に受け継ぐ、人と自然にやさしいまちづくり（自然環境・生活環境）

本市は、豊富な森林資源や多様な生態系など、自然に恵まれた地域であり、この貴重な財産を次世代に受け継いでいかなければなりません。そのためには、自然環境の保護や森林の適切な管理が重要な課題となっています。

また、ごみの減量化やリサイクルの推進など、循環型社会の構築に向けた取組の更なる強化が求められています。

市民生活については、公害等の問題に加え、犯罪や交通事故、高齢者などの消費者トラブルの増加、地球温暖化の進行に伴う気候変動による自然災害リスクの高まりなど、市民の安全・安心な暮らしを脅かす新たな課題も顕在化しています。これらに対応するためには、市民一人一人の意識向上と、地域・事業者・行政が連携した取組が不可欠です。

森林環境の保全や生物多様性の確保、快適な生活環境の整備を進めるとともに、脱炭素社会の実現やごみの減量・資源化に取り組みます。

また、防犯・交通安全対策や消費者保護の充実を図り、地域防災力や消防力の強化、気候変動への適応を進めることで、人と自然が共生し、安全で安心して暮らせる、持続可能なまちづくりを推進します。

第2節 地域ブランドで切り拓く、元気創生のまちづくり（地域経済）

自然環境や、歴史・文化などの地域資源に恵まれた本市では、それらを活用し、新たな価値を生み出していくことで、持続的な地域経済の成長を実現することが重要です。

商工業をはじめとした地域産業においては、労働力や後継者の不足、若年層の流出により、地域産業を担う人材の確保・定着が課題となっています。

また、基幹産業の競争力低下や新規産業の創出の停滞、企業ニーズに合った産業用地や産業インフラの不足も、地域経済の成長を制約する要因です。こうした課題に対応するため、事業者の内発的成長への支援に加え、域外からの投資の呼び込みや安心して働き続けられる環境の創出を進め、商工業の持続的な発展を図ります。

農業については、近年の厳しい気候変動と食料の安全保障の課題に対応するため、環境負荷を抑えながら農産物の質の確保と安定した供給が求められます。農業者の高齢化が進

む中で、次世代の農業者の確保のため、担い手の育成や新規就農者の支援を行うほか、技術革新を活用しAIやロボット技術を活用したスマート農業の推進に努め、持続可能な農業の実現を目指します。

林業においては、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するなど多面的機能を担う森林について、適切な管理と木材の活用を推進し、資源の循環利用の構築を目指します。

観光業については、本市の持つ豊かな自然や文化資源を生かし、観光地づくりを進め、国内外からの観光客の誘致を強化します。デジタル技術を活用した情報発信を強化することにより、観光業の発展を支援します。

さらに、交流人口の拡大を目指し、都市との連携強化や移住促進策を推進します。移住希望者への支援や地域の魅力を発信することで、関係人口の創出・拡大を進め、地域の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

これらの取組を総合的かつ横断的に推進し、本市ならではの強みを生かしながら、地域産業の活力を高め、人と仕事が好循環する地域経済の確立を目指します。

第3節 誰もが健やかに暮らせる、ふれ合いと支え合いのまちづくり（保健・医療・福祉）

人口減少と高齢化の進展という厳しい社会情勢の中にあっても、市民一人一人が生涯にわたって健康で、しあわせを感じて暮らせるまちづくりを進めるためには、保健・医療・福祉の充実が、重点的に取り組んで行かなければならない大きな課題です。

保健・医療分野では、予防・健康づくりを重視した取組を進め、健康寿命の延伸に努めます。さらに、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図るとともに、データヘルス計画を活用して、生活習慣病の重症化予防や医療の効率化を推進します。

子ども子育てについては、将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、結婚して家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添えるような支援を充実します。子どもと保護者の健康を守り、地域全体で子育てを支える仕組みを整えることで、誰もが安心して子育てを楽しめるまちを目指します。

福祉分野については、市民の福祉意識の向上を目指し、困りごとがある人が孤立することなく、誰かとつながりながら自分らしく暮らせる社会を築くことを目指します。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防や見守りの取組を充実させるとともに、地域包括ケアシステムを基盤とした高齢者支援などに努めます。

また、障害の有無にかかわらず誰もが地域の一員として尊重され、共に支え合いながら暮らせる社会の実現を目指します。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金などの社会保障制度を適正かつ持続可能な形で運営し、将来にわたって地域全体で支え合える福祉の基盤を築いていきます。

第4節 郷土を愛し、こころを育むひとづくり・まちづくり（教育・文化）

人と人がふれあう教育や、こころを豊かにする文化芸術活動を通じて、郷土を愛するこころを育み、未来を担うたくましいひとづくりに努めます。

学校教育については、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子どもたちの主体性・協働性を高めていきます。

生涯学習では、学びを通じた市民一人一人の心身の健康と幸福（ウェルビーイング）の向上が重要であるため、様々な学習機会の提供や活動支援に努めます。

文化芸術活動については、地域の歴史や文化を次世代へ継承し、郷土への愛着と誇りの醸成に努めます。

文化財の保護においては、地域文化財の適切な保存と活用を推進し、文化財施設については、機能の充実に努めます。

青少年の健全育成については、地域活動やボランティアを通じて若者の社会参画を促し、地域や社会との結びつきについて理解を高めることが必要です。家庭、地域社会、学校、関係機関が連携し、次世代を担うこころ豊かな青少年の育成に努めます。

スポーツの振興については、誰もがスポーツに参加しやすい環境を構築することによりスポーツへ関心を持ち、参加する機会を創出し、心身ともに健康なひとづくりを目指します。

第5節 誰もが安心して暮らし、住み続けられるまちづくり（都市基盤）

急激な人口減少と少子高齢化が進む中、郊外開発による中心市街地の空洞化や、インフラの老朽化など、本市は多くの課題を抱えています。このような状況下においても、自然や歴史・文化など、本市の良さを生かした魅力ある都市空間を形成するとともに、身近な生活圏で行政サービスや都市機能が享受できるよう、都市基盤を整備し、誰もが安心して

暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。限られた資源を有効に活用して公共施設の維持管理を戦略的に行い、施設の老朽化に対応した計画的な更新を進め、「まちのまとまり」を生かしながら、経済的かつ持続的にインフラを整備・維持していく必要があります。

市民の生活に欠かせない公共交通においては、デジタル技術の活用や官民連携により、本市の特徴に合わせた持続可能で利便性の高い公共交通網の形成を目指すとともに、特に高齢化が進む山間部では、小規模で柔軟な交通サービスを提供し、全ての市民がアクセスしやすい交通環境の整備を目指します。

住宅政策では、市営住宅の集約再編を進め、質の高い住宅環境の確保とライフサイクルコストの削減を図ります。さらに、空き家の活用や移住者の受入れを促進し、地域活性化を図るとともに、住みやすい環境を提供します。

公園や緑地の整備では、住環境の向上とともに、子どもたちが安心して遊べる場を充実させ、地域の子育てを支援します。

上下水道については、施設の老朽化に対応するため、浄水場の整備や、計画的な事業推進と経営戦略に基づいた効率的な管理を進め、安定した水道サービスの提供に努めます。

第6節 未来を共に創る、持続可能なまちづくり（構想の推進）

人口減少社会にあっても持続可能なまちづくりを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの役割に合わせて協働し、共に未来を創っていくことが必要です。

地域の特色を生かし、効果的かつ効率的に地域課題を解決するため、市民や団体による共助の取組を支援し、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進しています。

市民と行政が共に未来を創るためには、情報公開と透明性の確保が不可欠です。デジタル技術を駆使し、情報の公開や市民参加を促進し、政策決定に市民がアクセスしやすい環境を整えます。

また、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる地域社会の形成を目指し、あらゆる分野における女性の参画や就業・起業支援、DVや性暴力対策の意識啓発等、男女共同参画の取組を推進します。

人権と平和については、各種講座、研修会の実施及び啓発に努め、人権の尊重と平和行政を推進します。

姉妹都市との交流、準市民制度、中学生の国際交流等を通じて市民レベルでの交流促進を図ることで、多様性を尊重し、相互理解と共生を深めるなど、持続可能な社会を目指します。

行政運営においては、デジタル技術を活用した業務改善や広域連携を推進し、効率的で透明性の高い行政サービスの提供に努め、未来にわたって持続可能な、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本計画基本施策

第1章 水と緑を次世代に受け継ぐ、人と自然にやさしいまちづくり（自然環境・生活環境）

第1節 環境の保全

（1）生物多様性の確保と自然共生

- ・市民・事業者と連携した保全活動を推進します。
- ・玉原高原の保全と自然体験の場としての活用を図ります。
- ・生態系、生物多様性を守り、人と自然が共に発展する取組を推進します。

（2）森林環境の保全

- ・森林の適切な管理・保全に向けた取組を推進します。
- ・森林や木材が持つ価値を知る機会を創出します。

（3）生活環境の保全

- ・公害防止対策を推進します。
- ・市民生活の安心確保のための各種モニタリングを実施します。
- ・野焼き等の防止を図ります。
- ・地域美化を図ります。
- ・生活雑排水処理を行います。

（4）快適な生活環境の形成

- ・公共交通機関の充実を図ります。
- ・都市緑化を推進します。
- ・市の花「ききょう」などをはじめとした花いっぱい運動を推進します。
- ・良好な景観の形成を図ります。

第2節 循環型社会の実現

（1）脱炭素社会の実現 【総合戦略】

- ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルの変革を促す啓発事業を実施します。
- ・再生可能エネルギーの普及促進に取り組みます。
- ・再生可能エネルギーの地産地消に取り組みます。

(2) ごみの減量化・資源化と適正処理

- ・ごみの分別を徹底し、廃棄物の適正処理を推進します。
- ・資源リサイクルの推進に向け、ペットボトルの水平リサイクルに加え、新たに製品プラスチックの分別収集を実施します。
- ・一般廃棄物処理施設の整備を推進します。
- ・市民、事業者と連携して取り組みます。

(3) 環境と事業活動の共生

- ・農地の適正管理を推進し、田園空間の保全と整備を図ります。
- ・開発行為や事業活動における環境への配慮を図ります。
- ・鳥獣被害対策を図ります。
- ・環境資源と観光の共生を図ります。

第3節・防犯・交通安全・消費生活

(1) 防犯まちづくりの推進

- ・地域住民のコミュニケーションを高めるとともに、見守り活動や防犯意識を高める活動等を支援します。
- ・防犯カメラの更新、整備等を検討します。
- ・犯罪の発生しにくい環境づくりを推進するため、防犯灯の設置や電気料補助を行います。
- ・警察などの関係機関と連携・協力し、防犯意識の普及啓発を図ります。

(2) 交通安全対策の推進

- ・第12次沼田市交通安全計画に基づいた施策を推進します。
- ・生活道路において、「歩行者・自転車優先」を目指し、通学路の安全や高齢者及び障害者等の歩行空間の確保に向けた啓発活動に努めます。
- ・通学路の安全点検を行い、学校や幼稚園付近の歩道のない市道の安全対策を推進します。
- ・交通弱者である子どもや高齢者を交通事故から守るため、年代に合わせた参加・実践型の交通安全教室を開催します。
- ・交通指導員による街頭指導や警察・関係団体と協力して、事故を減少させるための啓発活動を推進します。

- ・道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの交通安全施設の新設、更新を計画的に推進します。
- ・高齢者の運転免許証の自主返納を支援します。

(3) 消費生活の安定

- ・沼田市消費生活センターでは、相談員の確保と育成に努め、相談体制、情報提供の充実を図ります。
- ・高齢者等を消費者被害から守るため、講座等により啓発を図るとともに、見守りネットワークとして、消費者安全確保地域協議会の設置について検討します。
- ・商品表示適正化のため、立入検査を実施し、不当表示への監視と事業者指導を行います。

第4節 防災・国民保護

(1) 地域防災力の充実・強化 【総合戦略】

- ・沼田市地域防災計画及び沼田市国土強靱化地域計画に基づき、市政全般の各分野において、ハードとソフトの両面から総合的かつ計画的に安全で安心なまちづくりを推進するとともに、防災DXの推進に努めます。
- ・住民参加型の地域防災訓練や出前講座などを通して防災への意識を醸成し、自主防災組織や個人の自主的な防災活動の促進、防災意識の向上を図ります。
- ・災害時等における市民への情報伝達手段について、デジタル技術の活用も踏まえて確保・拡充を図ります。
- ・災害時における避難施設において、女性や外国人への配慮に努めます。

(2) 消防力の向上 【総合戦略】

- ・消防団を中核とした地域防災力の充実・強化及び地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- ・老朽化した消防団詰所や消防水利などの施設については、団員の安全確保や地域の消防力強化のため、計画的に更新等を図ります。
- ・消防車両、各種装備品については、消火活動の向上や団員の安全確保のため、計画的に更新を図ります。
- ・消防団員の入団を促すとともに、部の統合を検討し、消防団の充実・強化を図ります。

(3) 国民保護に係る緊急事態への対応

- ・関係機関と顔の見える関係づくりにより、更なる連携強化を図ります。
- ・武力攻撃事態、緊急処理事態に対する市民意識の向上を図ります。
- ・時代に合わせた情報伝達方法を検討します。

(4) 気候変動への適応 【総合戦略】

- ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定など、熱中症対策を推進します。
- ・気候変動対策支援や気象災害に係る補償制度の周知・啓発など、気候変動を考慮した事業活動を支援します。
- ・自然災害軽減に向けて、森林環境の整備に取り組みます。

第2章 地域ブランドで切り拓く、元気創生のまちづくり（地域経済）

第1節 産業の振興と雇用・就業対策

(1) 魅力ある働き方・職場の創出への支援 【総合戦略】

- ・地域において「働きがい」や「働きやすさ」を実感できる職場づくりを推進するため、働き方改革に取り組む事業所に対し、コンサルティングの提供等を通じて、個々の職場が抱える課題の解決を支援します。
- ・中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しするため、経営変革や生産性向上への支援を進めるとともに、退職金制度や育児休業制度など、従業員が将来にわたり安心して働ける雇用環境づくりを支援します。
- ・1社単位では若手社員の育成が難しい事業者に対し、地域全体で取り組む横断的な若手人材の育成や交流の場づくりを支援するとともに、新規卒者研修や建設業等における技術者育成など、人材育成の取組を推進します。
- ・多くの人たちにとって魅力的な地域の仕事・職場を創出し、地域の社会課題解決の新たな担い手となる重要な存在であるローカル・ゼブラ企業の誘致や創業支援に努めます。

(2) 地域企業と働く意欲のある人の雇用マッチング 【総合戦略】

- ・地域企業等への雇用ミスマッチ解消に向けて、本市在住又は本市で働きたい若者、女性、高齢者、外国人や障害者等と地域企業をマッチングします。
- ・「シティプロモーション事業による地域産業の魅力発信」とあわせて、地域で暮らすための基盤をつくり、地域産業の維持・活性化を図ります。

- ・ハローワーク等の関係機関と連携し、高校生や子育て世代を対象とした企業説明会や就職支援の機会を創出するとともに、地域企業で働く若手社員の仕事内容や働き方の魅力を発信し、将来的に利根沼田で働くことを具体的にイメージできる環境づくりを進めるとともに、地域企業の副業・兼業人材の活用を支援します。

(3) 創業支援を軸としたスタートアップエコシステムの確立 【総合戦略】

- ・創業による雇用の創出や定住等を促進し、地域経済の活性化を図るため、「ぬまた起業塾」を継続的に開催します。
- ・創業環境の支援策として、中心市街地の空き家等での事務所・店舗設置場所等の確保・斡旋を行います。
- ・創業後の支援体制及び支援策として、継続的な経営指導の実施や金融事業者と一体となった支援体制の整備、インキュベーションオフィスの運営を行います。
- ・地域の課題に対応し、新たな産業の創出に取り組む企業の育成を図るとともに、地域の食や伝統産業に文化芸術、スポーツ、コンテンツ等の要素を結合した創業を促進し、地域資源を最大限に生かした高付加価値化を進めます。
- ・あわせて、「働きがい」や「働きやすさ」を実感できる新たな職場の創出につなげるため、女性の創業支援を強化します。

(4) 地域を担う企業の支援 【総合戦略】

- ・地域課題解決に向けた官民連携の推進、ビジネスパートナーとのマッチング支援など、新たなビジネスモデル構築に向け共創プロジェクト創出を支援します。
- ・市内の中小企業・小規模事業者を中心に事業活動を支援するための制度構築を図り、地域を担う中核企業としての持続的な経営を支援します。
- ・市内の中小企業・小規模事業者が行うD X・G Xの推進、人材確保、事業承継等を情報発信、制度構築等により支援します。
- ・生産設備の近代化や新製品・新技術の開発支援、制度融資の促進などを通じて、生産性の向上や賃上げを後押しするとともに、商工会議所・商工会、金融機関、大学等と連携し、経営診断・経営指導に基づく伴走型の経営課題解決支援を推進します。
- ・地域で活躍する人材の層を厚くし、個人の多様な働き方を広げる観点から、市内の中小企業・小規模事業者における副業・兼業人材の活用を支援します。
- ・デジタルの力を発揮できる環境を整えることでD Xに取り組む市内の中小企業・小規模事業者の付加価値向上を支援します。

- ・商店街振興組合等の活動を支援します。

(5) シティプロモーション事業による地域産業の魅力発信 【総合戦略】

- ・本市の伝統産業、地域資源を生かした農林業や木材・木製品製造業、地域を支える建設業、歴史ある商業など、地域産業の魅力を発信します。
- ・地域の産業とそこで活躍する人々をクローズアップすることで、事業者の顧客の獲得を図ります。
- ・若者、女性、高齢者、外国人や障害者等の幅広い層と雇用マッチングを推進します。
- ・新たなチャレンジを促すため、中小企業とプロフェッショナル人材のマッチングを推進します。

(6) 新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進 【総合戦略】

- ・新事業・新産業と雇用を創出するため、事業者の技術革新、経営革新を推進するための制度を構築します。
- ・企業の持つノウハウ・技術を生かして、脱炭素イノベーションを創出し、地域のGXを推進します。
- ・新たな雇用を創出するため、優遇制度を活用した企業誘致を促進します。
- ・沼田横塚産業団地の整備と企業誘致を推進します。
- ・地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に経済的波及効果を及ぼす民間事業者を支援します。
- ・地域産業の国内・海外での販路開拓を支援します。
- ・経営的な視点を持って、地域の資源や技術の新たな組み合わせや、新時代のインフラ整備とAI・デジタル等の新技術を活用したイノベーションを創出できる人材を地域に呼び込みます。

(7) 人や企業の地方分散 【総合戦略】

- ・域外からの本社機能等の移転・拡充を促進し、企業立地や事業展開を後押しする環境整備を進めるとともに、積極的な企業誘致活動を展開します。
- ・都市部で培われた専門的な知見や経験を有する経営人材やデジタル人材等が、地域企業において副業・兼業を含む多様な形で活躍できるよう人材の地方分散と地域での活用を促進するとともに、承継の担い手確保に向け、関係機関と連携した人材マッチングや後継者育成の取組を支援します。

(8) 産業用地・産業インフラの確保 【総合戦略】

- ・D X・G Xの進展を見据え、脱炭素型産業やデータセンター等の立地を促進するため、産業集積の形成に資する産業用地の確保と計画的な整備を進めます。
- ・あわせて、電力・通信インフラをはじめとする産業インフラの整備を推進し、企業の設備投資や新たな事業展開を支える受入環境の充実を図ります。
- ・さらに、既存の産業用地の有効活用や産業用地のマッチングを通じて、地域への投資を呼び込み、持続的な産業基盤の強化につなげます。

第2節 農林水産業の振興

(1) 農業経営と生産基盤整備 【総合戦略】

- ・次世代の地域農業を担う後継者、新規就農者、青年農業者及び若い女性農業者等、多様な担い手の確保及び育成に努めるとともに経済的な支援を行います。
- ・新規就農者を受け入れる農業者と就農希望者とのマッチングを支援します。
- ・安定した農業経営を確立するため、認定農業者等の意欲ある担い手に対して、経営改善の支援や農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めます。
- ・化学肥料・農薬を低減し、自然環境と調和する環境保全型農業の取組を支援します。
- ・夏季の冷涼な気象条件を生かした雨よけトマト栽培等、夏秋野菜の高品質安定生産に向けた機械・施設導入の取組を支援します。
- ・本市の特性に合ったスマート農業に取り組む農業者を支援し、持続可能な循環型農業について検討します。
- ・侵入防止柵等の設置、有害鳥獣捕獲の強化及び地域ぐるみの被害防止活動などによる野生鳥獣被害対策を支援します。
- ・飼養衛生管理基準の遵守徹底について畜産農家へ継続的に指導し、特定家畜伝染病の発生等に備え、関係機関と連携した防疫体制を強化します。

(2) 農産物ブランド化と6次産業化支援 【総合戦略】

- ・ぬまたブランド認証産品については、ソーシャルメディアを活用した戦略的な発信を行い、ブランド力の向上に努めます。
- ・沼田市産農産物を活用した新商品開発の支援や周知を行い、6次産業化を推進します。商談会の開催や出展支援により生産者と事業者のマッチングを図り、流通小売事業者との連携体制の構築に努めます。

(3) 林業の振興 【総合戦略】

- ・森林環境譲与税を有効活用し、森林整備、森林環境教育・木育、地域産木材の価値向上・利活用及び林業従事者の人材育成・担い手確保を推進します。
- ・木材生産を行い地域の林業・木材加工業者の振興を図るとともに、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、環境に適した整備を推進します。
- ・木材等林産物を持続的、安定的かつ効果的に供給するため、適切な造林、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進します。
- ・森林経営管理制度を活用し、森林の経営管理を森林所有者が自ら実行できない場合には市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林については市自らが経営管理を実施します。
- ・特用林産物の生産振興を図ります。

(4) 水産業の振興

- ・減少が懸念される魚種を含めた水産資源の適性維持を図るとともに、漁場の活性化を推進し、内水面漁業の振興を図ります。

第3節 観光の振興

(1) 市民・産業・行政が一体となった「観光まちづくり」の推進 【総合戦略】

- ・本市の比較優位（強み）に基づく観光レクリエーションの魅力を訴求を図ります。
- ・農林業・地域文化との連携による体験型観光など、地域特性を生かした新たな市場開拓と環境及び条件の整備を図ります。
- ・観光消費促進のための観光レクリエーションの魅力の向上と仕組みづくりを図ります。
- ・エリア別の魅力強化を図ります。
- ・戦略的な観光マーケティングの展開を図ります。
- ・広域連携を推進します。
- ・観光ビジネス、観光まちづくり及びデジタル分野の人材育成を図ります。
- ・推進体制の整備と計画の進行管理を図ります。

(2) デジタル技術を活用した観光情報の発信 【総合戦略】

- ・デジタル技術を用いて、多言語対応の観光サイトやアプリ、SNS戦略、オンライン予約、キャッシュレス決済及び観光データ解析等の必要性を検討します。

- ・外国語対応のパンフレットの作成、報道機関を活用した広報宣伝、観光キャンペーンの展開を推進します。

(3) 観光環境と観光振興体制の整備

- ・観光案内標識の整備など、観光受入れ環境の整備を推進します。
また、玉原高原内諸施設の整備、道の駅・白沢の管理運営、利根町諸施設の適正な管理運営などに努めます。
- ・観光関連産業の振興を促進し、産学官の連携による観光振興の取組を強化します。
また、沼田市観光案内所の管理運営をはじめとする観光協会との連携強化を図ります。

第4節 交流人口の拡大

(1) 移住促進のための受入窓口機能及び人材の充実強化 【総合戦略】

- ・移住促進のための受入窓口、人材育成の強化により、情報交換や各種調整等による支援などができる体制の充実を図ります。
- ・住居、就職、買い物、交通、教育及び子育て環境等生活に関連する情報を一元化し、効率的に情報を発信します。
- ・移住に関する情報を市外のみならず市内にも積極的に発信し、市民の移住促進に対する理解醸成を図り、「市民総動員」による移住促進を図ります。

(2) トライアルハウス（お試し住宅）等の設置による移住促進 【総合戦略】

- ・本市への移住の動機付けを図るため、トライアルハウスを運営し、そこでの暮らしや職業、住居選定の拠点として利用できる環境整備に努めます。
- ・「移住促進のための受入窓口機能及び人材の充実強化」とあわせて、トライアルハウス等利用者との継続的な関係構築を図ります。

(3) 沼田市への人材還流の促進 【総合戦略】

- ・テレワークの導入拡大により、住む場所にとらわれない働き方が一定程度浸透したことを踏まえ、二地域居住など、本市への「転職なき移住」を推進します。
- ・地方拠点強化税制等の優遇制度及び地方創生応援税制企業版ふるさと納税等の企業とのマッチング制度を活用し、本市への企業誘致を推進します。

(4) 地域課題と関係人口のマッチング機能の強化 【総合戦略】

- ・関係人口の創出・拡大に向けて、受入先となり得る地域組織や関連する課題を洗い出し、情報を集約します。

- ・ホームページやSNSを活用し、関係人口となり得る都市住民等へ効果的に情報を発信します。
 - ・都市間交流事業の実績のある都市に対し、関係人口の創出に向けた取組のPRを行います。
 - ・地域住民と都市住民との交流を通じて、地域活動の担い手不足に悩む地域の活力向上を図ります。
 - ・都市住民等と地域のニーズをマッチングします。
- (5) 準市民との結びつきの強化 【総合戦略】
- ・準市民を対象に、本市のイベント等に関する情報発信を定期的に行うことで、本市の状況や魅力を伝え、移住等への動機付けを図ります。
 - ・ふるさと納税において魅力ある返礼品の充実に努めるとともに、準市民の帰郷機会の創出と交流を促進するための仕組みを構築します。
- (6) 女性や若者の移住・定住促進 【総合戦略】
- ・仕事と生活の調和の実現のため、働き方の見直しに向けて、仕事と育児を両立できる職場環境整備を奨励します。

第3章 誰もが健やかに暮らせる、ふれ合いと支え合いのまちづくり（保健・医療・福祉）

第1節 保健・医療の充実

(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- ・全ての世代が食育に関心を持って望ましい食生活を実践できるよう、家庭、学校、地域及び行政が連携して食育活動を推進します。
- ・個人の体力や生活スタイルに合わせた具体的な運動方法を提示し、運動を習慣化できるように働きかけます。
- ・家庭、学校及び地域が連携し、20歳未満の方や妊産婦に対する飲酒、喫煙・受動喫煙防止の普及啓発を行います。
- ・ストレス対処法、挨拶や会話、各種団体事業による「人と人とのきずな」「人と人との支え合い」を大切にできる声かけ運動を推進します。
- ・口腔衛生及びう歯や歯周病予防の意識づけと、定期的な歯科検診を学校や地域と連携して推進します。

- ・特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率向上を図ります。
- ・がん検診による早期発見・早期治療の重要性を普及啓発し、受診率向上を図ります。
- ・一人一人が生活習慣を見直し、生活習慣病を予防できるよう働きかけます。
- ・健診（検診）や医療費情報等の多面的情報を基に重症化予防事業を実施します。

（２）健康を支えるための社会環境整備 【総合戦略】

- ・市民、教育機関、企業及び団体等が連携・協力して地域での健康づくりを支援します。
- ・市民が地域の健康づくり活動に積極的に取り組めるよう支援します。
- ・スマートウェルネスぬまた推進事業によって、楽しみながら続けられる運動を普及啓発し、市民の健康づくりを支援していきます。
- ・市民一人一人が健康に関する意識を高め、自ら積極的に健康づくりを推進できるよう、地域の関係団体などとも連携したまちづくりを推進します。

（３）こころとからだの健康づくりの推進

- ・ライフコースアプローチで次世代の健康を増進します。
- ・様々な相談や教育を通じ、正しい知識の普及、相談機関の周知及び安心して暮らせるまちづくりに努め、こころの健康づくりを推進します。

（４）医療体制の充実

- ・病床の機能分化・連携を推進するため、医療機関相互の連携及び関係機関の連携を高めて医療体制の充実を図ります。
- ・医療従事者の確保・養成に向け、関係機関と連携します。
- ・安心して出産・子育てができるよう、小児救急医療や周産期医療の機能を確保できるよう連携します。

（５）感染症予防対策の推進

- ・新型インフルエンザ等感染症については、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、関係機関と連携し対策に努めます。

第２節 結婚・出産・子育ての支援

（１）結婚支援 【総合戦略】

- ・仕事と生活の調和の実現のため、働き方の見直しに向けて、仕事と育児を両立できる職場環境整備を奨励します。

- ・市内で結婚し、新生活を始める世帯の経済的基盤の安定確保に取り組みます。

(2) 子どもの成長に応じた子育て支援策の推進 【総合戦略】

- ・妊娠・出産・育児期における母子保健対策を充実し、各事業や関連機関の連携強化、情報の利活用及び切れ目のない包括的な支援体制を強化します。
- ・第3子以降の保育料完全無料化制度及び学校給食費の完全無償化制度を継続するなど、出産・子育てに係る経済的負担を軽減します。

(3) 安全・安心な妊娠、出産、育児への支援 【総合戦略】

- ・妊娠期から出産・子育てまで、切れ目のない支援により、安心して子育てができるよう、医療機関等と連携を図り、妊娠中の保健指導、乳児家庭全戸訪問、産後ケア、不妊治療への支援、情報提供等の充実に努めます。

(4) 子どもと母親への健康支援 【総合戦略】

- ・子どもの健やかな成長を支援するため、関係機関との連携を強化しながら、健康診査や健康相談などの母子保健事業をきめ細かく実施します。

(5) 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援 【総合戦略】

- ・子育てに対する保護者等の孤立感や不安感を解消するため、相談体制の充実を図るとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

(6) 全ての子どもが暮らしやすい環境をつくる 【総合戦略】

- ・児童虐待防止対策を強化するため、発生予防から早期発見・早期対応に努め、関係機関との協力体制の構築も含め、切れ目のない包括的支援を推進します。
- ・ひとり親家庭の自立支援を推進するため、経済的支援やきめ細かな福祉サービスの充実を図り、自立した生活ができるよう総合的な対策を講じます。
- ・障害児施策を充実するため、障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし身近な地域で安心した生活を送るために、年齢や障害等一人一人の状況に応じた専門的な支援制度の充実を図ります。
- ・障害児施策を充実するため、障害の早期発見・早期療育の取組の充実を図るとともに、相談支援体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら早期から切れ目のない円滑な支援に努めます。
- ・子どもの貧困の早期発見に努め、生活支援、教育支援、就労支援等により早期解決を図り、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、包括的な環境整

備を目指します。

- ・仕事や子育て、家庭生活などにおいてバランスのとれた環境を整え、職場環境の改善、事業主及び勤労者の意識改革など、多面的な取組の推進に努めます。

第3節 地域福祉の充実

(1) 福祉意識向上の推進

- ・地域の誰もが参加できる交流事業を開催するとともに、住民同士が何でも話し合える機会をつくり、福祉意識の醸成に努めます。
- ・地域福祉活動の必要性を「広報ぬまた」やホームページなどにより広く周知し、市民の理解促進に努めます。

(2) 自助を支える地域福祉活動の創出

- ・重層的な見守り体制を推進し、課題解決のためのネットワークの構築を図ります。
- ・民生委員・児童委員協議会との連携を強化し、市民の身近な相談者としての役割を果たします。

(3) 沼田市社会福祉協議会との連携

- ・地域福祉活動の中心的な担い手としての社会福祉協議会活動を支援し、地域福祉を推進します。
- ・子どもたちが福祉への理解を深める福祉教育・福祉体験学習の推進を支援します。

第4節 高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

- ・各地区の老人クラブで構成される老人クラブ連合会の活動を支援し、高齢者の自主的な社会活動の促進に努めます。
- ・高齢者の就業機会を確保するため、シルバー人材センターの運営及び活動を支援します。
- ・高齢者相互の交流や健康づくりの拠点として、ふれあい福祉センターの積極的な利用促進を図ります。
- ・高齢者を対象としたサロンや通いの場の設置により、地域における居場所づくりの確保に努めます。

(2) 生活支援体制の整備と地域包括ケアシステムの充実

- ・地域包括支援センターによる包括的地域支援事業をはじめ、介護予防教室や地域福祉団体支援事業等の一般介護予防事業を推進します。
- ・多様な主体による生活支援体制の整備を推進し、地域全体で支え合う仕組みづくりを支援します。
- ・医療と介護が切れ目なく提供されるよう、関係機関の連携体制強化を推進します。
- ・認知症への理解を深めるとともに、早期対応を図るため、認知症総合支援事業を推進します。

(3) 介護予防と介護保険サービスの充実

- ・介護予防サポーターやフレイルサポーターなど、地域において予防活動を担う人材を確保し、その育成・活用を図ります。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業等により、住民の多様なニーズに応じた効果的なサービス提供の充実に努めます。
- ・介護人材の確保及び多様な需要に対応できる持続可能なサービス提供体制の充実に努めます。

第5節 障害者施策の推進

(1) 地域共生社会の推進

- ・障害のある人となない人との交流、福祉教育、ボランティア活動及び障害についての啓発・広報活動によって、社会的な障壁がないまちづくりを推進します。
- ・障害のある人が生涯を通じて、こころ豊かな充実した生活を送れるよう、年金・手当などの制度の周知、支援人材の養成・確保、スポーツ・文化活動の振興に努めます。
- ・公共施設や交通手段のバリアフリー化や災害時における安全確保による福祉のまちづくりを推進します。
- ・意思決定支援、成年後見制度、虐待防止等に継続的に取り組みます。

(2) 障害福祉サービスの充実

- ・障害福祉サービスの量の見込みに基づき、施設やサービス、支援の質の確保に努めます。
- ・障害のある人が安心して暮らせるよう、相談体制を充実します。

第6節 社会保障制度の適正な運営

(1) 国民健康保険制度の安定運営

- ・特定健診や特定保健指導の効果的な実施により、被保険者の健康の保持増進に努めます。
- ・データヘルス計画の健診結果やレセプト情報などのデータを活用して、効果的な保健事業を展開します。
- ・ジェネリック医薬品の普及を図ります。
- ・群馬県市町村の保険税率統一に向けて、県を中心に検討を進めてまいります。

(2) 後期高齢者医療制度の円滑な運営

- ・群馬県後期高齢者医療広域連合との協力・連携体制を強化して、健全な制度運営に努めます。
- ・高齢者の健診受診率を高め、フレイル予防や病気の早期発見、早期治療に努めます。
- ・介護、保健部門と連携し、高齢者の健康寿命の延伸を支援します。

(3) 福祉医療制度の推進

- ・群馬県と連携し、適正な福祉医療制度の推進に努めます。
- ・必要な医療を自己負担なく受診できることで、疾病の早期発見や早期治療を可能とし、重症化防止を図ります。
- ・子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者の経済的負担を軽減し、受診控えの抑制を図ります。

(4) 生活困窮者の支援

- ・自立相談支援により困窮原因の把握と問題解決に努めます。
- ・就労支援により就労活動への支援を行います。
- ・住居確保給付金により住まいの確保を支援します。
- ・生活保護制度の適正な運用により利用者支援を行います。
- ・民生委員等と連携し、潜在的な困窮者の把握に努めます。

第4章 郷土を愛し、こころを育むひとづくり・まちづくり（教育・文化）

第1節 学校教育

(1) 未来を担うたくましいひとづくり・まちづくりを目指した教育の推進 【総合戦略】

- ・地域を愛し親しむ心、地域を誇りに思う心を育むために、自分が生まれ育ったふるさ

と沼田を知り、良さを学ぶ「ふるさと学習『ぬまた未来創造学』」を推進します。

- ・誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出すための教育を実現する観点から、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、子どもたちの能力を最大限に引き出すよう努めます。
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）として、ICTを効果的に活用した学習やプログラミング教育を通して、情報を得たり、情報を整理・比較したり、分かりやすく発信・伝達する情報活用能力を育成します。

（２）義務教育の充実

- ・学校経営の充実と教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の自己有用感を高めるとともに、学力向上や生徒指導の充実に努めます。
- ・地域を愛し親しむ心、地域を誇りに思う心の育成に努めます。
- ・社会の変化に対応する教育の充実、健康・体力・安全に係る指導の充実などに努めるとともに、関係機関と連携し、特別支援教育の充実を図ります。
- ・英語教育の充実に向けて、教員の指導力の向上や指導体制の充実に努めます。
- ・「考え・議論する」道徳の授業を実現し、力強く生き抜こうとする心を育てる指導の充実に努めます。
- ・インターネットの利用に関わるトラブルを防ぐ情報モラル教育の充実と家庭への啓発に努めます。
- ・家庭や地域、市立図書館等と連携するとともに、図書室の運営改善を図り、読書活動の充実に努めます。
- ・全ての中学生が、多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、部活動の地域展開により、学校や地域の実情に応じた持続可能な環境整備に努めます。
- ・教職員が子どもたちと向き合う時間を一層確保できるように、校務の効率化に向けた環境づくりに努めます。
- ・群馬大学や東京大学等の高等教育機関と連携し、市内中学生を対象として、中学校での学習内容と関連付けて、普段の授業の発展や応用となるような講義等を実施します。
- ・多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するために、学校保健、学校給食・食育の充実を図ります。
- ・食物アレルギー等、食事に制限が必要な児童生徒も安心して給食を食べることができるよう、学校・家庭・給食センターで個々の症状や程度などを情報共有し、安全な給

食の提供に努めます。

- ・季節に応じた地場産物や郷土料理・行事食等を計画的に献立に取り入れ、給食を通じて児童生徒に伝えることによって、本市の食文化への理解促進を図ります。

(3) 学校再編の推進

- ・児童生徒数の動向を踏まえ、小中学校の再編を進めることで教育環境の充実と持続可能な教育体制の確立に取り組みます。

(4) 学校施設の整備・充実

- ・施設の長寿命化をはじめ、適正な改修・建て替えを行いながら安全・安心で質の高い教育環境の整備に努めます。
- ・施設の維持管理に係る修繕や備品購入等について計画的に実施します。

第2節 生涯学習

(1) 生涯学習の推進

- ・生涯学習を総合的に推進するため、生涯学習推進本部を設置するとともに、地域に根ざした生涯学習推進体制の整備と魅力ある学習環境を創出するため、生涯学習推進協議会を設置し、社会教育団体、学校、家庭、地域社会などと連携し、生涯学習の推進に努めます。

(2) 学習機会の拡充

- ・市民の主体的な学びを支援するため、様々な生涯学習講座を実施し、学習機会の更なる充実に努めます。
- ・生涯学習発表会等の実施により学習成果を発表する機会を提供するとともに、専門的な知識や技術を持った市民が、学校や地域での学習体験活動の講師としてその能力を生かせるよう「まちの達人バンク」を整備します。

(3) 学習環境の維持

- ・誰もが自由で気軽に利用できる、開かれた図書館として、変化する社会の動向や利用者の幅広いニーズに対応した情報提供に努め、一人一人の学びや課題解決、情報活用を支援します。

第3節 文化芸術活動と文化財

(1) 文化芸術活動の推進

- ・文化協会をはじめとした芸術文化団体及び自主サークルの活動を支援し、文化祭や芸能祭などの発表の機会を提供することで、諸活動の高揚を図り、市民文化活動の向上に努めます。
- ・地域に根ざした特色のある伝統文化を次世代に継承するため、伝統芸能を学ぶ子どもによる伝統芸能発表会を開催し、伝統芸能の継承に対する関心や理解を深めます。
- ・「柳波賞」、「ふるさと文学賞」を開催し、郷土の文化・歴史・自然を見つめる機会を通じて、郷土愛の醸成と文化のかおり高いまちづくりを推進します。

(2) 文化財の保存と活用

- ・未指定文化財を含む地域文化財の総体を把握し、必要に応じて文化財の指定を行うとともに、調査の成果や資料について情報発信を行い、文化財の保存と活用を図ります。
- ・文化財の適正な保存管理を行うため、計画的な修理を行うとともに、文化財所有者に対しては、適切な日常管理の実施の推進と防災意識の高揚を図ります。
- ・文化財保護課が所管する施設については、施設の老朽化に対応するため計画的な修理により次世代への継承に努めます。
- ・歴史的建造物については、一般公開や貸館のほか、建物の魅力を伝えられるようなイベント等による活用を推進し、市ホームページやSNSなどにより積極的に情報発信を行います。
- ・小中学校において伝統芸能教室や出前講座を行い、子どもたちが地域の文化財に触れる機会を創出し、将来の担い手を育成します。

(3) 文化財施設の機能の充実

- ・歴史資料館は、文化財施設の中心的役割を担い、地域の歴史文化の調査研究や資料の収集を進めることで、特色ある地域文化の保存と継承を図ります。
- ・埋蔵文化財調査センターは、市内遺跡発掘調査の拠点として、出土した資料を調査・整理し、適切な管理と活用に努めます。
- ・計画的な研修により、専門職員を育成するとともに、外部の専門人材や民間団体等との連携を図ります。
- ・歴史資料館及び生方記念文庫は常設展示を行うとともに、郷土の歴史を学び、地域文化の再発見につながるような企画展を開催し、講演会やワークショップ等の教育普及事業を実施します。
- ・学校教育との連携による地域の文化財の教材化を推進し、施設見学や出前講座を積極

的に実施することで、郷土の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。

(4) 地域・歴史・文化・芸術等による地域活性化 【総合戦略】

- ・沼田公園から歴史資料館、文化財施設を集約した“にぎわいの核”までを、歴史巡りの名所としてPRに努めます。
- ・美術、音楽、舞踊、伝統芸能等の芸術分野で活躍している本市にゆかりのあるアーティストと連携し、本市の魅力を市内外へ発信します。

第4節 青少年健全育成

(1) 社会参加活動の推進

- ・子どもたちが、豊かな自然の中での活動や多様なボランティア活動などの取組を通じて、たくましさやさしさを身に付け、地域や社会との結び付きについて理解を深めるとともに、地域リーダーとして活躍できる人材の育成を図ります。
- ・二十歳を迎えた方々を祝福するとともに、大人としての自覚を促すことを目的に式典を開催します。

(2) 青少年健全育成の推進

- ・家庭、地域社会、学校、青少年育成関係団体及び関係行政機関との緊密な連携を図り、次世代を担う心豊かな青少年の健全育成推進体制の充実に努めます。
- ・青少年健全育成に係る諸課題を解決するとともに、問題の早期発見と犯罪の未然防止を図るため、関係機関と連携し、相談活動及び補導活動の充実に努めます。
- ・子どもたちが、安全で安心してインターネット等を利用できるよう「おぜのかみさま」運動の推進と「沼田市SNSルール」の周知徹底を図ります。
- ・地域学校協働活動を通して、学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を整備し、学校を核として、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。

第5節 スポーツの振興

(1) スポーツ・健康づくりによる地域活性化 【総合戦略】

- ・テラス沼田トレーニングプラザを市民の健康づくり、スポーツ関連施設の拠点の一つと位置づけ、複数の行政分野・団体等と連携を図りながら、市民の健康増進とスポーツ振興を図ります。
- ・沼田市スポーツ協会をはじめとした関係団体と連携してスポーツ教室や講習会を開催

することにより、誰もがスポーツに参加しやすい環境を構築し、スポーツへの関心を高め、参加する機会の創出を図ります。

- ・大会及び研修会等の開催により、競技者やスポーツ団体の育成を図ります。
- ・スポーツ推進委員や競技指導者、総合型地域スポーツクラブ等との連携により、指導力等の向上を図ります。

(2) スポーツ機会の充実

- ・国民スポーツ大会の群馬県開催を契機として、更なるスポーツ情報の提供・発信に努めるとともに、健康づくりや生涯スポーツの推進、参加意欲の向上及びそのきっかけづくりを行い、気軽にスポーツに親しむことができるよう各種スポーツ大会や各種スポーツ教室・講習会の充実を図ります。

(3) スポーツ施設の整備・利便性の向上

- ・誰もが利用しやすい施設の環境を整備するため、市民ニーズ等を考慮した既存施設の適切な維持、補修を進めるとともに、施設の適正な運営に努めます。
- ・人口減少や、環境の変化等に配慮しつつ、施設の集約や大規模改修など計画的な運営管理を行います。

(4) 競技スポーツの推進

- ・スポーツ関係団体や総合型地域スポーツクラブへの支援を行うとともに、指導者の資質の向上を図るため、研修会や講習会を開催します。
- ・オリンピック、全国大会等に出場する選手を対象に、スポーツ関係団体と連携し、激励金の支給を行います。

第5章 誰もが安心して暮らし、住み続けられるまちづくり（都市基盤）

第1節 社会基盤整備

(1) 持続可能なまちづくりの推進 【総合戦略】

- ・沼田都市計画マスタープランに基づき、土地利用の誘導を図ります。
- ・立地適正化計画に基づき災害リスクの低い区域で防災性を確保しながら、都市機能と生活サービス機能・居住機能を中心拠点及び地域生活拠点へ誘導し、鉄道・バス等の公共交通で拠点間を結ぶ多極ネットワーク型の都市構造を推進します。
- ・開発許可制度が県の所管であることを踏まえ、県との連携・情報共有を図りながら、

地域開発事業指導要綱等に基づき、地域特性に応じた土地利用の調整や無秩序な開発の抑制に努めます。

(2) 中心市街地の再生 【総合戦略】

- ・ 中心市街地土地区画整理事業により、安心して暮らせる市街地の整備を推進します。
- ・ 行政機能の中核でもある「テラス沼田」を様々な活動の拠点と位置付け、市民の居場所づくりによる中心市街地の再生を図ります。
- ・ 中心市街地の「にぎわいの核（天狗プラザ、大正ロマンエリア）」を拠点とした、交流による活性化を推進します。
- ・ 官民連携の手法により複合型集合住宅を中心市街地に誘導する「街なか居住」の推進を検討します。
- ・ 中心市街地に現存する空き店舗を活用し、起業支援、来訪者の増加に取り組み、にぎわいを創出します。

(3) インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進 【総合戦略】

- ・ 沼田市公共施設等総合管理計画及びアクションプランに基づき、市内全域における施設の効率的・効果的な管理運営を行います。
- ・ PPP及びPFIの活用を検討します。
- ・ 舗装、橋梁、トンネル、市営住宅、都市公園等の各種長寿命化（修繕）計画に基づき、計画的な事業推進を図ります。

(4) 道路網の整備

- ・ 群馬県と連携した緊急輸送道路や都市計画道路3・3・1環状線（栄町工区）など都市を支える安全かつ利便性の高い道路ネットワークの形成を推進します。
- ・ 市街地と市内各地域を結ぶ道路網の円滑な交通を確保します。
- ・ 市民生活に最も身近な生活道路について、地域の実情に配慮しながら、危険箇所の解消を図るとともに、通学路安全点検などにおける歩道等の整備による安全で快適な生活道路の整備を推進します。
- ・ 道路管理に必要な情報のデジタル化を図り、情報の一元化を推進します。

(5) 道路施設のメンテナンス

- ・ 道路施設（橋梁、トンネル等）の損傷や老朽化の現状を把握するため、法令に基づく道路施設の定期点検を継続的に実施し、長寿命化修繕計画を策定することにより、計画的なメンテナンスサイクルを構築します。

(6) ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・既存施設の改修の際は、可能な限り高齢者、障害のある人等の移動等円滑化基準に適合させ、バリアフリー化の実現に努めます。また、新たな施設の建設の際はユニバーサルデザインによる施設整備を進めます。

第2節 公共交通

(1) 未来につなぐ公共交通の実現 【総合戦略】

- ・AIデマンドバスをはじめとする地域公共交通の充実を図り、誰もが便利で安心して利用できる公共交通の実現を目指します。
- ・幹線交通と地域内交通の接続率向上を図るとともに、多様な輸送資源の活用を検討し、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指します。
- ・待合環境の改善など、利用環境を整備するとともに、ニーズの把握やチラシ等による普及啓発により利用促進を図ります。
- ・郊外部・山間部における公共交通サービスの維持・確保を図ります。
- ・前橋と沼田を結ぶ広域生活路線である高速バスアップル号の運行を支援します。

第3節 住宅・公園緑地・景観

(1) 市営住宅の整備と維持

- ・人口減少と地域状況に対応した管理戸数の設定で団地を集約・再編します。
- ・老朽化したストックの改善等による住宅の質の確保を図ります。
- ・長寿命化改善によるライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・ストックの状況把握・データ管理に基づく修繕計画を作成します。
- ・改善、維持管理における民間資本の活用を図ります。

(2) 空き家対策の推進 【総合戦略】

- ・空き家の解体促進、宅建協会と連携し住宅取得を希望する移住者による空き家の活用等の空き家対策を推進します。
- ・所有者等への啓発や専門家団体の紹介等で空き家を予防します。
- ・各種補助制度の活用、移住・定住の促進等により、空き家の流通・活用を促進します。
- ・空き家解体費用の補助、チラシ・パンフレット等による啓発等で空き家等の管理を支援します。

(3) 子どもの遊び場と緑地の充実 【総合戦略】

- ・公園・緑地の施設更新を適切に行い、快適な住環境を創出します。

(4) 良好な景観の形成と維持保全

- ・美しい景観の形成のため、市民緑化の推進と市の花「ききょう」などをはじめとした花いっぱい運動の推進を図ります。
- ・玉原高原、沼田公園、吹割の滝など、豊かな自然や歴史的な景観の保全を推進します。
- ・景観に対する市民意識の醸成や景観法による景観計画等の制定を検討します。

(5) 建築物の耐震化の推進

- ・地震に備え、住宅の耐震化を推進するため、耐震化支援事業の実施や、周知啓発を行います。

第4節 上水道・下水道

(1) 上水道等の整備と維持 【総合戦略】

- ・経営戦略に基づく上水道及び簡易水道の計画的な事業推進を図ります。
- ・上水道区域や簡易水道区域は、浄水施設整備事業、老朽管布設替事業、送配水施設整備事業を実施します。
- ・浄水場の整備を推進します。
- ・健全な経営を継続するため、料金改定を検討します。
- ・統合が可能な簡易水道等については、順次、統合整備事業の調整を進めます。
- ・漏水対策として漏水調査業務・漏水修繕を行うとともに、管路台帳や浄水施設台帳整備を行います。
- ・次世代においても水道施設が安全で安心して利用できるよう施設更新を計画的に進めます。

(2) 下水道（污水）の整備と維持 【総合戦略】

- ・経営戦略に基づく下水道の計画的な事業推進を図ります。
- ・公共下水道、農業集落排水の整備対象区域外については、合併処理浄化槽（くみ取り・単独浄化槽からの転換）設置の際、申請により補助金を交付します。
- ・ストックマネジメント計画に基づき、公共下水道及び農業集落排水の管渠、処理場、ポンプ場等施設の適切な維持管理に努めます。

(3) 下水道（雨水）の整備と維持

- ・ストックマネジメント計画に基づき、施設の適切な維持管理に努めます。

第6章 未来を共に創る、持続可能なまちづくり（構想の推進）

第1節 情報公開・市民協働・コミュニティ

（1）市民との情報コミュニケーション

- ・「広報ぬまた」などを通して市民に行政情報を提供し、市民との情報共有を図り、市政参加を促進します。
- ・ホームページにより、市政の最新情報を市内外にタイムリーかつ迅速に発信します。あわせて、ホッとメールぬまた、LINEなどのSNSを更に活用し、イベントや観光情報などの旬な情報を広く発信します。
- ・「市長への意見箱」、「市長とふらっと〜く」を引き続き実施し、市民の意見・要望の把握や市民の市政参加意欲の向上に努めます。
- ・公開すべき行政情報を適切に提供し、市民の知る権利に応えるとともに、法令に基づき個人情報情報を厳格に保護し、不正利用や漏えいを防ぐことにより、情報公開と個人情報保護のバランスを確保し、透明性と信頼性の高い行政運営に努めます。
- ・市政に市民の意見を更に反映させるため、市民意見提出手続制度（パブリックコメント手続制度）や「ぬまた未来共創会議」を効果的に活用します。

（2）市民活動団体等の活動支援

- ・市民活動センター及び各地区コミュニティセンターにおいて、市民活動団体等の情報発信や活動支援を行うとともに、市民活動実践講座、体験教室等を通じ市民活動の活性化を図ります。
- ・市民活動拠点コミュニティテラスや各地区コミュニティセンターを、市民が行う多様な活動の場として提供します。

（3）広域コミュニティ運営組織（地域運営組織）の設置 【総合戦略】

- ・地域課題の解決、地域コミュニティの維持・活性化を図るため、新たな枠組みによる広域コミュニティ運営組織（地域運営組織）の設置について検討するとともに、人的・財政的支援など、地域と行政との連携方法等について検討します。

（4）行政区への支援

- ・区長会事務を担うほか、行政区からの集会施設等の新築・改築及び修繕等に係る補助

金要望に基づき、(一財)自治総合センターのコミュニティ助成金、(公財)群馬県市町村振興協会の魅力あるコミュニティ助成金、沼田市コミュニティ施設整備費補助金などを活用し、行政区を支援します。

第2節 男女共同参画・人権と平和・交流

(1) 男女共同参画社会の形成

- ・関係機関と連携し、家庭、職場及び地域において、育児・介護と仕事の両立ができるような社会の実現を図ります。
- ・男女共同参画社会の実現に向け、個人、事業者等の意識を高めるため、広報・啓発活動の推進、学習機会の創出を図ります。
- ・DVや性暴力防止に向けた意識啓発を進めるとともに、相談窓口を設置し、被害者等を支援します。
- ・市政における各種会議において、女性の参加を推進します。
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、事業者へ周知します。
- ・困難な問題を抱える女性等への支援を推進します。

(2) 人権の尊重と平和の推進

- ・人権教育の内容は、基本的な内容に様々な内容（例えば、多文化共生、ジェンダー平等、障害者の権利など）を加えて実施するよう努めます。
- ・いじめ防止子ども会議を開催するとともに、「沼田市・先生の日」における研修の実施、諸機関との連携を図った啓発活動の推進、道徳教育の充実、学校訪問における啓発など、学校における人権教育を推進します。
- ・若い世代をはじめとする市民への平和意識の醸成や関係団体との連携により、市民が平和や命の尊さについて考える機会を創出し、幅広い学びを促進することで、平和の大切さを広く伝える取組に努め、平和行政を推進します。

(3) 多様性社会を象徴する拠点の整備 【総合戦略】

- ・eスポーツ、プログラミング教育といったデジタル社会における新たな人材を育成するための拠点の整備を検討します。
- ・本市に永住、居住、勤務する外国人との多様な交流を推進するための拠点の整備を検討します。

(4) 様々な交流の推進

- ・姉妹都市の下田市との交流を図るため、沼田まつりと黒船祭の相互訪問、小中学生絵画交流など、両市で開催されるイベント等への相互参加を推進します。
- ・姉妹都市のフュッセン市との交流を図るため、市長等の相互訪問、両市民による写真交流等を推進します。
- ・準市民制度の周知を図り、準市民登録の促進・拡大に努めるとともに、帰郷機会の充実を図ります。
- ・市民と地域に居住する外国人とが共生するために、交流の場を提供するとともに、国際的視野の拡大のための講演会の開催、外国人を対象とした日本語教室の開催等、市内における国際交流事業を推進します。また、外国人に向けた各種情報の発信を積極的に行います。
- ・中学生の国際理解の促進や国際化への対応を図るため、授業の一環としてオンラインによる中学校国際交流事業を継続して実施します。

第3節 行財政

(1) 自治体DXの推進 【総合戦略】

- ・行政サービスに係るDXを積極的に推進し、業務の生産性を向上することで、市民の福祉向上につながる政策立案や業務改善に掛ける時間を更に確保します。
- ・電子地域通貨の活用により、市民の利便性向上、地域内消費の促進、行政ポイント等を活用した市民参加の促進を図ります。また、商業、観光、健康づくり、子育て支援、公共交通、地域活動など、多様な分野との連携を検討し、誰もが利用しやすい持続可能なデジタル基盤としての活用を進めます。

(2) 周辺市町村との連携強化 【総合戦略】

- ・利根沼田地域定住自立圏をはじめ周辺市町村と連携し、地域公共交通や買物支援、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが抱える課題に対し、デジタル技術を活用した解決策を検討します。
- ・ごみ・し尿の適正処理を利根沼田広域市町村圏振興整備組合で効率的に行うため、構成5市町村で連携・協力し推進します。

(3) テラス沼田の利活用 【総合戦略】

- ・市民活動の拠点として、多様な世代の活動や様々な市民活動を支援し、交流を促進するとともに、市民が気軽に利用できるスペースを提供します。

- ・子育て支援の拠点として、親と子のふれあいをはじめ、子育て親子の交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行います。
- ・地震・豪雪・豪雨などによる災害発生時、一時避難、応急措置を行うほか、支援物資の保管・輸送など、市民にとって安全・安心の拠点機能を果たします。
- ・創業支援センターを設置し、経営指導等サポート体制を構築するとともに、インキュベーションオフィスを提供することで市内起業を後押しします。

(4) 人材育成の推進

- ・職員研修の充実を図り、職員の行動変容を促し、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員を育成します。
- ・公平・公正な人事評価制度の充実に努め、評価結果を活用することにより職員の成長意欲を促し、能力開発と資質向上を図ります。

(5) 健全な財政運営の推進

- ・安定した行政サービスを維持するため、経常的経費の一層の削減に努めます。
- ・市債の発行に当たっては、後年度の公債費の負担に十分留意するとともに、財政指標の推移を注視して安定的な財政運営に取り組みます。
- ・公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを長期的な視点で計画的に行い、施設の最適化による財政負担の軽減・平準化を推進します。
- ・市有財産の利活用に当たり、庁内検討組織により決定された方針に基づき管理運用を行うとともに、より有効な活用方法についての検討を行います。
- ・ネーミングライツ、ふるさと納税・企業版ふるさと納税、遊休市有財産の賃貸、売却等によって、自主財源の確保を図ります。
- ・納税者の利便性向上のため電子納税の導入等を進めるほか、収納窓口の拡充、差押動産や不動産のインターネット公売など市税等の徴収対策を強化します。
- ・市税等の納税義務の公平確保に関する要綱により、滞納者への行政サービスの制限を徹底します。
- ・計画的な職員採用、優遇退職制度の推進、業務改善や事務事業の見直しなどにより、引き続き定員の適正管理に努めます。

(6) 行政改革の推進

- ・安定した行政サービスを持続的に提供するため、AI、RPAなどのデジタル技術を積極的に活用し、業務改善による事務の効率化と市民の利便性向上に努めます。

- ・PDCAサイクルに基づく行政評価制度を活用し、事務事業の見直しを行い、行政効率の改善に努め、人口減少社会にあっても持続可能な行政運営を進めます。
- ・組織の再編・合理化を進め、簡素で分かりやすい組織体制を目指すとともに、定員の適正管理に努め、社会情勢により変化していく市民ニーズにも的確に対応できる柔軟で機能的な体制の構築を目指します。

沼田市第七次総合計画

[沼田市地方創生総合戦略]

基本構想(案)

令和8年8月

沼 田 市

目 次

第1部 総論

第1章 総合計画とは

第1節 計画策定の趣旨 P 1

第2節 計画の構成と計画期間 P 1

第2章 計画策定の背景

第1節 沼田市の概況 P 3

第2節 時代の潮流 P 5

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念 P 8

第2節 まちづくりの将来像 P 9

第3節 人口の将来展望 P 9

第2章 施策の大綱

第1節 水と緑を次世代に受け継ぐ、人と自然にやさしい
まちづくり（自然環境・生活環境） P12

第2節 地域ブランドで切り拓く、元気創生のまちづくり
（地域経済） P13

第3節 誰もが健やかに暮らせる、ふれ合いと支え合いの
まちづくり（保健・医療・福祉） P14

第4節 郷土を愛し、こころを育むひとづくり・まちづくり
（教育・文化） P15

第5節 誰もが安心して暮らし、住み続けられるまちづくり
（都市基盤） P16

第6節 未来を共に創る、持続可能なまちづくり
（構想の推進） P17

第1部 総論

第1章 総合計画とは

第1節 計画策定の趣旨

1 市民憲章と森林文化都市宣言

昭和58年（1983年）に開催されたあかぎ国体と、同年の「新総合計画」（第二次に当たる。）の策定を契機に、市民が一体となってまちづくりを進めていくための道しるべとして、当時の全世帯（約1万3千世帯）を対象とした市民アンケートを経て、「沼田市民憲章」が制定されました。

この「沼田市民憲章」を基本理念として「第三次総合計画」を策定する際に、シンボルテーマとして設定された「森林文化につつまれた人間都市・・・沼田の創造」をイメージし、平成2年（1990年）、全国で初めて「森林文化都市」を宣言しています。

「沼田市民憲章」と「森林文化都市宣言」は、制定以来、これまで本市のまちづくりの指針として、各種計画や施策のよりどころとなっています。

2 計画策定の趣旨

本市は、「沼田市第六次総合計画」（平成29年3月策定）に基づき、市政運営を進めてまいりました。

この10年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大や、気候変動による自然災害のリスクの増加など、予測不可能な状況が続いています。

さらに、歯止めのかからない人口減少、国際社会における紛争、SNS*を駆使した新たなコミュニケーションの普及、デジタル化の急速な進展、物価の高騰など、社会経済の動向や生活意識にも大きな変化がありました。

このような背景の中にあっても、誰もがこころ豊かに暮らし、住む人にとっても訪れる人にとっても居心地のよい、持続可能なまちづくりを進めるため、私たちは、「沼田市民憲章」に掲げた「平和を守り、人間性ゆたかなまちづくりをめざす」という理念と、「森林文化都市宣言」に込められた「人と自然が真にふれあう理想のまちをめざす」という思いを、改めて見つめ直す必要があります。

本計画は、これらを踏まえ、今後10年間の市政運営の方向性と具体的な施策を明らかにし、市民一人一人が安心して暮らせるまちづくりを進め、次の世代へとつなげていくための指針として策定します。

第2節 計画の構成と計画期間

総合計画は、まちづくりの将来像を実現するために、長期的な視野に立ち、方針や施策の方向性を体系的に示すとともに、変化の激しい社会情勢に柔軟に対応することが求められることから、本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

*「SNS」：「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）」の略称。インターネット上でユーザー同士が繋がり、文章、写真、動画の投稿などの機能を通じて交流や情報共有ができるサービス全般を指す。

1 基本構想

基本構想は、沼田市の将来に希望を抱けるような都市像を示すとともに、これを達成していくための基本的な考え方を明らかにするもので、計画期間を令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までの10か年とします。

2 基本計画

基本計画は、基本構想を具現化するために、計画期間中の主要施策の方向性をより具体的に示すもので、沼田市を取り巻く環境に柔軟に対応する必要があることから、計画期間を令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5か年を前期、令和14年度（2032年度）から令和18年度（2036年度）までの5か年を後期とします。

3 実施計画

実施計画は、基本計画の実現を図るため、財政状況を踏まえながら、計画期間中の主要な事務事業を掲げます。計画期間は、基本計画と同様としますが、ローリング方式により毎年度見直すものとします。

4 沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略との統合

本市では、平成27年（2015年）に「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、改訂を経ながら人口減少対策をはじめとする社会課題の解決を目指してきました。令和7年（2025年）には、デジタルの力を活用した取組を加味し、「沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、引き続き地方創生に取り組んでいるところです。

沼田市第七次総合計画では、「沼田市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を「沼田市地方創生総合戦略」として総合計画と一体的に策定し、両計画を統合することで、より効果的な施策の推進を図り、本市の持続的な発展を目指します。

第2章 計画策定の背景

第1節 沼田市の概況

1 位置・地勢

沼田市は、東京から約125キロメートル、群馬県北部に位置し、総面積443.46平方キロメートルを有する、県内有数の広さを誇る市です。

市域は標高約250メートルから2,000メートル級の山岳に至るまで高低差が大きく、多様な地形が広がっています。山岳、森林、高原、湖沼、河川、溪谷、河岸段丘など、雄大で多彩な自然環境が市内に展開し、市域の約8割を森林が占めています。

また、利根川、片品川、薄根川などの河川が流れ、ダムによる発電や防災機能を担うとともに、首都圏の重要な水源として関東平野を潤しています。

恵まれた自然環境を背景に、温泉、スキー場、ゴルフ場、史跡、果樹園など多様な観光資源を有し、関越自動車道沼田ICを擁するなど交通アクセスにも優れています。さらに、冷涼な気候と昼夜の寒暖差を生かした果樹や高原野菜の産地として、首都圏への食料供給を支える役割も果たしています。

2 気候

本市は内陸性気候に属し、日照時間が長く、四季を通じて昼夜の寒暖差が大きいことが特徴です。

この気候は、りんご、ぶどう、さくらんぼなどの果樹や、トマト、だいこん、ほうれんそう、レタス、はくさいなどの野菜の栽培に適しており、本市の農業生産を支える重要な基盤となっています。

アメダス観測所「沼田」の観測データによると、近年は最高気温の上昇傾向がみられ、2020年には38.1℃を記録しました。

また、高温化や短時間強雨の発生など、気候変動の影響も見られます。

3 歴史

天文元年(1532年)に沼田氏が居城して以来、明治期に至るまでの約300年にわたり、真田氏、本多氏、黒田氏、土岐氏のもとで城下町として発展し、利根地域の中心地として栄えてきました。

大正13年(1924年)には国鉄上越線が開通し、農林産物の集散地としての役割が強化されました。

戦後は、豊富な森林資源を背景に木材関連産業が発展し、産業基盤の形成が進みました。昭和29年(1954年)4月には、沼田町を中心に利南村、池田村、薄根村、川田村の1町4か村が合併して市制を施行しました。さらに、平成17年(2005年)2月には白沢村及び利根村と合併し、現在の市域が形成されています。

4 人口・世帯の状況

昭和30年(1955年)に人口のピークを迎えた後、おおむね横ばいで推移してきましたが、平成7年(1995年)頃から減少傾向に転じました。平成17年(2005年)

には白沢村及び利根村との合併がありましたが、人口減少の流れは続いています。

令和2年（2020年）の国勢調査によると、人口は45,337人で、今後も減少が見込まれています。

一方、世帯数は核家族化や単身世帯の増加などを背景に増え続けてきましたが、平成27年（2015年）をピークに減少に転じ、令和2年（2020年）には18,853世帯となっています。

将来推計では、人口減少と少子高齢化の進行が見込まれており、人口構造の変化への対応が重要な課題となっています。

5 産業の状況

市の産業別就業構造は、第3次産業が約6割を占め、第2次産業、第1次産業がこれに続きます。就業者数は長期的に減少傾向にあり、産業構造の変化が進んでいます。

農林業については、2025年農林業センサスによると、総農家数は1,544戸で、担い手の減少や高齢化が課題となっています。野菜や水稻、果樹の生産が中心で、主要品目にはトマト、だいこん、りんご、ぶどうがあります。観光農園の取組もみられ、地域資源を生かした展開が進められています。

工業は、木材・木製品や食料品製造業を中心とする構造で、製造品出荷額等は約800億円です。事業所数及び従業者数は減少傾向にあり、産業基盤の維持・強化が求められています。

商業については、年間商品販売額は約778億円で、卸売業では農産物や食料、建築材料関係、小売業では食料品小売業の割合が高い状況です。商店数や従業者数も減少が続いています。

観光は、玉原高原、吹割の滝、迦葉山をはじめとする豊かな観光資源に恵まれています。観光入込客数は新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、近年は回復傾向にあります。

6 交通の状況

本市は、JR上越線及び国道17号により首都圏と結ばれており、上越新幹線（昭和57年開通）や関越自動車道（昭和60年開通）の整備を通じて広域交通の利便性が高まっています。

鉄道では、東京駅から隣接するみなかみ町の上毛高原駅まで約80分、高崎線・上越線経由で上野駅から沼田駅まで約130分（一部区間特急利用）でアクセスできます。

道路では、関越自動車道により練馬ICから沼田ICまで約90分で結ばれているほか、月夜野ICや昭和ICも利用可能で、首都圏をはじめ各方面との往来を支えています。

また、沼田ICに接続する国道120号は「日本ロマンチック街道」として知られ、椎坂バイパスの開通により、老神温泉や吹割の滝などを有する利根町地域への移動が円滑になりました。沿線には観光農園や道の駅・白沢が立地し、観光動線の一翼を担っています。

市内には一般国道4路線、主要地方道5路線、一般県道12路線が整備されており、JR沼田駅を中心としたバス路線とあわせて地域交通網を形成しています。

また、高齢化の進展や地域特性に対応するため、予約制のデマンドバスを運行し、市民

の移動手段の確保に取り組んでいます。

広域交通の利便性は、本市の観光や産業活動を支える重要な基盤となっています。

第2節 時代の潮流

1 気候変動と温暖化対策

近年、地球規模での気候変動が顕著になり、世界中で異常気象や自然災害が頻発しています。豪雨や熱波、大規模な干ばつなどが多くの国々で被害をもたらし、その影響は日本国内でも深刻化しました。温暖化対策の重要性はますます高まっており、国際社会は脱炭素社会を目指して取組を強化しています。

国では2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指し、再生可能エネルギーの普及や、省エネ機器への転換、そして日常生活における温室効果ガス削減のための啓発などを進めるとともに、猛暑対策や防災対策などに取り組んでいます。

恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐために、本市においても脱炭素やごみの減量化・資源化などの取組を進めるとともに、森林整備なども含めた災害対策、熱中症対策、自然や郷土に愛着を持ってもらうための環境教育の充実などに取り組んでいく必要があります。

2 人口減少、少子高齢化の加速

日本の人口は引き続き減少し、特に地方においてその影響は深刻です。国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計によれば、2070年の総人口はおよそ現在の7割、8,700万人にまで減少し、高齢化率は、38%を超える見通しです。令和6年の出生数は約72万人で、9年連続で過去最少を更新、同年の合計特殊出生率も1.15となり過去最低を記録しています。

人口減少、少子高齢化の加速による労働力人口の減少は、労働力不足、経済成長率の低下、社会保障制度に与える影響、地方の担い手不足による活力低下、公共インフラの維持困難など、多くの課題の原因となっています。

本市においても、この問題を受け止め、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるため、子育て支援や高齢者支援、医療の確保、地域づくりの取組による地域の活性化、交流人口の拡大、行政のスリム化・効率化、公共インフラの維持など、多くの課題に複合的に取り組んでいかなければなりません。

3 AI・デジタル技術の進展と社会実装

デジタル技術の急速な進展により、AI^{*1}（人工知能）やIoT^{*2}（モノのインターネット）、ビッグデータ^{*3}の活用などが社会の様々な分野に広がりを見せ、個人・企業の生産性向上だけでなく、新産業の創出や仕事の再定義が進行しています。

*1「AI」：「Artificial Intelligence」 人工知能のこと。

*2「IoT」：「Internet of Things」 自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出すこと。

*3「ビッグデータ」：携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPSの位置情報等、次々と作られていくセンサーデータなど、ボリュームが膨大で構造が複雑なために、これまでの技術では管理や処理が難しかったデータの集合

国においてもデジタル庁の設置など行政のデジタル化が国家政策レベルで本格化し、行政手続のオンライン化やＡＩによる効率化など、自治体ＤＸ*（デジタルトランスフォーメーション）が進み、市民の利便性向上が図られています。

今後は、高齢者や障害者も十分にデジタル化の恩恵を受けられるよう、サポート体制を充実させる必要があります。

沼田市においても、デジタル技術を積極的に活用し、市民の利便性向上と行政の効率化を図るとともに、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の推進と、デジタル人材の育成に努めていくことが求められています。

4 価値観の変化

若者を中心に、仕事や人生に対する価値観が大きく変化しています。従来の「終身雇用」「年功序列」といった価値観が薄れ、フリーランスや複業などが一般的な選択肢となり、特に、コロナ禍を契機に働き方改革が加速し、柔軟な働き方が求められるようになりました。長時間労働を前提とした働き方が見直され、休暇や余暇など自分の時間を大切にする意識が高まるとともに、「自己実現」や「社会貢献」を重視する傾向が強まっています。

本市でも、企業誘致や柔軟に働ける環境づくり、また、自然や文化を活用した体験の提供などを通して、若者や女性にも選ばれるまちづくりを進めていく必要があります。

5 経済と市民生活

円安による輸入コストの増加や、原材料・エネルギー価格の高騰、人手不足、賃金や物流コストの上昇などの様々な要因が重なったことにより、物価高騰が進み、地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼしています。

このような経済情勢の中にあっても、本市の活力を維持し、市民生活を支えていくためには、地域経済の活性化が不可欠です。

本市の自然、歴史、文化などの地域資源を生かした高付加価値型の産業づくりを進めるとともに、雇用の確保、また、地域産業を担う人材の育成などに積極的に取り組んでいかなければなりません。

6 多様性の尊重と共生社会

年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、一人一人の違いや個性を認め合い、お互いを尊重し、対等な立場で支えあいながら、誰もが自分らしく、安心して暮らせる社会の実現が求められる時代となっています。企業や自治体においても、異なる背景を持つ人々が、孤立せず、自らの意思で参画し、貢献できることが重要視され、様々な取組が進んでいます。

本市においても、人権教育を通じた正しい理解の習得や、誰もが安心して働き続けられる職場づくりの推進、外国人との秩序ある共生、地域での支え合い、ユニバーサルデザインのまちづくりなど、様々な取組を通して、全ての市民がこころ豊かに暮らし続けられる社会を目指していくことが求められています。

*「DX」：「Digital Transformation」 企業等がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

7 地方創生の取組

国では、人口減少が地方経済に与える深刻な影響を重く受け止め、平成26年（2014年）11月、まち・ひと・しごと創生法を制定し、地方創生に取り組んできました。同年12月には、まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定され、これを契機に全国各地で地方創生に向けた取組が進められてきましたが、人口減少や、東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至っていません。

人口減少そのものを食い止める視点が前面に出た結果、出生数を増やすための取組、地方への転入増を促す施策などが中心となり、人口が減少する中でも機能しうる地域社会や産業構造の再構築と、それを可能にする制度設計に向けた取組が本格化しなかったことなどの反省点を踏まえ、これまでの地方創生を見直し、令和7年（2025年）、今後10年間を見据えた「地方創生2.0基本構想」と、「地方創生に関する総合戦略」が閣議決定されました。

この新しい地方創生においては、人口減少が進む中にあっても我が国の成長力を維持していくために、都市も地方も、そして性別や世代を問わず、楽しく、安全・安心に暮らせる持続可能な社会を目指し、取組が進められます。

本市においても、人口減少を正面から受け止め、地方創生を目指す取組を重点的に進めていく必要があります。

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念

本市では、森林文化都市宣言に掲げられた“あらゆる生命の基盤である豊かな森林に囲まれ、人と自然が真にふれあう理想のまち”という精神を基礎として、まちづくりを進めてきました。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、暮らし方や価値観の多様化、気候変動や急速なデジタル技術の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変わり、まちのあり方も転換期を迎えています。社会が大きく変化する中、自然と文化に根ざした沼田らしさを再確認し、世代を超えて未来につながる持続可能な地域社会を築くことが求められています。

このような変化の中にあっても、本市が誇る水と緑の豊かな自然、先人が築き継承してきた歴史・文化、そして市民が日々営む暮らしは、本市のかけがえのない財産であり、次の時代を生きる世代へ確かな形で引き継がれていくべきものです。

私たちは、自然と文化を礎としながら、誰もが安心して暮らし、心の豊かさを実感できる地域社会を目指すとともに、市民と行政が力を合わせ、変化に柔軟に対応し続けられるまちづくりを進めていく必要があります。

このため、本市のまちづくりの理念を次のとおりとします。

1 豊かな自然環境と、歴史・文化を守り継ぎ、世代を超えて未来へつなぐ

本市の普遍的なアイデンティティである豊かな森林、水、光、空気に囲まれた自然環境と、先人が築き伝えてきた歴史や文化を大切に、次世代へ継承していく“暮らしの舞台づくり”を推進します。

自然とかわりながら学び、地域の文化に触れ、郷土への誇りと愛着を育むことができる環境を整え、自然が人を育て、人が自然を守る循環型社会の実現を目指します。

2 誰もが安心して暮らし、こころの豊かさを実感できるまちの実現

市民の暮らしを重視し、医療・福祉・地域コミュニティが連携し合い、誰もが健康で自分らしく暮らし続けられる社会を目指します。

また、自然と調和した都市基盤の形成や、地域資源を生かした産業振興・交流人口の創出により、地域経済の活力と持続性を高め、暮らしに豊かさと安心を実感できるまちを実現します。

3 市民と行政が共に未来を創る、持続可能なまちづくり

市民が地域づくりの主役となり、まちの課題や未来について主体的に考え、参画できる

市政を目指します。

行政だけでなく、市民、地域団体、企業、関係機関など多様な主体が協働し、デジタル技術の活用や地域連携を進めながら、持続可能なまちづくりを推進します。

第2節 まちづくりの将来像

社会が大きく変わる中で、私たちが求めるのは、人と人、人と自然がつながり、心のゆとりと安心を感じながら暮らせるまちです。

本市は、水源地域として清らかな水を育む広大な森林や、多様な生き物が息づく豊かな自然に囲まれ、四季折々の恵みを受けながら、歴史と文化が育まれてきました。

市民の日常の暮らしを支え、訪れる人にやすらぎと癒やしをもたらす豊かな自然は、本市が誇るかけがえのない財産であり、平成2年にはこれを誇り、「森林文化都市」を宣言しました。

人の力では作れない「自然」と、「人」が作ってきた歴史・文化が融合する、人と自然が真にふれ合い、住む人にとっても、訪れる人にとっても居心地のよいまちをつくり、それを次世代に引き継いでいくため、まちづくりの将来像を次のとおり設定します。

森林文化が息づき、こころ豊かに暮らす 未来に続くまち 沼田

第3節 人口の将来展望

1 人口の将来展望

(1) 人口に関する本市の現状

本市では、継続して人口減少が続いており、特に0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の減少が顕著です。加えて、65歳以上の老年人口は増加傾向であり、少子高齢化が進んでいます。

自然増減、社会増減共にマイナスが続いていますが、近年は、社会増減のマイナス幅が縮小する一方で、自然増減のマイナス幅が拡大しており、全体の人口減少を加速させています。

(2) 自然増減

出生数は、1980年代以降一貫して減少が続いており、少子化が継続して進展している一方で、死亡者数は、増加の傾向が継続しています。

沼田市の人口減少は、出生数の減少と死亡者の増加による自然減が大きな要因となっています。

子育て支援策や、職場改善などを通じて、安心して出産・子育てができる環境づくりや、関係人口の創出、移住促進など、総合的な対策が重要です。

(3) 社会増減

本市では、若年層・生産年齢層の社会減が顕著で、特に15～24歳の転出超過が目立っています。

転出先は、県内、県外が同程度で、県外では、東京都や埼玉県など、首都圏との往来が多い傾向が見られます。

社会増減の改善のため、若い世代の定着しやすい環境づくりや、魅力ある産業づくりに取り組んでいく必要があります。

2 将来人口の推計

基準人口を2020年10月1日現在の国勢調査人口とし、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（令和5年推計）」を元に推計すると、本市の人口は、令和52年（2070年）において1.82万人へと減少する見込みです。

構成比をみると、令和2年（2020年）と比較して、14歳以下の年少人口の割合は4.4ポイント減少し6.2%、65歳以上の老年人口の割合は15.7ポイント増加して50%で、引き続き人口減少と少子高齢化が進む見込みです。この減少の速度を少しでも抑制するとともに、人口減少問題を正面から受け止めた上で、持続可能なまちづくりを進めるため、様々な施策を総合的に進めていく必要があります。

3 人口減少問題を正面から受け止め、地方創生を目指すための重点的な取組 （沼田市地方創生総合戦略）

(1) 3つの目標

人口減少が進む中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを検証し、中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換していくことが求められています。今後、人口減少のペースが緩まるとしても、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても社会を機能させる適応策を講じていくため、国では「地方創生に関する総合戦略（令和7年12月23日閣議決定）」を策定し、取組を進めています。

本市では、人口減少が進む中でも持続可能なまちづくりを進めるため、地域特性を踏まえた上で、AI・デジタル等の新技術を積極的に活用し、維持すべき行政サービスの確保や高度化を図るとともに、新たな資金の流れを確保する取組、若者や女性にも選ばれる地域づくりなどの新しい視点も取り入れながら、周辺市町村とも連携を図りつつ、地方創生の取組を進めていくことが求められています。

これらのことを踏まえ、3つの基本目標を設定し、地域課題の解決に施策の大綱の枠組みを超えて横断的に取り組んでいきます。

目標1 強い地域経済を創る

沼田市ならではの多様な地域資源を生かし、高付加価値型の産業を創出するとともに、地域の人材力強化を目指します。

目標2 豊かな生活環境の実現

持続可能な生活インフラの実現と地域の暮らしの満足度向上を目指します。

目標3 選ばれる沼田市を目指す

地域の働き方・職場改革の推進などを通して若い世代の働きやすい環境整備を目指すとともに、関係人口の創出施策や移住支援施策などを通して魅力が感じられる沼田市を目指します。

(2) 3つの目標における指標

3つの目標について、5年後と10年後にモニタリングする指標を示します。

目 標	指 標	デ ー タ
目標1 強い地域経済を創る	新たな事業、新たな産業を中心に事業所数を増やす。	・目標では、高付加価値型の産業の創出を設定しているため、事業内容によって5年後に「新規事業者数」等の指標が新たに設定される。 ・「令和3年経済センサス-活動調査」(経済産業省)では、85事業所、従業員数2,462人
	地域経済における生産(付加価値額)の向上を目指す。	・「RESAS」-「地域経済指標分析」(内閣府) ・2022年の一人当たり付加価値額は、第1次産業=263万円、第2次産業=608万円、第3次産業=757万円
	観光客数をコロナ禍前の水準に戻す。	・「観光入込客数調査」(群馬県) ・令和元年=約274万人 ・令和5年=約236万人
目標2 豊かな生活環境の実現	市民満足度の向上を目指す。	・「市民意識調査」(調査対象:18歳以上の市民) ・「Q14 施策等についてどのように感じますか?」(満足度と必要度を教えてください) ・「満足度」市の平均は3.07
目標3 選ばれる沼田市を目指す	沼田市に住みたい人の割合について、60%を目指す。	・「結婚・出産に関する意識調査」(調査対象:18~39歳) ・「Q11 現在住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか?」 ・「ずっと住みたい」及び「どちらかといえば住みたい」の割合(58.7%)
	沼田市への若者の転入数を維持する。	・「RESAS」(内閣府)-「住民基本台帳人口移動報告」(総務省) ・沼田市への転入数は、2020年20歳代=463人、30歳代=234人、2021年20歳代=457人、30歳代=240人、2022年に20歳代=532人、30歳代=223人

第2章 施策の大綱

第1節 水と緑を次世代に受け継ぐ、人と自然にやさしいまちづくり (自然環境・生活環境)

本市は、豊富な森林資源や多様な生態系など、自然に恵まれた地域であり、この貴重な財産を次世代に受け継いでいかなければなりません。そのためには、自然環境の保護や森林の適切な管理が重要な課題となっています。

また、ごみの減量化やリサイクルの推進など、循環型社会の構築に向けた取組の更なる強化が求められています。

市民生活については、公害等の問題に加え、犯罪や交通事故、高齢者などの消費者トラブルの増加、地球温暖化の進行に伴う気候変動による自然災害リスクの高まりなど、市民の安全・安心な暮らしを脅かす新たな課題も顕在化しています。これらに対応するためには、市民一人一人の意識向上と、地域・事業者・行政が連携した取組が不可欠です。

森林環境の保全や生物多様性の確保、快適な生活環境の整備を進めるとともに、脱炭素社会の実現やごみの減量・資源化に取り組めます。

また、防犯・交通安全対策や消費者保護の充実を図り、地域防災力や消防力の強化、気候変動への適応を進めることで、人と自然が共生し、安全で安心して暮らせる、持続可能なまちづくりを推進します。

第2節 地域ブランド*¹で切り拓く、元気創生のまちづくり（地域経済）

自然環境や、歴史・文化などの地域資源に恵まれた本市では、それらを活用し、新たな価値を生み出していくことで、持続的な地域経済の成長を実現することが重要です。

商工業をはじめとした地域産業においては、労働力や後継者の不足、若年層の流出により、地域産業を担う人材の確保・定着が課題となっています。

また、基幹産業の競争力低下や新規産業の創出の停滞、企業ニーズに合った産業用地や産業インフラの不足も、地域経済の成長を制約する要因です。こうした課題に対応するため、事業者の内発的成長への支援に加え、域外からの投資の呼び込みや安心して働き続けられる環境の創出を進め、商工業の持続的な発展を図ります。

農業については、近年の厳しい気候変動と食料の安全保障の課題に対応するため、環境負荷を抑えながら農産物の質の確保と安定した供給が求められます。農業者の高齢化が進む中で、次世代の農業者の確保のため、担い手の育成や新規就農者の支援を行うほか、技術革新を活用しAIやロボット技術を活用したスマート農業*²の推進に努め、持続可能な農業の実現を目指します。

林業においては、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するなど多面的機能を担う森林について、適切な管理と木材の活用を推進し、資源の循環利用の構築を目指します。

観光業については、本市の持つ豊かな自然や文化資源を生かし、観光地づくりを進め、国内外からの観光客の誘致を強化します。デジタル技術を活用した情報発信を強化することにより、観光業の発展を支援します。

さらに、交流人口の拡大を目指し、都市との連携強化や移住促進策を推進します。移住希望者への支援や地域の魅力を発信することで、関係人口の創出・拡大を進め、地域の活性化を図り、持続可能な地域づくりを促進します。

これらの取組を総合的かつ横断的に推進し、本市ならではの強みを生かしながら、地域産業の活力を高め、人と仕事が好循環する地域経済の確立を目指します。

*¹「地域ブランド」：特定の地域がもつ自然・歴史・文化などの資源や特産品を生かし、地域全体で価値を高める取り組みや、その結果として消費者に認識される「地域イメージ」

*²「スマート農業」：ロボット、AI、IoT等、先端技術を活用する農業

第3節 誰もが健やかに暮らせる、ふれ合いと支え合いのまちづくり (保健・医療・福祉)

人口減少と高齢化の進展という厳しい社会情勢の中にあっても、市民一人一人が生涯にわたって健康で、しあわせを感じて暮らせるまちづくりを進めるためには、保健・医療・福祉の充実が、重点的に取り組んで行かなければならない大きな課題です。

保健・医療分野では、予防・健康づくりを重視した取組を進め、健康寿命の延伸に努めます。さらに、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上を図るとともに、データヘルス計画*を活用して、生活習慣病の重症化予防や医療の効率化を推進します。

子ども子育てについては、将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、結婚して家庭を築き、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添えるような支援を充実します。子どもと保護者の健康を守り、地域全体で子育てを支える仕組みを整えることで、誰もが安心して子育てを楽しめるまちを目指します。

福祉分野については、市民の福祉意識の向上を目指し、困りごとがある人が孤立することなく、誰かとつながりながら自分らしく暮らせる社会を築くことを目指します。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防や見守りの取組を充実させるとともに、地域包括ケアシステムを基盤とした高齢者支援などに努めます。

また、障害の有無にかかわらず誰もが地域の一員として尊重され、共に支え合いながら暮らせる社会の実現を目指します。

社会保障については、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金などの社会保障制度を適正かつ持続可能な形で運営し、将来にわたって地域全体で支え合える福祉の基盤を築いていきます。

*「データヘルス計画」：「特定健診」やレセプト（診療報酬明細書）などの健康・医療データを分析し、加入者の健康課題を把握した上で、効果的・効率的な保健事業を実施するための事業計画

第4節 郷土を愛し、こころを育むひとづくり・まちづくり（教育・文化）

人と人がふれあう教育や、こころを豊かにする文化芸術活動を通じて、郷土を愛するこころを育み、未来を担うたくましいひとづくりに努めます。

学校教育については、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び^{*1}と協働的な学び^{*2}を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子どもたちの主体性・協働性を高めていきます。

生涯学習では、学びを通じた市民一人一人の心身の健康と幸福（ウェルビーイング）の向上が重要であるため、様々な学習機会の提供や活動支援に努めます。

文化芸術活動については、地域の歴史や文化を次世代へ継承し、郷土への愛着と誇りの醸成に努めます。

文化財の保護においては、地域文化財の適切な保存と活用を推進し、文化財施設については、機能の充実に努めます。

青少年の健全育成については、地域活動やボランティアを通じて若者の社会参画を促し、地域や社会との結びつきについて理解を高めることが必要です。家庭、地域社会、学校、関係機関が連携し、次世代を担うこころ豊かな青少年の育成に努めます。

スポーツの振興については、誰もがスポーツに参加しやすい環境を構築することによりスポーツへ関心を持ち、参加する機会を創出し、心身ともに健康なひとづくりを目指します。

*1「個別最適な学び」：児童生徒一人一人の学習進度や個性に合わせて学びを深めること。

*2「協働的な学び」：互いの違いを認め合い、多様な他者と協力して課題を解決する学習形態

第5節 誰もが安心して暮らし、住み続けられるまちづくり（都市基盤）

急激な人口減少と少子高齢化が進む中、郊外開発による中心市街地の空洞化や、インフラの老朽化など、本市は多くの課題を抱えています。このような状況下においても、自然や歴史・文化など、本市の良さを生かした魅力ある都市空間を形成するとともに、身近な生活圏で行政サービスや都市機能が享受できるよう、都市基盤を整備し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。限られた資源を有効に活用して公共施設の維持管理を戦略的に行い、施設の老朽化に対応した計画的な更新を進め、「まちのまとまり」を生かしながら、経済的かつ持続的にインフラを整備・維持していく必要があります。

市民の生活に欠かせない公共交通においては、デジタル技術の活用や官民連携により、本市の特徴に合わせた持続可能で利便性の高い公共交通網の形成を目指すとともに、特に高齢化が進む山間部では、小規模で柔軟な交通サービスを提供し、全ての市民がアクセスしやすい交通環境の整備を目指します。

住宅政策では、市営住宅の集約再編を進め、質の高い住宅環境の確保とライフサイクルコストの縮減を図ります。さらに、空き家の活用や移住者の受入れを促進し、地域活性化を図るとともに、住みやすい環境を提供します。

公園や緑地の整備では、住環境の向上とともに、子どもたちが安心して遊べる場を充実させ、地域の子育てを支援します。

上下水道については、施設の老朽化に対応するため、浄水場の整備や、計画的な事業推進と経営戦略に基づいた効率的な管理を進め、安定した水道サービスの提供に努めます。

第6節 未来を共に創る、持続可能なまちづくり（構想の推進）

人口減少社会にあっても持続可能なまちづくりを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの役割に合わせて協働し、共に未来を創っていくことが必要です。

地域の特色を生かし、効果的かつ効率的に地域課題を解決するため、市民や団体による共助の取組を支援し、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進しています。

市民と行政が共に未来を創るためには、情報公開と透明性の確保が不可欠です。デジタル技術を駆使し、情報の公開や市民参加を促進し、政策決定に市民がアクセスしやすい環境を整えます。

また、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる地域社会の形成を目指し、あらゆる分野における女性の参画や就業・起業支援、DVや性暴力対策の意識啓発等、男女共同参画の取組を推進します。

人権と平和については、各種講座、研修会の実施及び啓発に努め、人権の尊重と平和行政を推進します。

姉妹都市との交流、準市民制度、中学生の国際交流等を通じて市民レベルでの交流促進を図ることで、多様性を尊重し、相互理解と共生を深めるなど、持続可能な社会を目指します。

行政運営においては、デジタル技術を活用した業務改善や広域連携を推進し、効率的で透明性の高い行政サービスの提供に努め、未来にわたって持続可能な、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

沼田市第七次総合計画

[沼田市地方創生総合戦略]

前期基本計画(案)

令和8年8月

沼 田 市

目 次

第1章 水と緑を次世代に受け継ぐ、人と自然にやさしい

まちづくり（自然環境・生活環境）

- 第1節 環境の保全 P 1
- 第2節 循環型社会の実現 P 3
- 第3節 防犯・交通安全・消費生活 P 5
- 第4節 防災・国民保護 P 7

第2章 地域ブランドで切り拓く、元気創生のまちづくり（地域経済）

- 第1節 産業の振興と雇用・就業対策 P 9
- 第2節 農林水産業の振興 P14
- 第3節 観光の振興 P17
- 第4節 交流人口の拡大 P19

第3章 誰もが健やかに暮らせる、ふれ合いと支え合いのまちづくり

（保健・医療・福祉）

- 第1節 保健・医療の充実 P22
- 第2節 結婚・出産・子育ての支援 P25
- 第3節 地域福祉の充実 P28
- 第4節 高齢者福祉の充実 P30
- 第5節 障害者施策の推進 P32
- 第6節 社会保障制度の適正な運営 P34

第4章 郷土を愛し、こころを育むひとづくり・まちづくり（教育・文化）

- 第1節 学校教育 P36
- 第2節 生涯学習 P39
- 第3節 文化芸術活動と文化財 P41
- 第4節 青少年健全育成 P44
- 第5節 スポーツの振興 P46

第5章 誰もが安心して暮らし、住み続けられるまちづくり（都市基盤）

- 第1節 社会基盤整備 P48
- 第2節 公共交通 P52
- 第3節 住宅・公園緑地・景観 P54
- 第4節 上水道・下水道 P56

第6章 未来を共に創る、持続可能なまちづくり（構想の推進）

- 第1節 情報公開・市民協働・コミュニティ P58
- 第2節 男女共同参画・人権と平和・交流 P60
- 第3節 行財政 P63

■ 基本計画とは

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための施策の内容を体系的に示し、具体的な取組を明らかにするものです。

前期基本計画の計画期間は、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間で、施策の大綱に示した6つの区分ごとに、それぞれの施策がまとめられています。人口減少を受け止めた上で、地方創生を目指すために、若者や女性にも選ばれる地域づくり、地域の魅力を生かした高付加価値型の地域経済、AI・デジタルなどの新技術の活用と社会実装、都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進、周辺地域との連携などの視点から、「沼田市地方創生総合戦略」として3つの目標を定めました。

前期基本計画では、より効果的に取組を進めるため、「沼田市地方創生総合戦略」を一体のものとして、施策の大綱の枠を超えて横断的に取組を進めます。

基本計画と総合戦略の各施策の関係は、次のとおりです。

			沼田市地方創生総合戦略		
章	節	総合計画の基本施策項目 (総合戦略の基本的方向)	目標1 強い地域経済 を創る	目標2 豊かな生活環境の 実現	目標3 選ばれる沼田 市を目指す
第1章 水と緑を次世代に受け継ぐ、人と自然にやさしいまちづくり（自然環境・生活環境）					
	第1節 環境の保全				
		生物多様性の確保と自然共生			
		森林環境の保全			
		生活環境の保全			
		快適な生活環境の形成			
	第2節 循環型社会の実現				
	★	脱炭素社会の実現		○	
		ごみの減量化・資源化と適正処理			
		環境と事業活動の共生			
	第3節 防犯・交通安全・消費生活				
		防犯まちづくりの推進			
		交通安全対策の推進			
		消費生活の安定			
	第4節 防災・国民保護				
	★	地域防災力の充実・強化		○	
	★	消防力の向上		○	
		国民保護に係る緊急事態への対応			
	★	気候変動への適応		○	
第2章 地域ブランドで切り拓く、元気創生のまちづくり（地域経済）					
	第1節 産業の振興と雇用・就業対策				
	★	魅力ある働き方・職場の創出への支援			○
	★	地域企業と働く意欲のある人の雇用マッチング			○
	★	創業支援を軸としたスタートアップエコシステムの確立	○		
	★	地域を担う企業の支援	○		
	★	シティプロモーション事業による地域産業の魅力発信	○		
	★	新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進	○		
	★	人や企業の地方分散	○		
	★	産業用地・産業インフラの確保	○		
	第2節 農林水産業の振興				
	★	農業経営と生産基盤整備	○		
	★	農産物ブランド化と6次産業化支援	○		
	★	林業の振興	○		
		水産業の振興			
	第3節 観光の振興				
	★	市民・産業・行政が一体となった「観光まちづくり」の推進	○		
	★	デジタル技術を活用した観光情報の発信	○		
		観光環境と観光振興体制の整備			
	第4節 交流人口の拡大				
	★	移住促進のための受入窓口機能及び人材の充実強化			○
	★	トライアルハウス（お試し住宅）等の設置による移住促進			○
	★	沼田市への人材還流の促進			○
	★	地域課題と関係人口のマッチング機能の強化			○
	★	準市民との結びつきの強化			○
	★	女性や若者の移住・定住促進			○

			沼田市地方創生総合戦略		
章	節	総合計画の基本施策項目 (総合戦略の基本的方向)	目標1 強い地域経済 を創る	目標2 豊かな生活環境の 実現	目標3 選ばれる沼田 市を目指す
第3章 誰もが健やかに暮らせる、ふれ合いと支え合いのまちづくり（保健・医療・福祉）					
	第1節 保健・医療の充実				
		生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底			
	★健康を支えるための社会環境整備			○	
		ここからだの健康づくりの推進			
		医療体制の充実			
		感染症予防対策の推進			
	第2節 結婚・出産・子育ての支援				
	★結婚支援			○	
	★子どもの成長に応じた子育て支援策の推進			○	
	★安全・安心な妊娠、出産、育児への支援			○	
	★子どもと母親への健康支援			○	
	★自信を持ち楽しんで子育てできるための支援			○	
	★全ての子どもが暮らしやすい環境をつくる			○	
	第3節 地域福祉の充実				
		福祉意識向上の推進			
		自助を支える地域福祉活動の創出			
		沼田市社会福祉協議会との連携			
	第4節 高齢者福祉の充実				
		高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進			
		生活支援体制の整備と地域包括ケアシステムの充実			
		介護予防と介護保険サービスの充実			
	第5節 障害者施策の推進				
		地域共生社会の推進			
		障害福祉サービスの充実			
	第6節 社会保障制度の適正な運営				
		国民健康保険制度の安定運営			
		後期高齢者医療制度の円滑な運営			
		福祉医療制度の推進			
		生活困窮者の支援			
第4章 郷土を愛し、こころを育むひとづくり・まちづくり（教育・文化）					
	第1節 学校教育				
	★未来を担うたくましいひとづくり・まちづくりを目指した教育の推進				○
		義務教育の充実			
		学校再編の推進			
		学校施設の整備・充実			
	第2節 生涯学習				
		生涯学習の推進			
		学習機会の拡充			
		学習環境の維持			
	第3節 文化芸術活動と文化財				
		文化芸術活動の推進			
		文化財の保存と活用			
		文化財施設の機能の充実			
	★地域の歴史・文化・芸術等による地域活性化				○
	第4節 青少年健全育成				
		社会参加活動の推進			
		青少年健全育成の推進			
	第5節 スポーツの振興				
	★スポーツ・健康づくりによる地域活性化				○
		スポーツ機会の充実			
		スポーツ施設の整備・利便性の向上			
		競技スポーツの推進			

			沼田市地方創生総合戦略		
章	節	総合計画の基本施策項目 (総合戦略の基本的方向)	目標1	目標2	目標3
			強い地域経済 を創る	豊かな生活環境の 実現	選ばれる沼田 市を目指す
第5章 誰もが安心して暮らし、住み続けられるまちづくり（都市基盤）					
第1節 社会基盤整備					
★ 持続可能なまちづくりの推進				○	
★ 中心市街地の再生				○	
★ インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進				○	
道路網の整備					
道路施設のメンテナンス					
ユニバーサルデザインのまちづくり					
第2節 公共交通					
★ 未来につながる公共交通の実現				○	
第3節 住宅・公園緑地・景観					
市営住宅の整備と維持					
★ 空き家対策の推進				○	
★ 子どもの遊び場と緑地の充実				○	
良好な景観の形成と維持保全					
建築物の耐震化の推進					
第4節 上水道・下水道					
★ 上水道等の整備と維持				○	
★ 下水道（汚水）の整備と維持				○	
下水道（雨水）の整備と維持					
第6章 未来を共に創る、持続可能なまちづくり（構想の推進）					
第1節 情報公開・市民協働・コミュニティ					
市民との情報コミュニケーション					
市民活動団体等の活動支援					
★ 広域コミュニティ運営組織（地域運営組織）の設置				○	
行政区への支援					
第2節 男女共同参画・人権と平和・交流					
男女共同参画社会の形成					
人権の尊重と平和の推進					
★ 多様性社会を象徴する拠点の整備					○
様々な交流の推進					
第3節 行財政					
★ 自治体DXの推進				○	
★ 周辺市町村との連携強化				○	
★ テラス沼田の利活用				○	
人材育成の推進					
健全な財政運営の推進					
行政改革の推進					

第1章 水と緑を次世代に受け継ぐ、人と自然にやさしいまちづくり (自然環境・生活環境)

第1節 環境の保全

● 現状と課題

- ◆ 本市の多様で豊富な自然環境を次世代へと伝えていくため、生物多様性や森林環境を保全する取組が重要です。
- ◆ 本市の中でも特徴的な自然環境・生態系を有する「玉原（たんばら）高原」においては、市民・事業者・市の3者が連携・協力して保全することを目的とした協定を締結し、取組を推進してきました。令和7年12月には、玉原高原が自然共生サイト*¹に認定され、更なる環境保全の取組が進められています。
- ◆ 森林環境の保全に資する取組として、森林整備、林業振興、「木育*²」等を推進しています。
- ◆ 市民が安心して生活できる環境を確保するために、公害対策や各種モニタリングを実施しています。
- ◆ くらしの環境美化条例に基づき、公衆衛生及び生活環境の向上に努めていますが、引き続き不法投棄や空き地等の適正な管理の対策が課題となっています。
- ◆ 公衆トイレの衛生的管理等を行い、環境衛生の維持に努めています。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
第3次沼田市環境基本計画	令和7年度～ 令和16年度	「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」を計画目標とし、その実現を目指す。
ぬまた生物多様性地域戦略	令和7年度～ 令和16年度	(第3次沼田市環境基本計画に内包)

*1「自然共生サイト」：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として、国が認定する区域

*2「木育」：子どもをはじめとする全ての人々が、木と触れ合うことで、木と学び、自然を大切に考え、行動できる心を育むことを目的とした活動

● 基本施策

(1) 生物多様性の確保と自然共生

- ・市民・事業者と連携した保全活動を推進します。
- ・玉原高原の保全と自然体験の場としての活用を図ります。
- ・生態系、生物多様性を守り、人と自然が共に発展する取組を推進します。

(2) 森林環境の保全

- ・森林の適切な管理・保全に向けた取組を推進します。
- ・森林や木材が持つ価値を知る機会を創出します。

(3) 生活環境の保全

- ・公害防止対策を推進します。
- ・市民生活の安心確保のための各種モニタリングを実施します。
- ・野焼き等の防止を図ります。
- ・地域美化を図ります。
- ・生活雑排水処理を行います。

(4) 快適な生活環境の形成

- ・公共交通機関の充実を図ります。
- ・都市緑化を推進します。
- ・市の花「ききょう」などをはじめとした花いっぱい運動を推進します。
- ・良好な景観の形成を図ります。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
ぬまた環境ネット加盟団体実施事業数	事業	15	16	
市内の自然共生サイト認定地域数	か所	0	1以上	※目標値は令和16年度
荒廃した里山・平地林の整備累計	ha	32	35	
不法投棄パトロール	回/年	2	4	
バス委託路線利用者数	人	36,514	40,000	

第2節 循環型社会の実現

● 現状と課題

- ◆ 本市では、令和4年（2022年）2月に「沼田市ゼロカーボンシティ*」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。市域から排出される温室効果ガスは、令和5年度（2023年度）時点で25.4%削減（基準年度 平成25年度（2013年度）比）されています。部門・分野別においても排出量が減少しています。
- ◆ 市民に新たなライフスタイルが定着し、省エネルギー化の取組や再生可能エネルギー導入が広がることを目指しています。
- ◆ ごみ減量化に向け、分別の徹底とリサイクルの推進のため、新たにリチウム電池等の充電電池の分別を実施し、リサイクル品目を増やしてきました。循環型社会の構築のため、リサイクルの推進、ごみの減量化に向け、市民・事業者・行政それぞれの立場での役割や連携が不可欠です。
- ◆ 本市のリサイクル率は、群馬県平均より高いものの、全国平均と比較すると低いため、今後、製品プラスチックをリサイクル項目に加えるなど、リサイクル率向上に向けた取組が必要となります。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
第3次沼田市環境基本計画	令和7年度～ 令和16年度	「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」を将来像に掲げ、その実現を目指す。
沼田市一般廃棄物処理基本計画	令和元年度～ 令和15年度	基本方針「市民・事業者・行政の協働による3R運動の推進」及び「環境負荷の少ない適正処理・処分の実施」に基づき、循環型社会を実現し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ。
沼田市地球温暖化対策実行計画（エコの実プラン）	令和5年度～ 令和12年度 （2023年度～ 2030年度）	温室効果ガスを中期目標（2030年度）までに50%削減（2013年度比）、長期目標（2050年度）までに実質ゼロを目指す。

*「ゼロカーボンシティ」：2050年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするを目指す旨、首長や地方自治体が公式に表明した地方自治体

● 基本施策

(1) 脱炭素社会の実現 【総合戦略】

- ・脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルの変革を促す啓発事業を実施します。
- ・再生可能エネルギーの普及促進に取り組みます。
- ・再生可能エネルギーの地産地消に取り組みます。

(2) ごみの減量化・資源化と適正処理

- ・ごみの分別を徹底し、廃棄物の適正処理を推進します。
- ・資源リサイクルの推進に向け、ペットボトルの水平リサイクル*¹に加え、新たに製品プラスチックの分別収集を実施します。
- ・一般廃棄物処理施設の整備を推進します。
- ・市民、事業者と連携して取り組みます。

(3) 環境と事業活動の共生

- ・農地の適正管理を推進し、田園空間の保全と整備を図ります。
- ・開発行為や事業活動における環境への配慮を図ります。
- ・鳥獣被害対策を図ります。
- ・環境資源と観光の共生を図ります。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
ごみ減量化指標	t	15,862	11,997	
資源化指標	t	2,507	2,065	
温室効果ガス排出量	t-co ₂	311,630 [令和3年度]	206,059 [令和12年度]	総合戦略
太陽光発電設備の導入量(補助事業)	kW	5,316	6,828	総合戦略
再生可能エネルギーシステム等の設置件数(補助事業)	件	1,521	2,053	総合戦略
カーボンプレジット* ² 創出量	t-co ₂ 相当	0	600	

*1「水平リサイクル」：回収した製品や素材を、同等程度の製品や素材の原料としてリサイクルし再製品化すること。

*2「カーボンプレジット」：ボイラー更新、太陽光発電設備導入や森林管理等プロジェクトを対象に、プロジェクトが実施されなかった場合の排出量及び炭素吸収・炭素除去量の見通し(ベースライン排出量等)と実際の排出量等(プロジェクト排出量等)の差分について、MRV(測定・報告・検証)を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの

第3節 防犯・交通安全・消費生活

● 現状と課題

- ◆ 犯罪の発生しにくい環境づくりを目的に、各行政区の要望に基づき防犯灯を設置し、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図っています。

窃盗犯の増加をはじめとする刑法犯の発生状況を踏まえ、市民一人一人が「自分の身は自分で守る」という自主防犯意識を高めるとともに、地域住民による自主防犯活動が求められます。

- ◆ 子どもや高齢者などを交通事故から守るとともに、市民の交通安全意識の向上を図るため、交通指導員や交通安全タフティクラブぬまたによる交通安全教室のほか、関係機関と協力して街頭指導等による広報活動を実施しています。交通事故件数を減少させるため、更なる交通安全教育の強化や安全対策を推進する必要があります。

生活道路等については、車両・歩行者の通行の危険箇所や見通し不良箇所等が存在していることから、通行の安全確保のための防護柵、道路反射鏡等の保安施設の設置・更新が必要となっています。

また、通学路、生活道路を中心に、道路施設の安全確保に努めており、警察や関係機関の協力を得て、事故防止対策を講じています。子どもや高齢者など交通弱者に配慮しながら、通学路などの生活道路を中心に交通安全施設整備を推進する必要があります。

自動車の安全性能が向上したことにより、運転ミスによる事故の減少が予測されますが、依然として高齢者が関係する交通事故件数の比率が高いことから、高齢者運転免許証自主返納支援事業の継続が必要です。

- ◆ 消費者保護の推進に向け、講演会や出前講座などを実施し、消費者への啓発に取り組んでいます。消費者自らが正しい知識を身に付け、主体的・合理的な消費行動をとることが重要であり、適切な情報提供と支援が求められます。

また、沼田市消費生活センターは、市民だけでなく、協定を締結している利根郡各町村住民の相談にも対応しており、複雑化する相談内容に備えるため、相談体制の強化が必要です。

さらに、高齢者等を消費者被害から守るため、地域における見守り体制の整備を進めることが求められます。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
第12次沼田市交通安全計画	令和8年度～ 令和12年度	この計画に基づき、交通情勢に応じた具体的な交通安全対策を推進し、交通事故の発生を抑止する。そして、交通事故による被害者を減少させることで市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すことを目的とする。

● 基本施策

(1) 防犯まちづくりの推進

- ・地域住民のコミュニケーションを高めるとともに、見守り活動や防犯意識を高める活動等を支援します。
- ・防犯カメラの更新、整備等を検討します。
- ・犯罪の発生しにくい環境づくりを推進するため、防犯灯の設置や電気料補助を行います。
- ・警察などの関係機関と連携・協力し、防犯意識の普及啓発を図ります。

(2) 交通安全対策の推進

- ・第12次沼田市交通安全計画に基づいた施策を推進します。
- ・生活道路において、「歩行者・自転車優先」を目指し、通学路の安全や高齢者及び障害者等の歩行空間の確保に向けた啓発活動に努めます。
- ・通学路の安全点検を行い、学校や幼稚園付近の歩道のない市道の安全対策を推進します。
- ・交通弱者である子どもや高齢者を交通事故から守るため、年代に合わせた参加・実践型の交通安全教室を開催します。
- ・交通指導員による街頭指導や警察・関係団体と協力して、事故を減少させるための啓発活動を推進します。
- ・道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの交通安全施設の新設、更新を計画的に推進します。
- ・高齢者の運転免許証の自主返納を支援します。

(3) 消費生活の安定

- ・沼田市消費生活センターでは、相談員の確保と育成に努め、相談体制、情報提供の充実を図ります。
- ・高齢者等を消費者被害から守るため、講座等により啓発を図るとともに、見守りネットワークとして、消費者安全確保地域協議会の設置について検討します。
- ・商品表示適正化のため、立入検査を実施し、不当表示への監視と事業者指導を行います。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
刑法犯認知件数(暦年)	件	184	165	令和6年の10%減
交通安全教室参加人数	人	2,207	1,500	※児童生徒数の減少を考慮
交通人身事故発生件数(暦年)	件	162	145	令和6年の10%減
消費生活相談員数	人	3	3	現行体制を維持
消費者行政に関する啓発活動件数(出前講座・広報等)	件	12	15	

第4節 防災・国民保護

● 現状と課題

- ◆ 自分自身や家族で備える「自助」、地域で助け合う「共助」、行政などの公的機関が行う「公助」の連携や実効性の向上を図り、市民と地域、行政が一体となった防災体制の構築が必要となっています。
- ◆ 防災まちづくりの推進や「共助」に資するため、自主防災組織の設立を進めてきたことにより、令和6年度において、全ての地区で自主防災組織が設立されました。今後は、自主防災組織の育成と充実が課題となっています。
- ◆ 消防団詰所、消防水利、消防車両の更新を計画的に行い、消防力の強化を図っています。
また、消防団員募集のリーフレットなどを配布するほか、「広報ぬまた」やSNS等により消防団員活動を紹介するなど、消防団員の確保対策を行っています。
- ◆ 消防団詰所、消防水利、消防車両については、今後も計画的に更新をする必要があります。
また、団員確保は依然として課題であり、地域への働きかけを行うほか、広報活動などを推進する必要があります。
- ◆ 国や県等との連携により、災害や緊急事態に備えた情報伝達手段の確保や迅速な避難体制づくりが必要となっています。
- ◆ 平均気温の上昇、夏期における最高気温の上昇が深刻な問題となっています。既に顕在化している気候変化に対応するには長い時間がかかるため、気候変動に対し悪影響を軽減する「適応」の取組が必要です。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市地域防災計画	平成27年度～	本市における地震、風水害、雪害、火山災害、事故災害及び火災に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。
沼田市国民保護計画	平成18年度～	武力攻撃事態、緊急処理事態が生じた場合、市内の全ての人の生命・身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施する。
自主防災組織の育成	平成28年度～	災害時の初動対応として、地域住民が連携し、避難誘導や安否確認、初期消火などが行えるよう、自主防災組織を育成・充実させ、地域の防災力向上を図ることを目的とする。

● 基本施策

(1) 地域防災力の充実・強化 【総合戦略】

- ・沼田市地域防災計画及び沼田市国土強靱化地域計画に基づき、市政全般の各分野において、ハードとソフトの両面から総合的かつ計画的に安全で安心なまちづくりを推進するとともに、防災DX^{*1}の推進に努めます。
- ・住民参加型の地域防災訓練や出前講座などを通して防災への意識を醸成し、自主防災組織や個人の自主的な防災活動の促進、防災意識の向上を図ります。
- ・災害時における市民への情報伝達手段について、デジタル技術の活用も踏まえて確保・拡充を図ります。
- ・災害時における避難施設において、女性や外国人への配慮に努めます。

(2) 消防力の向上 【総合戦略】

- ・消防団を中核とした地域防災力の充実・強化及び地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- ・老朽化した消防団詰所や消防水利などの施設については、団員の安全確保や地域の消防力強化のため、計画的に更新等を図ります。
- ・消防車両、各種装備品については、消火活動の向上や団員の安全確保のため、計画的に更新を図ります。
- ・消防団員の入団を促すとともに、部の統合を検討し、消防団の充実・強化を図ります。

(3) 国民保護に係る緊急事態への対応

- ・関係機関と顔の見える関係づくりにより、更なる連携強化を図ります。
- ・武力攻撃事態、緊急処理事態に対する市民意識の向上を図ります。
- ・時代に合わせた情報伝達方法を検討します。

(4) 気候変動への適応 【総合戦略】

- ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター^{*2}）の指定など、熱中症対策を推進します。
- ・気候変動対策支援や気象災害に係る補償制度の周知・啓発など、気候変動を考慮した事業活動を支援します。
- ・自然災害軽減に向けて、森林環境の整備に取り組みます。

● K P I （重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
緊急告知FMラジオの配置割合(世帯)	%	22.3	30.0	総合戦略
防災アプリ利用者数	人	2,983	6,000	総合戦略
定数に対する消防団員比率	%	96.2	100	総合戦略

*1 「防災DX」：AIやIoTなどデジタル技術を活用し、防災への備えや避難行動、復旧、復興など、一連のプロセスを効率化・高度化する取組

*2 「クーリングシェルター」：危険な暑さから避難できる場所として市町村長が指定した施設であり、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、一般に開放される。

第2章 地域ブランドで切り拓く、元気創生のまちづくり（地域経済）

第1節 産業の振興と雇用・就業対策

● 現状と課題

- ◆ 人口減少・少子高齢化の進行により、地域企業では人手不足や後継者不足が深刻化しています。若年層を中心に、働きがいや働きやすさ、社会的意義を重視する価値観が広がる一方、物価高騰等による経営環境の悪化も重なり、働き方改革への対応や、賃上げ、人材育成が十分に進んでいない状況が見られます。
- ◆ 女性や高齢者、子育て世代、U・Iターン希望者、外国人材、障害者など、地域で働きたい多様な人材が存在している一方、地域企業とのマッチングは十分に進んでいません。テレワークや副業・兼業など柔軟な働き方を取り入れ、人材活用の幅を広げることで、持続的な雇用環境の形成につなげていく必要があります。
- ◆ また、専門人材や経営人材が都市部に集中していることは、地域企業の成長や円滑な事業承継の障壁となっています。外部人材の活用や知見の導入を通じて、人を起点とした成長型の地域づくりを進めることが重要です。
- ◆ あわせて、「どのような地域企業があり、どのような仕事があるのか」を可視化し、産業や仕事の魅力を発信することは、就職・移住・投資の促進につながります。地域企業が自らの強みを発信し、ブランド力を高めることで、「この地域で働きたい」と感じてもらえる、選ばれる地域づくりを進めていくことが重要です。
- ◆ 地域企業を取り巻く経営環境は、人口減少や人材不足に加え、DX*1・GX*2の進展などにより複雑化・高度化しており、事業転換や投資判断、経営の高度化がこれまで以上に求められています。地域全体で経営力向上を支える仕組みづくりが必要です。
- ◆ 商工会議所・商工会、金融機関、士業等と連携し、経営診断、経営指導、事業承継、DX・GXの推進、販路開拓などを一体的に支援する体制を強化するとともに、企業誘致や新事業・新産業の創出を通じて、産業集積や雇用創出、地域資源を生かした高付加価値化を進め、地域イノベーション*3の推進を図る必要があります。
- ◆ こうした中、人口減少に伴う事業者数や雇用の自然減に歯止めをかけ、地域経済の持続性を確保するためには、既存地域企業の成長支援とあわせて、創業による新たな雇用・産業の創出が不可欠です。創業は、地域経済の空白を補い、多様な担い手を呼び込むとともに、地域課題の解決につながる重要な手段となります。
- ◆ 創業環境の整備は、若者や移住希望者への訴求力を高めるとともに、空き家や遊休施設など地域資源の再生にもつながります。「ぬまた起業塾」をはじめ、相談、資金、拠点、人のつながりが循環する支援体制を構築し、創業から成長、雇用創出へとつながる好循環を生み出していく必要があります。
- ◆ さらに、DX・GXを成長の機会と捉え、成長分野における企業投資を呼び込み、企業立地を促進するため、産業用地の確保・有効活用や、電力・通信インフラの充実など、企業が安心して投資できる産業基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

*1「DX」：Digital Transformation。企業等がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

*2「GX」：Green Transformation。産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギー安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す取組

*3「イノベーション」：新しい考え方や技術を取り入れ、新たな価値を生み出し、大きな変革をもたらすこと。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
地域未来投資促進法に基づく基本計画（第2期群馬県基本計画）	令和5年度～令和10年度	製造業等の産業群を、デジタルとの掛け合わせにより付加価値の高い産業へバージョンアップを目指す。 また、IT・サービス産業や新価値を創出するクリエイティブ産業の集積、多様な分野で「新たな価値」や「イノベーション」創出を目指し、付加価値の高い未来産業の集積を図る。
認定創業支援等事業計画	令和元年度～令和10年度	市内において起業・創業を目指す方の支援に取り組んでいる。創業支援事業計画に定める「特定創業支援事業」を受け、本市から証明書を交付された創業者は、創業関連保証の信用保証枠の拡大や登録免許税の軽減措置などの特例を受けることができる。
森林文化都市アクションプラン	—	森林文化都市宣言から30年以上が経過し、社会情勢が大きく変化した中、宣言に掲げる理想の都市像である「森林文化につまれた人間都市…沼田」を創造するために、実施を検討する具体的な施策をまとめたもの

● 基本施策

（1）魅力ある働き方・職場の創出への支援 【総合戦略】

- ・地域において「働きがい」や「働きやすさ」を実感できる職場づくりを推進するため、働き方改革に取り組む事業所に対し、コンサルティングの提供等を通じて、個々の職場が抱える課題の解決を支援します。
- ・中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しするため、経営変革や生産性向上への支援を進めるとともに、退職金制度や育児休業制度など、従業員が将来にわたり安心して働ける雇用環境づくりを支援します。
- ・1社単位では若手社員の育成が難しい事業者に対し、地域全体で取り組む横断的な若手人材の育成や交流の場づくりを支援するとともに、新規卒卒者研修や建設業等における技術者育成など、人材育成の取組を推進します。
- ・多くの人たちにとって魅力的な地域の仕事・職場を創出し、地域の社会課題解決の新たな担い手となる重要な存在であるローカル・ゼブラ企業*1の誘致や創業支援に努めます。

（2）地域企業と働く意欲のある人の雇用マッチング 【総合戦略】

- ・地域企業等への雇用ミスマッチ解消に向けて、本市在住又は本市で働きたい若者、女性、高齢者、外国人や障害者等と地域企業をマッチングします。
- ・「シティプロモーション*2事業による地域産業の魅力発信」とあわせて、地域で暮らすための基盤をつくり、地域産業の維持・活性化を図ります。
- ・ハローワーク等の関係機関と連携し、高校生や子育て世代を対象とした企業説明会や就職支援の機会を創出するとともに、地域企業で働く若手社員の仕事内容や働き方の魅力を発信し、将来的に利根沼田で働くことを具体的にイメージできる環境づくりを進めるとともに、地域企業の副業・兼業人材の活用を支援します。

*1「ローカル・ゼブラ企業」：事業を通じて地域の社会課題を解決し、社会的インパクトと経済的持続性（収益）の両立を目指す地域密着型の企業

*2「シティプロモーション」：自治体が地域の魅力を内外へ発信し、知名度やイメージを高めて地域活性化を図る活動の総称

(3) 創業支援を軸としたスタートアップエコシステム*¹の確立 【総合戦略】

- ・創業による雇用の創出や定住等を促進し、地域経済の活性化を図るため、「ぬまた起業塾」を継続的に開催します。
- ・創業環境の支援策として、中心市街地の空き家等での事務所・店舗設置場所等の確保・斡旋を行います。
- ・創業後の支援体制及び支援策として、継続的な経営指導の実施や金融事業者と一体となった支援体制の整備、インキュベーションオフィス*²の運営を行います。
- ・地域の課題に対応し、新たな産業の創出に取り組む企業の育成を図るとともに、地域の食や伝統産業に文化芸術、スポーツ、コンテンツ等の要素を結合した創業を促進し、地域資源を最大限に生かした高付加価値化を進めます。
- ・あわせて、「働きがい」や「働きやすさ」を実感できる新たな職場の創出につなげるため、女性の創業支援を強化します。

(4) 地域を担う企業の支援 【総合戦略】

- ・地域課題解決に向けた官民連携の推進、ビジネスパートナーとのマッチング支援など、新たなビジネスモデル構築に向け共創プロジェクト創出を支援します。
- ・市内の中小企業・小規模事業者を中心に事業活動を支援するための制度構築を図り、地域を担う中核企業としての持続的な経営を支援します。
- ・市内の中小企業・小規模事業者が行うDX・GXの推進、人材確保、事業承継等を情報発信、制度構築等により支援します。
- ・生産設備の近代化や新製品・新技術の開発支援、制度融資の促進などを通じて、生産性の向上や質上げを後押しするとともに、商工会議所・商工会、金融機関、大学等と連携し、経営診断・経営指導に基づく伴走型の経営課題解決支援を推進します。
- ・地域で活躍する人材の層を厚くし、個人の多様な働き方を広げる観点から、市内の中小企業・小規模事業者における副業・兼業人材の活用を支援します。
- ・デジタルの力を発揮できる環境を整えることでDXに取り組む市内の中小企業・小規模事業者の付加価値向上を支援します。
- ・商店街振興組合等の活動を支援します。

(5) シティプロモーション事業による地域産業の魅力発信 【総合戦略】

- ・本市の伝統産業、地域資源を生かした農林業や木材・木製品製造業、地域を支える建設業、歴史ある商業など、地域産業の魅力を発信します。
- ・地域の産業とそこで活躍する人々をクローズアップすることで、事業者の顧客の獲得を図ります。
- ・若者、女性、高齢者、外国人や障害者等の幅広い層と雇用マッチングを推進します。
- ・新たなチャレンジを促すため、中小企業とプロフェッショナル人材のマッチングを推進します。

*¹「スタートアップエコシステム」：新商品やサービスを創造する起業家（スタートアップ）が生まれ、育ち、成功し、その成功が次の起業を産めるような、人材、資金、サポート・インフラ、コミュニティ等（エコシステム）の仕組み、環境

*²「インキュベーションオフィス」：創業や起業段階において、オフィスの提供、ネットワークの形成、事業化支援及び資金調達等、事業を育てるための支援活動

(6) 新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進 【総合戦略】

- ・新事業・新産業と雇用を創出するため、事業者の技術革新、経営革新を推進するための制度を構築します。
- ・企業の持つノウハウ・技術を生かして、脱炭素イノベーションを創出し、地域のGXを推進します。
- ・新たな雇用を創出するため、優遇制度を活用した企業誘致を促進します。
- ・沼田横塚産業団地の整備と企業誘致を推進します。
- ・地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者を経済的波及効果を及ぼす民間事業者を支援します。
- ・地域産業の国内・海外での販路開拓を支援します。
- ・経営的な視点を持って、地域の資源や技術の新たな組み合わせや、新時代のインフラ整備とAI・デジタル等の新技術を活用したイノベーションを創出できる人材を地域に呼び込みます。

(7) 人や企業の地方分散 【総合戦略】

- ・域外からの本社機能等の移転・拡充を促進し、企業立地や事業展開を後押しする環境整備を進めるとともに、積極的な企業誘致活動を展開します。
- ・都市部で培われた専門的な知見や経験を有する経営人材やデジタル人材等が、地域企業において副業・兼業を含む多様な形で活躍できるよう人材の地方分散と地域での活用を促進するとともに、承継の担い手確保に向け、関係機関と連携した人材マッチングや後継者育成の取組を支援します。

(8) 産業用地・産業インフラの確保 【総合戦略】

- ・DX・GXの進展を見据え、脱炭素型産業やデータセンター等の立地を促進するため、産業集積の形成に資する産業用地の確保と計画的な整備を進めます。
- ・あわせて、電力・通信インフラをはじめとする産業インフラの整備を推進し、企業の設備投資や新たな事業展開を支える受入環境の充実を図ります。
- ・さらに、既存の産業用地の有効活用や産業用地のマッチングを通じて、地域への投資を呼び込み、持続的な産業基盤の強化につなげます。

● K P I（重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
企業訪問及び中小企業相談所の経営相談等の支援件数	件	3,961	4,100	総合戦略
副業人材マッチング数	人	—	6	総合戦略
地域企業等への就職者数	人	1,150	1,500	総合戦略
地域企業等への新規学校卒業就職者数	人	99	120	総合戦略
企業ガイダンス・就職面接会の参加者数	人	130	200	総合戦略
起業塾の卒塾生	人	164	269	総合戦略
創業者融資利用者数	件	10	12	総合戦略
一般小売業の年間商品販売額	億円	560	600	総合戦略
自社製品等販路開拓補助件数	件	7	10	総合戦略
木材の年間製造品出荷額	億円	347	450	総合戦略
児童木工工作大会等の参加者数	人	102	150	総合戦略
首都圏・大都市での展示会等の出展回数	回	6	9	総合戦略
新技術・新製品開発補助件数	件	0	2	総合戦略
企業訪問件数	件	54	200	総合戦略
誘致企業数	件	—	10	総合戦略

第2節 農林水産業の振興

● 現状と課題

- ◆ 本市の農業は、中山間地を中心に標高差や夏季冷涼な気象条件を生かしたレタス、ほうれんそう、トマト、えだまめ、こんにゃく等が基幹作物として栽培されています。
また、関越自動車道や上越新幹線等の利便性の高い交通網が整備され、豊かな自然環境や観光資源に恵まれていることから、りんご、ぶどう、さくらんぼ等の観光果樹園が多く営まれ、良食味米や夏秋野菜のブランド化が確立し首都圏への野菜の供給基地となっています。近年は、農業従事者の減少、高齢化による担い手不足、生産性の低い農地の遊休農地化や野生鳥獣による農作物被害が深刻な課題となっています。
- ◆ 本市では、昼夜の温度差が大きい中山間地域特有の気象条件を生かした高品質な農産物が生産されています。ぬまたブランド農産物認証委員会では農産物等のブランド認証を行い、沼田市農産物ブランド化及び6次産業化推進協議会において、農産物等の高付加価値化による農業者の所得向上、雇用の創出による地域経済の活性化を図っています。6次産業化^{*1}参入のための周知や支援、マーケティング戦略に基づく商品開発と販路開拓・拡大支援、地域資源や財産を活用した新たな商品（サービス）の開発支援等を推進するための体制整備が求められています。
- ◆ 本市は、自然豊かな森林が総面積の約80%を占めています。民有林面積は9,801haで、そのうち人工林の面積は4,827haであり、人工林率は約50%で県平均とほぼ同じです。樹種は戦後の造林施策によって植えられたスギを主体としてマツ等であり、林齢別に見ると40年以上が約90%を占めていることから、多くの森林で利用適期を迎えていることがうかがえます。森林整備については、路網等の基盤整備に努め、皆伐及び利用間伐による素材生産を推進しています。また、森林環境譲与税^{*2}を活用し、森林経営管理制度^{*3}に基づく森林整備に取り組んでいます。
課題としては、長期の木材価格の低迷や担い手の減少などにより手入れ不足や荒廃した林分も多く見られるため、利用間伐の促進や森林資源の循環利用を目的として適期の更新を行っていくことが重要です。
また、森林経営管理制度を推進し、計画的な整備を実施していくためには、市全体の森林づくりの方向性を定める構想等を策定する必要があります。
- ◆ 漁業は、利根川とその支流における内水面漁業が行われています。水産資源の適正維持を図りながら、観光・レクリエーション機能を生かした内水面漁業の振興が必要です。

*1「6次産業化」：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組

*2「森林環境譲与税」：市町村による森林整備の財源として、令和元（2019）年度から、国が市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与しているお金

*3「森林経営管理制度」：手入れの行き届いていない森林の所有者から市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、適さない森林は公的管理する制度

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
群馬県農業農村振興計画	令和8年度～ 令和12年度	群馬県の農業が魅力ある産業として大きく成長し、農村がより一層活性化することで、将来にわたって県民生活に不可欠な農畜産物の安定供給が図られるとともに、農業・農村の魅力が向上を図る。
群馬県森林・林業基本計画	令和3年度～ 令和12年度	利根川水系の上流に位置する森林の価値を最大限に発揮するため、森林資源を循環利用する持続可能な林業経営を確立し、自立した林業・木材産業による森林資源と資金が循環する自立分散型社会の実現を図る。
沼田市森林整備計画	令和8年度～ 令和18年度	地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的とする。
森林文化都市アクションプラン	—	森林文化都市宣言から30年以上が経過し、社会情勢が大きく変化した中、宣言に掲げる理想の都市像である「森林文化につつまれた人間都市…沼田」を創造するために、実施を検討する具体的な施策をまとめたものの

● 基本施策

(1) 農業経営と生産基盤整備 【総合戦略】

- ・次世代の地域農業を担う後継者、新規就農者、青年農業者及び若い女性農業者等、多様な担い手の確保及び育成に努めるとともに経済的な支援を行います。
- ・新規就農者を受け入れる農業者と就農希望者とのマッチングを支援します。
- ・安定した農業経営を確立するため、認定農業者等の意欲ある担い手に対して、経営改善の支援や農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めます。
- ・化学肥料・農薬を低減し、自然環境と調和する環境保全型農業の取組を支援します。
- ・夏季の冷涼な気象条件を生かした雨よけトマト栽培等、夏秋野菜の高品質安定生産に向けた機械・施設導入の取組を支援します。
- ・本市の特性に合ったスマート農業^{*1}に取り組む農業者を支援し、持続可能な循環型農業について検討します。
- ・侵入防止柵等の設置、有害鳥獣捕獲の強化及び地域ぐるみの被害防止活動などによる野生鳥獣被害対策を支援します。
- ・飼養衛生管理基準の遵守徹底について畜産農家へ継続的に指導し、特定家畜伝染病の発生等に備え、関係機関と連携した防疫体制を強化します。

(2) 農産物ブランド化と6次産業化支援 【総合戦略】

- ・ぬまたブランド認証産品については、ソーシャルメディア^{*2}を活用した戦略的な発信を行い、ブランド力の向上に努めます。
- ・沼田市産農産物を活用した新商品開発の支援や周知を行い、6次産業化を推進します。商談会の開催や出展支援により生産者と事業者のマッチングを図り、流通小売事業者との連携体制の構築に努めます。

^{*1}「スマート農業」：ロボット、AI、IoT等、先端技術を活用する農業

^{*2}「ソーシャルメディア」：ブログ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、動画共有サイト等、利用者が情報発信して形成していくメディア。利用者同士のつながりを促進する様々な仕組みが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できる。

(3) 林業の振興 【総合戦略】

- ・森林環境譲与税を有効活用し、森林整備、森林環境教育・木育、地域産木材の価値向上・利活用及び林業従事者の人材育成・担い手確保を推進します。
- ・木材生産を行い地域の林業・木材加工業者の振興を図るとともに、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、環境に適した整備を推進します。
- ・木材等林産物を持続的、安定的かつ効果的に供給するため、適切な造林、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進します。
- ・森林経営管理制度を活用し、森林の経営管理を森林所有者が自ら実行できない場合には市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林については市自らが経営管理を実施します。
- ・特用林産物の生産振興を図ります。

(4) 水産業の振興

- ・減少が懸念される魚種を含めた水産資源の適性維持を図るとともに、漁場の活性化を推進し、内水面漁業の振興を図ります。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
認定農業者数	人	248	250	総合戦略
ぬまたブランド農産物認証数	件	73	80	総合戦略
森林整備担い手者数	人	70	60	担い手の減少が進行する中、できるだけ減少をくい止める。総合戦略
新たな販路開拓(商談会等での成約件数)	件	4	6	最近の動向から年間の目標を6件と設定 総合戦略
農業後継者、新規就農者数	人	13	10	最近の動向から年間の目標を10人と設定 総合戦略
沼田市有林における林業施業面積	ha	0	30	総合戦略
農業クレジット*実施者数	人	0	5	総合戦略
「ふるさとの魚」放流促進事業参加者	人	213	230	

*「農業クレジット」：環境保全型農業によって生み出された、温室効果ガスの排出削減・吸収量（カーボンクレジット）。環境に優しい農法に取り組むことで生じる環境価値を数値化し、企業などに売却して農家の新たな収入源とする仕組み

第3節 観光の振興

● 現状と課題

- ◆ 観光資源を発掘・活用し、観光ルートの形成や広域連携事業を実施しています。
また、豊かな自然や歴史資源の活用、旬の食材や本市ならではの料理を活かした食の観光の推進など、新たな観光魅力の創出を図っています。
- ◆ 本市の観光情報を発信・PRするために、群馬県などが開催する様々な観光キャンペーンへの参加、ホームページやSNSによる情報発信、マスメディアを通じた情報提供並びに広報宣伝活動、またそのための情報収集活動に積極的に取り組むとともに、益々増加が予想される訪日外国人旅行者の誘客に関わる観光宣伝事業にも力を入れています。引き続き、時機を捉えた効果的な広報宣伝活動、情報の収集及び発信を強化するとともに、外国人観光客も含め、旅行者のニーズに合わせた誘客プロモーション活動が必要です。
- ◆ 観光案内標識の整備など観光受入れ体制の充実に取り組んでいます。また、玉原高原や、道の駅・白沢及びしゃくなげの湯などの観光施設の維持管理のほか、沼田市観光案内所の管理運営をはじめとする（一社）沼田市観光協会との連携・支援事業を行っています。しかし、観光諸施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕及び効果的な整備が必要です。
本市の観光施策の方向性を統一し、より効果的なものにするため、（一社）沼田市観光協会と利根町観光協会の統合も視野に入れつつ更なる連携が必要と考えます。
- ◆ 観光ニーズの多様化、少子高齢化など、社会情勢の変化に合わせた計画的観光振興活動に加えて、新たな観光魅力の創出や観光関連産業の振興のため、産学官の連携による取組の強化が必要です。
- ◆ 各事業者においては、光熱水費や人件費など経費の高騰や少子高齢化等に起因する人手不足によって、収益力の低下が著しくなっています。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市観光基本計画	令和9年度～ 令和18年度	本市の中長期的な観光振興に向けた指針とする。
森林文化都市アクションプラン	—	森林文化都市宣言から30年以上が経過し、社会情勢が大きく変化した中、宣言に掲げる理想の都市像である「森林文化につつまれた人間都市…沼田」を創造するために、実施を検討する具体的な施策をまとめたもの

● 基本施策

(1) 市民・産業・行政が一体となった「観光まちづくり」の推進 【総合戦略】

- ・本市の比較優位（強み）に基づく観光レクリエーションの魅力を訴求を図ります。
- ・農林業・地域文化との連携による体験型観光など、地域特性を生かした新たな市場開拓と環境及び条件の整備を図ります。
- ・観光消費促進のための観光レクリエーションの魅力の向上と仕組みづくりを図ります。
- ・エリア別の魅力強化を図ります。
- ・戦略的な観光マーケティングの展開を図ります。
- ・広域連携を推進します。
- ・観光ビジネス、観光まちづくり及びデジタル分野の人材育成を図ります。
- ・推進体制の整備と計画の進行管理を図ります。

(2) デジタル技術を活用した観光情報の発信 【総合戦略】

- ・デジタル技術を用いて、多言語対応の観光サイトやアプリ、SNS戦略、オンライン予約、キャッシュレス決済及び観光データ解析等の必要性を検討します。
- ・外国語対応のパンフレットの作成、報道機関を活用した広報宣伝、観光キャンペーンの展開を推進します。

(3) 観光環境と観光振興体制の整備

- ・観光案内標識の整備など、観光受入れ環境の整備を推進します。
また、玉原高原内諸施設の整備、道の駅・白沢の管理運営、利根町諸施設の適正な管理運営などに努めます。
- ・観光関連産業の振興を促進し、産学官の連携による観光振興の取組を強化します。
また、沼田市観光案内所の管理運営をはじめとする観光協会との連携強化を図ります。

● K P I （重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
観光入込客数	人	2,434,200	2,607,000	総合戦略
観光消費額	億円	62.26	75.99	総合戦略
市ホームページ観光関連ページビュー数	万ビュー	51.16	55	ホームページのほかSNSも含む。 総合戦略
ガイド育成研修会参加者	人	92	100	
地域「食」商品取扱店・加盟店数	店	25	25	※えだまメンチ加盟店 現状維持

第4節 交流人口の拡大

● 現状と課題

- ◆ 本市では急速に人口減少が進み、地域経済の衰退のみならず地域コミュニティの衰退も懸念されています。これは、日本の高度経済成長を支えた東京一極集中のシステムによるものであり、その一方で地方が疲弊するという弊害が表面化してきたものです。このため、国においては地方創生の取組が進められてきましたが、令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、当面続く人口・生産年齢人口の減少を前提に、人口規模が縮小しても経済成長を図り、社会を機能させるための適応策を講じていく方針が示されています。

これを踏まえ、本市においても、人口減少対策を一層強化するとともに、人口減少下においても持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

- ◆ 都市間交流は、経済的、社会的、文化的な面において大きな効果をもたらすものです。本市においても交流都市との間で環境や防災に関する各種協定を締結するとともにイベント出展や体験学習等の受入れを実施しています。本市の認知度を高め、農産物や特産品の販路拡大と観光PRを更に推進することに加え、都市、地方双方が補う関係を構築するための活動や本市と継続的な関係を持つ「関係人口*」の増加に努める必要があります。
- ◆ 地方への移住に興味を示す都市住民が増えていることから、緑豊かな自然の中で農業をはじめとした各種体験ができる田舎体験ツアーや移住促進トライアルハウスの活用など、引き続き、本市の魅力を首都圏に向け発信し、本市への移住促進に努める必要があります。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
地方創生2.0基本構想	令和7年6月～	国の基本構想（令和7年6月閣議決定）
地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～	令和7年12月～	国の総合戦略（令和7年12月閣議決定）

*「関係人口」：移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域と多様に関わる者

● 基本施策

(1) 移住促進のための受入窓口機能及び人材の充実強化 【総合戦略】

- ・移住促進のための受入窓口、人材育成の強化により、情報交換や各種調整等による支援などができる体制の充実を図ります。
- ・住居、就職、買い物、交通、教育及び子育て環境等生活に関連する情報を一元化し、効率的に情報を発信します。
- ・移住に関する情報を市外のみならず市内にも積極的に発信し、市民の移住促進に対する理解醸成を図り、「市民総動員」による移住促進を図ります。

(2) トライアルハウス^{*1}（お試し住宅）等の設置による移住促進 【総合戦略】

- ・本市への移住の動機付けを図るため、トライアルハウスを運営し、そこでの暮らしや職業、住居選定の拠点として利用できる環境整備に努めます。
- ・「移住促進のための受入窓口機能及び人材の充実強化」とあわせて、トライアルハウス等利用者との継続的な関係構築を図ります。

(3) 沼田市への人材還流の促進 【総合戦略】

- ・テレワークの導入拡大により、住む場所にとらわれない働き方が一定程度浸透したことを踏まえ、二地域居住^{*2}など、本市への「転職なき移住」を推進します。
- ・地方拠点強化税制等の優遇制度及び地方創生応援税制企業版ふるさと納税等の企業とのマッチング制度を活用し、本市への企業誘致を推進します。

(4) 地域課題と関係人口のマッチング機能の強化 【総合戦略】

- ・関係人口の創出・拡大に向けて、受入先となり得る地域組織や関連する課題を洗い出し、情報を集約します。
- ・ホームページやSNSを活用し、関係人口となり得る都市住民等へ効果的に情報を発信します。
- ・都市間交流事業の実績のある都市に対し、関係人口の創出に向けた取組のPRを行います。
- ・地域住民と都市住民との交流を通じて、地域活動の担い手不足に悩む地域の活力向上を図ります。
- ・都市住民等と地域のニーズをマッチングします。

(5) 準市民^{*3}との結びつきの強化 【総合戦略】

- ・準市民を対象に、本市のイベント等に関する情報発信を定期的に行うことで、本市の状況や魅力を伝え、移住等への動機付けを図ります。
- ・ふるさと納税において魅力ある返礼品の充実に努めるとともに、準市民の帰郷機会の創出と交流を促進するための仕組みを構築します。

(6) 女性や若者の移住・定住促進 【総合戦略】

- ・仕事と生活の調和の実現のため、働き方の見直しに向けて、仕事と育児を両立できる職場環境整備を奨励します。

*1 「トライアルハウス」：市外に居住しており、沼田市に移住・二地域居住を検討している方が、お試しで滞在できる住宅

*2 「二地域居住」：主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方

*3 「準市民」：“ふるさと市民制度”とも言い、本市出身の市外在住者、また居住経験はなくても本市にゆかりや関わりのある人を対象にした希望者による登録制度

● K P I（重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
都市間交流事業による来訪者数	人	36	90	総合戦略
トライアルハウス利用者数	人／年	68	92	総合戦略
移住コンシェルジュの配置	人	4	5	総合戦略
トライアルハウス利用をきっかけとした移住者数	人	6	12	利用者増からの移住者増を目指す 総合戦略
交流イベント開催等による市外からの参加者数	人	128	146	現状から5%増加を目指す 総合戦略
地域おこし協力隊員及び集落支援員	人	3	3	現行体制を維持 総合戦略
準市民登録者数	人	1,016	1,100	総合戦略
地域企業等への就職者数	人	1,150	1,500	総合戦略

第3章 誰もが健やかに暮らせる、ふれ合いと支え合いのまちづくり (保健・医療・福祉)

第1節 保健・医療の充実

● 現状と課題

◆ 全ての市民が、生涯にわたり健康で、生きがいを感じながら幸せに暮らせるまちを目指します。市民一人一人が若いうちから「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生き生きと暮らせるよう地域ぐるみで取り組むことが大切です。健康寿命*の延伸を目指して、生活習慣病の発症と重症化の予防を中心に「沼田市健康増進計画（食育推進計画を含む。）」に基づき健康づくりを推進しています。社会環境の変化による新たな感染症の予防、また、自殺予防等こころの健康づくりについても関係機関との連携の下、効果的な実施が重要となっています。

◆ 本市における死因の半数以上が、三大生活習慣病といわれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患で占められています。

生活習慣病は、初期の段階では自覚症状が出にくいいため、特定健診やがん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療につなげるため受診率の向上を図ることが重要です。

また、食生活の改善や運動習慣の定着など一次予防対策と併せ重症化予防対策を推進しています。

◆ うつ病や自殺予防などの対策については、保健推進委員会などの地区組織との連携による普及啓発活動を実施しています。引き続き、関係機関と連携してうつ病や自殺予防などの対策に取り組むことが重要です。

◆ 新型インフルエンザ等の対策については、国や県等関係機関と連携し、沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、取組を推進しています。感染症については、まん延防止のため、情報収集や予防方法等の知識の普及に努める必要があります。

また、予防するための有効な手段である予防接種の接種率向上を図ることが重要です。

◆ 緊急医療体制については、初期救急、2次救急の整備のため医師会や関係機関との連携により、休日急患診療や病院群輪番制などを推進しています。

また、小児科、産婦人科、精神科などの医師不足による診療科の維持が懸念されています。高齢化に伴う慢性疾患の増加、新興感染症、災害医療など多様な医療ニーズに対しては、群馬県保健医療計画に基づき、医師会や関係機関と協力し体制整備の推進を図る必要があります。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
健康ぬまた21計画（第2次） （食育推進計画含む。）	令和2年度～ 令和11年度	市民が心身ともに豊かな社会生活を送ることができるよう、病気の早期発見・早期治療にとどまらず予防に重点を置いた健康づくりを推進する。
沼田市国民健康保険 第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画	令和6年度～ 令和11年度	被保険者の健康課題に応じた保健事業を実施して、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、もって医療費の適正化にも資することを目的とする。
第3期沼田市子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～ 令和11年度	子どもとその家庭がより暮らしやすいまちづくりを継続して進めるために、より広い視野で取り組む。
沼田市自殺対策推進計画	令和8年度～ 令和12年度	「ものの豊かさ」よりも「こころの豊かさ」を大切にし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。
沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成27年度～ 令和7年度改訂	感染症危機対応を行うに当たり、感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す。

*「健康寿命」：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。これに対して平均寿命とは「0歳における平均余命」のこと。

● 基本施策

(1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- ・全ての世代が食育に関心を持って望ましい食生活を実践できるよう、家庭、学校、地域及び行政が連携して食育活動を推進します。
- ・個人の体力や生活スタイルに合わせた具体的な運動方法を提示し、運動を習慣化できるように働きかけます。
- ・家庭、学校及び地域が連携し、20歳未満の方や妊産婦に対する飲酒、喫煙・受動喫煙防止の普及啓発を行います。
- ・ストレス対処法、挨拶や会話、各種団体事業による「人と人とのきずな」「人と人との支え合い」を大切にできる声かけ運動を推進します。
- ・口腔衛生及び歯や歯周病予防の意識づけと、定期的な歯科検診を学校や地域と連携して推進します。
- ・特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率向上を図ります。
- ・がん検診による早期発見・早期治療の重要性を普及啓発し、受診率向上を図ります。
- ・一人一人が生活習慣を見直し、生活習慣病を予防できるよう働きかけます。
- ・健診（検診）や医療費情報等の多面的情報を基に重症化予防事業を実施します。

(2) 健康を支えるための社会環境整備 【総合戦略】

- ・市民、教育機関、企業及び団体等が連携・協力して地域での健康づくりを支援します。
- ・市民が地域の健康づくり活動に積極的に取り組めるよう支援します。
- ・スマートウェルネスぬまた推進事業によって、楽しみながら続けられる運動を普及啓発し、市民の健康づくりを支援していきます。
- ・市民一人一人が健康に関する意識を高め、自ら積極的に健康づくりを推進できるよう、地域の関係団体などとも連携したまちづくりを推進します。

(3) こころとからだの健康づくりの推進

- ・ライフコースアプローチ*で次世代の健康を増進します。
- ・様々な相談や教育を通じ、正しい知識の普及、相談機関の周知及び安心して暮らせるまちづくりに努め、こころの健康づくりを推進します。

(4) 医療体制の充実

- ・病床の機能分化・連携を推進するため、医療機関相互の連携及び関係機関の連携を高めて医療体制の充実を図ります。
- ・医療従事者の確保・養成に向け、関係機関と連携します。
- ・安心して出産・子育てができるよう、小児救急医療や周産期医療の機能を確保できるよう連携します。

(5) 感染症予防対策の推進

- ・新型インフルエンザ等感染症については、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、関係機関と連携し対策に努めます。

*「ライフコースアプローチ」：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり。

● K P I（重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
平均寿命(男)	年	81	81.93	市区町村別生命表(厚生労働省) 総合戦略
平均寿命(女)	年	87.7	88.79	市区町村別生命表(厚生労働省) 総合戦略
特定健診受診率	%	43.5	60	特定健診実施結果(法定報告値)
胃がん検診受診率	%	2.4	50	地域保健・健康増進事業報告
大腸がん検診受診率	%	7.5	50	地域保健・健康増進事業報告
肺がん検診受診率	%	9.5	50	地域保健・健康増進事業報告
乳がん検診受診率	%	12.1	50	地域保健・健康増進事業報告
子宮頸がん検診受診率	%	12.1	50	地域保健・健康増進事業報告
メタボリックシンドローム該当 者及び予備軍の割合	%	34.2	25.0	

第2節 結婚・出産・子育ての支援

● 現状と課題

- ◆ 婚姻率が低い水準で推移していることから、若い世代が結婚や子育てに前向きな選択ができるよう、結婚や子育てに関する意識を高めるための支援を進める必要があります。
- ◆ 本市では出生数が大幅に減少し、少子化が急速に進行しています。このため、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援体制を強化し、若い世代が安心してライフステージを選択できる環境づくりを進めるなど、総合的な少子化対策を推進する必要があります。
- ◆ 合計特殊出生率は、県や全国の平均を下回って推移しており、近年の急速な少子化の進行は、本市の将来人口の減少に大きな影響を及ぼす深刻な課題となっています。若年層の人口流出や定住促進の課題とも相まって、将来的に地域社会全体への影響が懸念されます。
- ◆ 年少人口の減少は、保育サービスの需要動向の変化や提供体制の再編、地域行事等の担い手不足など、地域社会の機能維持にも直結する課題であり、引き続き総合的な少子化対策を進める必要があります。
- ◆ 女性の就業拡大や共働き世帯の増加により、保育ニーズは量的・質的に多様化しています。このため、保育提供体制の整備を進めるとともに、子どもの特性等に応じた質の高い保育が提供できる環境づくりが求められています。
- ◆ 共働き世帯が仕事と子育てを安心して両立でき、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援について、量的拡充と質の向上を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に整備を進める必要があります。
- ◆ 就学前児童や小学生の保護者からは、子どもが安心して医療機関を利用できる体制の確立や、病気・発育・発達に関する情報提供・相談支援の充実、地域医療機関との連携強化が求められています。子育て世帯の不安を軽減し、安心して子育てができる環境整備を進める必要があります。
- ◆ 市民が考える理想の子ども数は2～3人である一方、実際の出生数には乖離が見られます。若い世代の出産・子育てに対する希望を実現できるよう、経済的支援を含めた総合的な少子化対策を進める必要があります。
- ◆ 市民意識調査の結果から、結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の強化や、情報提供・相談支援の充実、関係機関との連携強化が求められています。これらのニーズを踏まえ、総合的かつ継続的な施策を推進する必要があります。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
第3期沼田市子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～ 令和11年度	子どもとその家庭がより暮らしやすいまちづくりを継続して進めるために、より広い視野で取り組む。

● 基本施策

(1) 結婚支援 【総合戦略】

- ・仕事と生活の調和の実現のため、働き方の見直しに向けて、仕事と育児を両立できる職場環境整備を奨励します。
- ・市内で結婚し、新生活を始める世帯の経済的基盤の安定確保に取り組みます。

(2) 子どもの成長に応じた子育て支援策の推進 【総合戦略】

- ・妊娠・出産・育児期における母子保健対策を充実し、各事業や関連機関の連携強化、情報の利活用及び切れ目のない包括的な支援体制を強化します。
- ・第3子以降の保育料完全無料化制度及び学校給食費の完全無償化制度を継続するなど、出産・子育てに係る経済的負担を軽減します。

(3) 安全・安心な妊娠、出産、育児への支援 【総合戦略】

- ・妊娠期から出産・子育てまで、切れ目のない支援により、安心して子育てができるよう、医療機関等と連携を図り、妊娠中の保健指導、乳児家庭全戸訪問、産後ケア、不妊治療への支援、情報提供等の充実に努めます。

(4) 子どもと母親への健康支援 【総合戦略】

- ・子どもの健やかな成長を支援するため、関係機関との連携を強化しながら、健康診査や健康相談などの母子保健事業をきめ細かく実施します。

(5) 自信を持ち楽しんで子育てできるための支援 【総合戦略】

- ・子育てに対する保護者等の孤立感や不安感を解消するため、相談体制の充実を図るとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

(6) 全ての子どもが暮らしやすい環境をつくる 【総合戦略】

- ・児童虐待防止対策を強化するため、発生予防から早期発見・早期対応に努め、関係機関との協力体制の構築も含め、切れ目のない包括的支援を推進します。
- ・ひとり親家庭の自立支援を推進するため、経済的支援やきめ細かな福祉サービスの充実を図り、自立した生活ができるよう総合的な対策を講じます。
- ・障害児施策を充実するため、障害のある子どもが、その可能性を十分に伸ばし身近な地域で安心して生活を送るために、年齢や障害等一人一人の状況に応じた専門的な支援制度の充実を図ります。
- ・障害児施策を充実するため、障害の早期発見・早期療育の取組の充実を図るとともに、相談支援体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら早期から切れ目のない円滑な支援に努めます。
- ・子どもの貧困の早期発見に努め、生活支援、教育支援、就労支援等により早期解決を図り、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないよう、包括的な環境整備を目指します。
- ・仕事や子育て、家庭生活などにおいてバランスのとれた環境を整え、職場環境の改善、事業主及び勤労者の意識改革など、多面的な取組の推進に努めます。

● K P I（重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
新生児・乳児訪問実施率	%	98.1	100.0	総合戦略
1歳6か月児健診受診率	%	100.0	100.0	総合戦略
3歳児健診受診率	%	97.6	100.0	総合戦略
待機児童数（10月1日現在）	人	0	0	総合戦略
保育施設利用定員（従業員枠を除く。）	人	1,139	939	利用者数の見込みに応じ、必要数を確保 総合戦略
情報交換拠点の維持（地域子育て支援拠点）	か所	3	3	少子化が進む中であっても施設数を維持 総合戦略
こども家庭センターの維持	か所	—	1	総合戦略
乳幼児保育・学童保育利用者数（乳幼児保育）	人	919	761	利用者数の見込みに応じ、目標を設定 総合戦略
乳幼児保育・学童保育利用者数（学童保育）	人	590	604	総合戦略
不妊治療費助成申請数	件	19	30	総合戦略
不育症治療費助成申請数	件	1	2	総合戦略
放課後児童クラブ・放課後子ども教室の維持（一体化）	施設	1	1	児童数が減少する中、施設数を維持 総合戦略
放課後児童クラブ・放課後子ども教室の維持（連携数）	施設	3	3	児童数が減少する中、施設数を維持 総合戦略
放課後子ども教室 児童・生徒登録者数	人	33	33	児童数が減少する中、登録者数を維持 総合戦略
放課後子ども教室に協力するコーディネーター数	人	10	10	児童数が減少する中、コーディネーター数を維持 総合戦略
放課後子ども教室に協力するサポーター数	人	82	82	児童数が減少する中、サポーター数を維持 総合戦略
地域企業等への就職者数	人	1,150	1,500	総合戦略
こども家庭センター相談回数	回	2,507	3,000	総合戦略

第3節 地域福祉の充実

● 現状と課題

- ◆ 支援を必要としている人の生活課題は、複合化、複雑化しており、地域社会においても人と人との「つながり」が希薄化していることから、孤独・孤立や8050問題*のような社会的課題が潜在的に起きています。このため、市民同士が共に支え合う地域共生社会に向け、市民一人一人が役割を持ち、互いに助け合いながら、誰もが安心して暮らせる社会づくりが求められています。

市民意識調査では、市民同士が共に支え合う地域づくりを進めるために必要な取組は、「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」という回答が最も多く、地域でも、活動の担い手が不足し、地域コミュニティが衰退している状況となっています。

市では、関係機関と連携し、様々な人々が地域の支え合い活動に関わることができるネットワーク環境を整備し、地域の課題の解決に向け取り組んでいます。

- ◆ 社会福祉協議会と連携し、身近な地域における見守り活動などの地域福祉活動を行っています。

また、地域住民同士がふれあいながら情報交換や相談ができるよう、自由で身近な交流の場を充実し、市民同士の支え合いを促進しています。

自助を支える地域福祉活動は、地域と社会福祉協議会との連携が欠かせません。地域の課題を、市民と共に解決に向け取り組むために、社会福祉協議会が身近に感じられるよう広報・啓発活動に対する支援が必要です。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
第3次沼田市地域福祉計画 第5次沼田市地域福祉活動計画	令和6年度～ 令和10年度	行政の地域福祉の指針である「地域福祉計画」と、地域福祉に関わる団体等の具体的な活動内容を定める社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、地域福祉の一層の向上を目指す。
沼田市成年後見制度利用促進基本計画	令和6年度～ 令和10年度	（第3次沼田市地域福祉計画、第5次沼田市地域福祉活動計画に内包） 判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進める。

*「8050問題」：「はちまるごうまる問題」と呼ぶ。80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題

● 基本施策

(1) 福祉意識向上の推進

- ・地域の誰もが参加できる交流事業を開催するとともに、住民同士が何でも話し合える機会をつくり、福祉意識の醸成に努めます。
- ・地域福祉活動の必要性を「広報ぬまた」やホームページなどにより広く周知し、市民の理解促進に努めます。

(2) 自助を支える地域福祉活動の創出

- ・重層的な見守り体制を推進し、課題解決のためのネットワークの構築を図ります。
- ・民生委員・児童委員協議会との連携を強化し、市民の身近な相談者としての役割を果たします。

(3) 沼田市社会福祉協議会との連携

- ・地域福祉活動の中心的な担い手としての社会福祉協議会活動を支援し、地域福祉を推進します。
- ・子どもたちが福祉への理解を深める福祉教育・福祉体験学習の推進を支援します。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
ふれあい・いきいきサロン設置数	か所	45	60	
地域活動への参加率	%	48.8	60.0	地域福祉計画目標値 ※現状値:令和5年度(5年毎)
ボランティア保険加入数	人	1,204	1,300	
福祉教育・体験学習実施件数	件	33	15(60)	社会福祉協議会報告数 ※()は学校統廃合が無い場合

第4節 高齢者福祉の充実

● 現状と課題

- ◆ 高齢者人口は、令和3年をピークに減少に転じているものの、総人口に占める割合（高齢化率）は、今後も上昇が続くものと予測されています。こうした人口構造の変化を受け、高齢者が自らの経験や知識・技術を生かして社会貢献を行い、地域社会の担い手として生き生きと自分らしく暮らせるよう、地域や関係機関が連携した環境づくりを推進する必要があります。
- ◆ 本市における65歳以上の高齢者がいる世帯は、一般世帯の過半数を占めており、なかでも高齢者の単身世帯は、今後も一層の増加が見込まれます。このような状況を踏まえ、高齢者の孤立や閉じこもりを防止し、地域活動への参加促進や生きがいを展開するため、地域全体で支え合う生活支援体制整備への支援が必要です。

また、医療、介護、住まい、介護予防及び日常生活の支援が包括的に提供されるよう地域包括ケアシステムの連携を促進する必要があります。
- ◆ 要支援・要介護状態への移行を未然に防ぐため、介護予防事業や地域支援事業を実施するとともに、介護が必要な方には、適切な介護サービスの提供に努めています。高齢者が、住み慣れた地域で、自らの能力に応じて、できる限り自分らしく暮らし続けるためには、介護人材の確保や多様な需要に対応したサービスの充実に向け、持続可能な地域資源の確保・整備を図ることが不可欠です。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
生き生き長寿のまちづくり計画 (沼田市高齢者保健福祉計画・第10期介護 保険事業計画・認知症施策推進計画)	令和9年度～ 令和11年度	高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示す。介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組み、地域包括ケアシステムが更に機能する地域づくりを推進する。地域で認知症の人が自分らしく日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現に向けた認知症施策を推進する。

● 基本施策

(1) 高齢者の生きがいがいづくりと社会参加の促進

- ・各地区の老人クラブで構成される老人クラブ連合会の活動を支援し、高齢者の自主的な社会活動の促進に努めます。
- ・高齢者の就業機会を確保するため、シルバー人材センターの運営及び活動を支援します。
- ・高齢者相互の交流や健康づくりの拠点として、ふれあい福祉センターの積極的な利用促進を図ります。
- ・高齢者を対象としたサロンや通いの場の設置により、地域における居場所づくりの確保に努めます。

(2) 生活支援体制の整備と地域包括ケアシステムの充実

- ・地域包括支援センターによる包括的地域支援事業をはじめ、介護予防教室や地域福トレ団体支援事業等の一般介護予防事業を推進します。
- ・多様な主体による生活支援体制の整備を推進し、地域全体で支え合う仕組みづくりを支援します。
- ・医療と介護が切れ目なく提供されるよう、関係機関の連携体制強化を推進します。
- ・認知症への理解を深めるとともに、早期対応を図るため、認知症総合支援事業を推進します。

(3) 介護予防と介護保険サービスの充実

- ・介護予防サポーターやフレイル* サポーターなど、地域において予防活動を担う人材を確保し、その育成・活用を図ります。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業等により、住民の多様なニーズに応じた効果的なサービス提供の充実に努めます。
- ・介護人材の確保及び多様な需要に対応できる持続可能なサービス提供体制の充実に努めます。

● K P I （重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
地区筋トレ団体の充実	団体	44	47	
介護予防サポーターの養成	人	445	591	養成講座(初級編)の修了者
認知症サポーターの養成	延 人	12,397	13,657	養成講座の受講者
介護認定率	%	20.3	22.3	認定率の上昇を抑制する。

*「フレイル」：要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

第5節 障害者施策の推進

● 現状と課題

- ◆ 障害のある人の社会参加と自立を促進するため、「沼田市障害福祉計画」に基づき、利根沼田障害者相談支援センター、障害者就業・生活支援センター等と連携した取組を進めています。引き続き障害特性に合わせた支援が行える体制整備が必要です。
- ◆ 利根沼田地域定住自立圏の協定締結により、テラス沼田内に利根沼田障害者相談支援センターを設置し、障害のある人の就業や暮らしについて、総合的な支援を行っています。在宅や地域で生活する障害のある人やその家族のための相談窓口ともなっています。今後も、支援センター、就業・生活支援センター、ハローワーク、事業所、福祉担当課、特別支援学校などが連携しながら、意思決定支援、就職活動や職場定着、健康管理や金銭管理等にかかわる支援を推進していくことが求められています。
また、群馬県心身障害者福祉センター、群馬県こころの健康センター、群馬県発達障害者支援センター、群馬県障害者権利擁護センターとの連携も強化していくことが必要です。
- ◆ 障害福祉分野に従事する人材が減少し、支援の質を確保することが困難な状況です。障害福祉分野に関心を持ってもらえるような啓発活動が必要です。
- ◆ 障害のある人が自立し、住み慣れた地域で安定した生活を送るためには、障害のある人のニーズや障害の特性に応じた生活支援サービスが提供されることが重要です。サービス種別によっては、利用者の少ないものもあることから、持続的にサービスが提供されるよう、引き続き、量の見込みに基づき、適正なサービス確保に努めていく必要があります。
- ◆ 障害があることで、差別されていると感じたり、嫌な思いをする人が多いことから、障害のある人となない人が実際に接し、関わり合う機会が増えることで、お互いを理解しあっていけるような取組が求められています。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市障害福祉計画	令和9年度～ 令和14年度	(以下、3つの計画を合冊)
障害者福祉計画	令和9年度～ 令和14年度	本市の障害者のための施策に関する基本的な計画
第8期障害福祉計画	令和9年度～ 令和11年度	障害福祉サービス等の提供体制の確保や、業務の円滑な実施に関する計画
第4期障害児福祉計画	令和9年度～ 令和11年度	障害児に関する通所支援や相談支援の提供体制の確保や円滑な実施に関する計画

● 基本施策

(1) 地域共生社会の推進

- ・ 障害のある人となない人との交流、福祉教育、ボランティア活動及び障害についての啓発・広報活動によって、社会的な障壁がないまちづくりを推進します。
- ・ 障害のある人が生涯を通じて、こころ豊かな充実した生活を送れるよう、年金・手当などの制度の周知、支援人材の養成・確保、スポーツ・文化活動の振興に努めます。
- ・ 公共施設や交通手段のバリアフリー化や災害時における安全確保による福祉のまちづくりを推進します。
- ・ 意思決定支援、成年後見制度*、虐待防止等に継続的に取り組みます。

(2) 障害福祉サービスの充実

- ・ 障害福祉サービスの量の見込みに基づき、施設やサービス、支援の質の確保に努めます。
- ・ 障害のある人が安心して暮らせるよう、相談体制を充実します。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
ボランティア養成講座受講者	人	28	40	
障害者スポーツ事業参加者	人	45	100	
基幹相談支援センター相談数	件	3,262	3,500	

*「成年後見制度」：知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることが心配な人の思いを地域みんなで分かち合い、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度

第6節 社会保障制度の適正な運営

● 現状と課題

- ◆ 国民健康保険は、他の医療保険の加入者などを除く全ての住民を対象とする医療保険であり、自営業者だけでなく企業等の退職者の受け皿となる制度であることから、60歳以上の被保険者が多く、財政基盤の脆弱さなど多くの構造的課題を抱えています。

国・県・市は、国保財政の健全化に向けた取組を強化していますが、平成30年度の国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を市に対し保険給付費等交付金として交付しています。

後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定の障害がある人は65歳以上）の人を対象とする医療制度であり、群馬県後期高齢者医療広域連合と市が協力して運営しています。本市は高齢化率が高く、被保険者数の増加や医療の高度化に伴い医療費が増加しています。安定的な財政基盤を確保し、持続可能な制度を維持するためにも、健康寿命を延伸し医療費を抑制する取組が求められます。

- ◆ 福祉医療制度（保険診療における自己負担分の医療費を助成する制度）は、群馬県と市が協力して実施しています。

①子どもへの助成：高校生世代までの子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子育てができる環境を整えています。

②ひとり親家庭への助成：ひとり親家庭の親と子の医療費を助成し、経済的負担を軽減するとともに、安心して子育てができる環境の整備と自立支援を図っています。

③重度心身障害者への助成：重度心身障害者の医療費を助成し、経済的負担を軽減するとともに、福祉の向上及び社会参加の促進を支援しています。

- ◆ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で、自立相談支援、家計改善支援、就労支援、住居確保給付金等による支援を行っています。

また、生活保護制度により、必要な扶助と自立に向けた支援を行っています。

一方で、家族のつながりの希薄化や健康問題等により、生活に困窮する方が潜在的に増加しています。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市国民健康保険 第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画	令和6年度～ 令和11年度	被保険者の健康課題に応じた保健事業を実施して、健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図り、もって医療費の適正化にも資することを目的とする。
生き生き長寿のまちづくり計画 （沼田市高齢者保健福祉計画・第1 0期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）	令和9年度～ 令和11年度	高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示す。介護給付等対象サービス提供体制の確保と地域支援事業の計画的な実施に取り組み、地域包括ケアシステムが更に機能する地域づくりを推進する。地域で認知症の人が自分らしく日常生活や社会生活を営むことができる共生社会の実現に向けた認知症施策を推進する。

● 基本施策

(1) 国民健康保険制度の安定運営

- ・ 特定健診や特定保健指導の効果的な実施により、被保険者の健康の保持増進に努めます。
- ・ データヘルス計画の健診結果やレセプト情報などのデータを活用して、効果的な保健事業を展開します。
- ・ ジェネリック医薬品の普及を図ります。
- ・ 群馬県市町村の保険税率統一に向けて、県を中心に検討を進めてまいります。

(2) 後期高齢者医療制度の円滑な運営

- ・ 群馬県後期高齢者医療広域連合との協力・連携体制を強化して、健全な制度運営に努めます。
- ・ 高齢者の健診受診率を高め、フレイル予防や病気の早期発見、早期治療に努めます。
- ・ 介護、保健部門と連携し、高齢者の健康寿命の延伸を支援します。

(3) 福祉医療制度の推進

- ・ 群馬県と連携し、適正な福祉医療制度の推進に努めます。
- ・ 必要な医療を自己負担なく受診できることで、疾病の早期発見や早期治療を可能とし、重症化防止を図ります。
- ・ 子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者の経済的負担を軽減し、受診控えの抑制を図ります。

(4) 生活困窮者の支援

- ・ 自立相談支援により困窮原因の把握と問題解決に努めます。
- ・ 就労支援により就労活動への支援を行います。
- ・ 住居確保給付金により住まいの確保を支援します。
- ・ 生活保護制度の適正な運用により利用者支援を行います。
- ・ 民生委員等と連携し、潜在的な困窮者の把握に努めます。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
特定健診受診率	%	43.5	60	特定健診実施結果（法定報告値）
ジェネリック医薬品使用率	%	90.3	93	
後期高齢者健診受診率	%	34.3	42.5	

第4章 郷土を愛し、こころを育むひとづくり・まちづくり（教育・文化）

第1節 学校教育

● 現状と課題

- ◆ 教育水準向上のための研究を実施するとともに、学校教育支援員や外国語指導助手などを配置し、指導体制の充実に努めています。多様な教育ニーズや変化の激しい社会の中、子どもたちに求められる資質・能力を育むために必要な指導・支援の在り方を絶え間なく考え、工夫・改善を重ねていく必要があります。
- ◆ 子どもたちをインターネットトラブルから守る情報モラル教育の充実や、豊かな心と確かな学力を育む読書活動の推進も求められています。さらに、教職員の資質向上や子どもたちと向き合える環境づくりに取り組むとともに、児童生徒数の減少を踏まえ、学校の適正規模等について引き続き検討する必要があります。
- ◆ 「たんばら・森林の学校」における、ブナ林の散策や幼木の移植などを通じ、郷土のすばらしさを理解し、「森林文化都市ぬまた」に対する誇りと愛着を育てるなど、地域を愛し親しむ心、地域を誇りに思う心を育てていく「ふるさと学習『ぬまた未来創造学』」を推進する必要があります。
- ◆ 群馬大学や東京大学と連携し、市内中学生を対象とした講義等を実施しています。普段の授業の発展や応用となるような内容にするとともに、社会や生活とのつながりを捉えられるように工夫していく必要があります。
- ◆ オンラインでの国際交流を実施し、外国の人と交流したり、海外の文化に触れたりすることで、国際的な感覚を養い、国際性豊かな人材を育成するとともに、友好親善に努めることが重要です。
- ◆ 児童生徒の食に関する価値観や食環境が多様化しており、望ましい食習慣を形成することと併せて、多角的な食育学習の重要性が高まっています。
- ◆ 年々、児童生徒数は減少していますが、アレルギー等対応が必要な児童生徒の数はほぼ変わらない状況となっており、引き続き適切な対応が求められています。
- ◆ 「学校給食 沼田の味」を設定するなど地場産物の活用を推進してきました。児童生徒の郷土愛を育む一環として、引き続き地場産物活用の推進を図ることが重要です。
- ◆ 学校施設は昭和40～50年代に整備された建物が大半を占め、老朽化が著しく進んでいます。そのため統合により整備した学校を除き、その多くが改修や建て替え等の時期を迎えています。学校施設は児童生徒が多くの時間を過ごす場であり、安全・安心で快適な教育環境の整備が必要です。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市教育振興基本計画	令和6年度～ 令和10年度	地域の実情に応じた教育振興に関する基本計画。これまで進めてきた施策の評価と課題、教育を取り巻く情勢を踏まえ、より一層の教育行政の振興を図る。
森林文化都市アクションプラン	—	森林文化都市宣言から30年以上が経過し、社会情勢が大きく変化した中、宣言に掲げる理想の都市像である「森林文化につつまれた人間都市…沼田」を創造するために、実施を検討する具体的な施策をまとめたもの
沼田市新たな学校づくり実施計画	令和7年度～ 令和18年度	少子化による児童生徒数の減少、人口減少や高齢化による地域活動の縮小など、学校を取り巻く環境が大きく変化していることから、成長段階に応じ、小学校及び中学校の再編を進め、未来を担う子どもたちにより良い学習環境を整える。
沼田市学校施設長寿命化計画	令和2年度～ 令和15年度	学校施設の改修や建て替えを適切に行い、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び改修・更新費用の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保する。

● 基本施策

(1) 未来を担うたくましいひとづくり・まちづくりを目指した教育の推進 【総合戦略】

- ・地域を愛し親しむ心、地域を誇りに思う心を育むために、自分が生まれ育ったふるさと沼田を知り、良さを学ぶ「ふるさと学習『めまた未来創造学』」を推進します。
- ・誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出すための教育を実現する観点から、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、子どもたちの能力を最大限に引き出すよう努めます。
- ・教育デジタルトランスフォーメーション（DX）^{*1}として、ICT^{*2}を効果的に活用した学習やプログラミング教育を通して、情報を得たり、情報を整理・比較したり、分かりやすく発信・伝達する情報活用能力を育成します。

(2) 義務教育の充実

- ・学校経営の充実と教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の自己有用感を高めるとともに、学力向上や生徒指導の充実に努めます。
- ・地域を愛し親しむ心、地域を誇りに思う心の育成に努めます。
- ・社会の変化に対応する教育の充実、健康・体力・安全に係る指導の充実などに努めるとともに、関係機関と連携し、特別支援教育の充実を図ります。
- ・英語教育の充実に向けて、教員の指導力の向上や指導体制の充実に努めます。
- ・「考え・議論する」道徳の授業を実現し、力強く生き抜こうとする心を育てる指導の充実に努めます。
- ・インターネットの利用に関わるトラブルを防ぐ情報モラル教育の充実と家庭への啓発に努めます。
- ・家庭や地域、市立図書館等と連携するとともに、図書室の運営改善を図り、読書活動の充実に努めます。
- ・全ての中学生が、多様なスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、部活動の地域展開により、学校や地域の実情に応じた持続可能な環境整備に努めます。
- ・教職員が子どもたちと向き合う時間を一層確保できるように、校務の効率化に向けた環境づくりに努めます。
- ・群馬大学や東京大学等の高等教育機関と連携し、市内中学生を対象として、中学校での学習内容と関連付けて、普段の授業の発展や応用となるような講義等を実施します。
- ・多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するために、学校保健、学校給食・食育の充実を図ります。
- ・食物アレルギー等、食事に制限が必要な児童生徒も安心して給食を食べることができるよう、学校・家庭・給食センターで個々の症状や程度などを情報共有し、安全な給食の提供に努めます。
- ・季節に応じた地場産物や郷土料理・行事食等を計画的に献立に取り入れ、給食を通じて児童生徒に伝えることによって、本市の食文化への理解促進を図ります。

(3) 学校再編の推進

- ・児童生徒数の動向を踏まえ、小中学校の再編を進めることで教育環境の充実と持続可能な教育体制の確立に取り組みます。

(4) 学校施設の整備・充実

- ・施設の長寿命化をはじめ、適正な改修・建て替えを行いながら安全・安心で質の高い教育環境の整備に努めます。
- ・施設の維持管理に係る修繕や備品購入等について計画的に実施します。

^{*1}「教育デジタルトランスフォーメーション（DX）」：教育分野におけるDX。デジタル社会の原則に沿って教育の仕組みを根本から作り直すこと。

^{*2}「ICT」：Information and Communications Technology. 情報通信技術の略。コンピュータやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方

● K P I（重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
教育水準向上研究の学校評価	%	39.4	50.0	総合戦略
沼田市中学校国際交流事業参加者数	人	103	279	総合戦略
「たんばら・森林の学校」参加率	%	100	100	対象児童参加率 100%を維持 総合戦略
沼田市学校施設長寿命化計画進捗率	%	75.6	87.8	

第2節 生涯学習

● 現状と課題

- ◆ 生涯学習を推進するため、市民が生涯にわたり学習機会を自由に選択して学ぶことができるよう、生涯学習推進本部を設置し、生涯学習推進体制の整備を図り、市民の自発的・自主的な取組への支援を行っています。今後も学習グループ等の育成と継続的な活動支援が一層重要となります。
- ◆ 長寿社会の中で、学習に対する市民の意欲が高まるとともに、社会・経済・科学技術の発展等に伴う「現代的課題」に対応した、学習機会の提供と学習の支援が重要になっています。生涯学習情報の確かな把握・整理等に努め、学習支援を充実させることが求められています。
- ◆ 誰もが学びやすく、生涯のライフステージに合わせた学習ができる環境が求められており、学習成果を地域社会に還元し地域の活性化や発展につなげられる環境整備も必要となっていることから、市民の学習意欲を的確に捉えた教養教室のほかに各種事業を開催し、広く市民に生涯学習の機会を継続して提供する必要があります。
- ◆ 図書館においては、情報提供サービスの充実を図るとともに、移動図書館による巡回サービスを提供するなど、利用者に優しい学習環境の確保に努めています。今後も図書館の計画的な改修による適切な維持管理と社会変化に対応したサービスの提供に努める必要があります。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市教育振興基本計画	令和6年度～ 令和10年度	地域の実情に応じた教育振興に関する基本計画。これまで進めてきた施策の評価と課題、教育を取り巻く情勢を踏まえ、より一層の教育行政の振興を図る。

● 基本施策

(1) 生涯学習の推進

- ・生涯学習を総合的に推進するため、生涯学習推進本部を設置するとともに、地域に根ざした生涯学習推進体制の整備と魅力ある学習環境を創出するため、生涯学習推進協議会を設置し、社会教育団体、学校、家庭、地域社会などと連携し、生涯学習の推進に努めます。

(2) 学習機会の拡充

- ・市民の主体的な学びを支援するため、様々な生涯学習講座を実施し、学習機会の更なる充実に努めます。
- ・生涯学習発表会等の実施により学習成果を発表する機会を提供するとともに、専門的な知識や技術を持った市民が、学校や地域での学習体験活動の講師としてその能力を生かせるよう「まちの達人バンク*」を整備します。

(3) 学習環境の維持

- ・誰もが自由で気軽に利用できる、開かれた図書館として、変化する社会の動向や利用者の幅広いニーズに対応した情報提供に努め、一人一人の学びや課題解決、情報活用を支援します。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
図書館利用者数	人	67,894	67,000	人口減少が進む中、利用者数をおおむね維持
生涯学習発表会来場者数	人	482	430	生涯学習講座参加者及び自主サークル等の発表会の来場者数 人口減少を見据え、目標を設定
生涯学習講座参加者数	人	281	270	歴史講座、市民ハイキング等の生涯学習講座の参加者数 人口減少を見据え、目標を設定

*「まちの達人バンク」：専門知識や技能を持つ市民を登録し、地域活動等で活用する仕組み

第3節 文化芸術活動と文化財

● 現状と課題

- ◆ 少子高齢化の影響で芸術文化団体の減少が進む中、地域文化の活力を維持するためには、次世代の後継者育成が喫緊の課題です。
- ◆ 芸術文化の振興は、人々の生活に潤いや生きがいを与え、心豊かな生活を営む上で必要不可欠なものです。芸術文化団体の活動を支援し、日頃の成果を発表する機会を提供するなど、市民が文化を身近に感じ、気軽に楽しめる環境づくりが重要です。
- ◆ 市民共有の貴重な財産である文化財を後世に継承するため、所有者の意識の向上を図りながら適切な保存管理を行うとともに、老朽化や経年劣化に伴う文化財建造物等の計画的な修理が課題となっています。
- ◆ 歴史的建造物の一般公開と貸館に当たっては、文化財の保存と活用のバランスを図りながらより多くの人が訪れる工夫が必要となっています。
- ◆ 地域の歴史や文化財の調査研究、資料の保存と活用を図るため、歴史資料館及び埋蔵文化財調査センターにおいて魅力ある常設展示及び企画展、関連行事等を開催して情報発信に努める必要があります。

また、職員の専門性を高めていくことも重要です。

- ◆ 社会の変化による少子高齢化や人口減少が進む中、地域に根ざした伝統芸能を継承するためには、活動の継続や後継者の育成が課題となっています。
- ◆ 平成30年度から令和5年度まで実施した沼田城跡調査・保存整備事業をはじめとする文化財調査の結果について、市民に広く周知し活用していく必要があります。
- ◆ 文化財施設においては、学校教育との連携を図り、「ふるさと学習『ぬまた未来創造学』」を推進するため、児童生徒の見学等の受入れを行い、郷土愛を育む施設としての役割が求められています。
- ◆ 本市は、歴史、文化、芸術など、豊富な地域資源に恵まれています。これらの資源を有機的に組み合わせ、戦略的に発信することで新たな価値を生み出し、「選ばれるまち」を作っていくことが必要です。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市教育振興基本計画	令和6年度～ 令和10年度	地域の実情に応じた教育振興に関する基本計画。これまで進めてきた施策の評価と課題、教育を取り巻く情勢を踏まえ、より一層の教育行政の振興を図る。

● 基本施策

(1) 文化芸術活動の推進

- ・文化協会をはじめとした芸術文化団体及び自主サークルの活動を支援し、文化祭や芸能祭などの発表の機会を提供することで、諸活動の高揚を図り、市民文化活動の向上に努めます。
- ・地域に根ざした特色のある伝統文化を次世代に継承するため、伝統芸能を学ぶ子どもによる伝統芸能発表会を開催し、伝統芸能の継承に対する関心や理解を深めます。
- ・「柳波賞」、「ふるさと文学賞」を開催し、郷土の文化・歴史・自然を見つめる機会を通じて、郷土愛の醸成と文化のかおり高いまちづくりを推進します。

(2) 文化財の保存と活用

- ・未指定文化財を含む地域文化財の総体を把握し、必要に応じて文化財の指定を行うとともに、調査の成果や資料について情報発信を行い、文化財の保存と活用を図ります。
- ・文化財の適正な保存管理を行うため、計画的な修理を行うとともに、文化財所有者に対しては、適切な日常管理の実施の推進と防災意識の高揚を図ります。
- ・文化財保護課が所管する施設については、施設の老朽化に対応するため計画的な修理により次世代への継承に努めます。
- ・歴史的建造物については、一般公開や貸館のほか、建物の魅力を伝えられるようなイベント等による活用を推進し、市ホームページやSNSなどにより積極的に情報発信を行います。
- ・小中学校において伝統芸能教室や出前講座を行い、子どもたちが地域の文化財に触れる機会を創出し、将来の担い手を育成します。

(3) 文化財施設の機能の充実

- ・歴史資料館は、文化財施設の中心的役割を担い、地域の歴史文化の調査研究や資料の収集を進めることで、特色ある地域文化の保存と継承を図ります。
- ・埋蔵文化財調査センターは、市内遺跡発掘調査の拠点として、出土した資料を調査・整理し、適切な管理と活用に努めます。
- ・計画的な研修により、専門職員を育成するとともに、外部の専門人材や民間団体等との連携を図ります。
- ・歴史資料館及び生方記念文庫は常設展示を行うとともに、郷土の歴史を学び、地域文化の再発見につながるような企画展を開催し、講演会やワークショップ等の教育普及事業を実施します。
- ・学校教育との連携による地域の文化財の教材化を推進し、施設見学や出前講座を積極的に実施することで、郷土の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。

(4) 地域の歴史・文化・芸術等による地域活性化 【総合戦略】

- ・沼田公園から歴史資料館、文化財施設を集約した“にぎわいの核”までを、歴史巡りの名所としてPRに努めます。
- ・美術、音楽、舞踊、伝統芸能等の芸術分野で活躍している本市にゆかりのあるアーティストと連携し、本市の魅力を市内外へ発信します。

● K P I（重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
文化祭・芸能祭など芸術文化行事への来場者数	人	5,226	5,250	人口減少が進む中、来場者数をおおむね維持
文化財の指定等件数	件	96	97	※現状値は令和5年度の値
旧生方家住宅等観覧者数	人	3,998	4,300	※現状値は令和5年度の値
生方記念文庫観覧者数	人	1,285	1,500	※現状値は令和5年度の値
上之町文化財施設(4施設)観覧者数	人	6,151	8,000	※現状値は令和5年度の値 総合戦略
上之町文化財施設(4施設)貸出数	件	322	400	※現状値は令和5年度の値
歴史資料館観覧者数	人	3,568	4,000	※現状値は令和5年度の値

第4節 青少年健全育成

● 現状と課題

- ◆ 青少年を取り巻く社会情勢の変化は、大人の予想をはるかに超える影響を及ぼしており、青少年に関係する様々な社会問題が顕在化しています。本市では、「少年の日」、「家庭の日」の普及啓発をはじめ、青少年育成団体及び青少年団体の育成支援、青少年自然体験活動推進事業、二十歳を祝う会、各種かるた大会などを実施しています。

また、青少年非行防止対策として、関係機関と連携した青少年相談活動や有害環境浄化活動をはじめ、デジタル技術やSNSの普及により、子どもたちが思わぬトラブルに巻き込まれるケースが増えているため、インターネットを安全・安心に利用するための「おぜのかみさま」運動*などを推進しています。今後も、多様な体験活動や社会参加活動等への青少年の参加を促進するとともに、家庭・学校・地域社会が連携し、次世代を担うたくましく心豊かな青少年の健全育成を推進する必要があります。

- ◆ 青少年を取り巻く社会環境が変化し、家庭においては基本的な生活習慣や社会性の育成などの家庭教育の充実が求められています。
- ◆ 人口減少や核家族化の進行により、地域社会における連帯感の希薄化や、家庭・地域の教育力の低下が懸念されています。このため、家庭・学校・地域社会の緊密な連携が一層重要となっており、地域学校協働活動などを通じて、青少年の健全育成に地域社会全体で取り組む環境づくりを推進する必要があります。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市教育振興基本計画	令和6年度～ 令和10年度	地域の実情に応じた教育振興に関する基本計画。これまで進めてきた施策の評価と課題、教育を取り巻く情勢を踏まえ、より一層の教育行政の振興を図る。

*「「おぜのかみさま」運動」：インターネットを安全・安心に利用するための啓発運動

● 基本施策

(1) 社会参加活動の推進

- ・子どもたちが、豊かな自然の中での活動や多様なボランティア活動などの取組を通じて、たくましさややさしさを身に付け、地域や社会との結び付きについて理解を深めるとともに、地域リーダーとして活躍できる人材の育成を図ります。
- ・二十歳を迎えた方々を祝福するとともに、大人としての自覚を促すことを目的に式典を開催します。

(2) 青少年健全育成の推進

- ・家庭、地域社会、学校、青少年育成関係団体及び関係行政機関との緊密な連携を図り、次世代を担う心豊かな青少年の健全育成推進体制の充実に努めます。
- ・青少年健全育成に係る諸課題を解決するとともに、問題の早期発見と犯罪の未然防止を図るため、関係機関と連携し、相談活動及び補導活動の充実に努めます。
- ・子どもたちが、安全で安心してインターネット等を利用できるよう「おぜのかみさま」運動の推進と「沼田市SNSルール」の周知徹底を図ります。
- ・地域学校協働活動を通して、学校と地域がパートナーとして連携・協働する体制を整備し、学校を核として、地域全体で子どもたちを育てる環境づくりを推進します。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
小中学生の青少年社会参加活動推進事業延べ参加率	%	49.3	50.0	
ジュニアリーダー部員数	人	28	30	
青少年健全育成推進事業開催日数	日	13	13	開催日数現状維持

第5節 スポーツの振興

● 現状と課題

- ◆ スポーツに関しての意識の向上を図り、気軽にスポーツに取り組めるよう各種スポーツ大会や各種スポーツ教室・講習会などを開催しています。

また、小中学校の学校体育施設を活用し、市民の健康保持増進活動を推進しています。市民が生涯にわたりスポーツを自主的・自律的に楽しむことができる環境整備が必要です。

- ◆ 社会体育施設の多くが整備されてから相当の期間が経過しているため、老朽化が進み、改修が必要となっており、照明のLED化等も含め、施設の集約や大規模改修等を計画的に行う必要があります。地域や利用者の要望を踏まえ、多様化する市民ニーズに対応するため、誰もが利用しやすく、安全・安心、快適にスポーツ活動を行う環境整備が必要です。

- ◆ 競技力向上を目的に、指導者に対する研修会や講習会を開催し、資質の向上に努めています。

また、オリンピック・全国大会等に出場した選手等に対し、激励金を支給し、競技スポーツの推進を図っています。本市出身の選手が国内及び海外で活躍できるよう指導体制や選手の育成が必要です。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市教育振興基本計画	令和6年度～ 令和10年度	地域の実情に応じた教育振興に関する基本計画。これまで進めてきた施策の評価と課題、教育を取り巻く情勢を踏まえ、より一層の教育行政の振興を図る。
沼田市スポーツ推進計画	令和9年度～ 令和13年度	スポーツを通じて、心身ともに充実して過ごし、スポーツの力により地域に活力を創出することを目的として、より一層のスポーツ行政の振興を図る。

● 基本施策

(1) スポーツ・健康づくりによる地域活性化 【総合戦略】

- ・テラス沼田トレーニングプラザを市民の健康づくり、スポーツ関連施設の拠点の一つと位置づけ、複数の行政分野・団体等と連携を図りながら、市民の健康増進とスポーツ振興を図ります。
- ・沼田市スポーツ協会をはじめとした関係団体と連携してスポーツ教室や講習会を開催することにより、誰もがスポーツに参加しやすい環境を構築し、スポーツへの関心を高め、参加する機会の創出を図ります。
- ・大会及び研修会等の開催により、競技者やスポーツ団体の育成を図ります。
- ・スポーツ推進委員や競技指導者、総合型地域スポーツクラブ等との連携により、指導力等の向上を図ります。

(2) スポーツ機会の充実

- ・国民スポーツ大会の群馬県開催を契機として、更なるスポーツ情報の提供・発信に努めるとともに、健康づくりや生涯スポーツの推進、参加意欲の向上及びそのきっかけづくりを行い、気軽にスポーツに親しむことができるよう各種スポーツ大会や各種スポーツ教室・講習会の充実を図ります。

(3) スポーツ施設の整備・利便性の向上

- ・誰もが利用しやすい施設の環境を整備するため、市民ニーズ等を考慮した既存施設の適切な維持、補修を進めるとともに、施設の適正な運営に努めます。
- ・人口減少や、環境の変化等に配慮しつつ、施設の集約や大規模改修など計画的な運営管理を行います。

(4) 競技スポーツの推進

- ・スポーツ関係団体や総合型地域スポーツクラブへの支援を行うとともに、指導者の資質の向上を図るため、研修会や講習会を開催します。
- ・オリンピック、全国大会等に出場する選手を対象に、スポーツ関係団体と連携し、激励金の支給を行います。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
テラス沼田トレーニングプラザ利用人数	人	38,666	52,000	総合戦略
学校開放登録件数	件	160	160	人口減少が進む中、登録件数を維持
学校開放利用状況	件	5,674	5,674	人口減少が進む中、利用件数を維持
スポーツ施設利用回数	回	23,619	25,000	

第5章 誰もが安心して暮らし、住み続けられるまちづくり（都市基盤）

第1節 社会基盤整備

● 現状と課題

- ◆ 少子高齢化と人口減少により都市の低密度化が進み、中心部の活力低下が懸念されます。加えて若者流出による昼間人口の減少や、郊外開発の拡大に伴うスプロール化*・用途混在が進み、居住環境の悪化も生じています。令和8年4月に立地適正化計画を公表し、まちのまとまりを生かし、居住と都市機能の誘導をすることにより、持続可能で活力ある都市づくりを進めています。
- ◆ 市内には土砂災害警戒区域など災害リスクの高い地域が存在しており、その地域での居住継続による被災リスクが懸念されています。立地適正化計画では、災害ハザード区域を居住誘導区域から除外し、災害リスクの低い地域への居住誘導が必要とされており、安全性を確保した都市構造の形成が求められています。
- ◆ 無秩序な民間開発を防ぐため、群馬県所管の開発許可制度や市の地域開発事業指導要綱等に基づき指導を実施し、良好な生活環境の確保に努めています。しかし、郊外での開発や土地利用変化が続く中、現行基準だけでは十分に対応できない場面も見られます。
- ◆ 平成10年度から土地区画整理事業を基盤とした街なか再生事業を推進していますが、詳細な実施計画、区画整理事業の合意形成などに時間を要し、その間にも社会情勢の変化、都市の郊外化、店主の高齢化・後継者不足、区域内人口の減少・高齢化等が進行、それらが相乗的に影響し、活性化が思うように進んでいない状況です。そのような中、官民の連携を強化し、令和元年に利活用が始まったテラス沼田と共に再生を目指します。
- ◆ 土地区画整理事業の仮換地指定率は、令和7年度末時点で74.9%となっていますが、建物移転補償に係る事業費が多額であり、また、既成市街地にあるため建物を順番に移転させる必要があることから事業が長期化しています。
- ◆ 都市計画道路3・3・1環状線外1線（栄町工区）については、市の財政状況や国補助金の削減等の影響を受け事業期間が長期化しております。しかしながら、事業進捗率は80%に達しており、引き続き供用に向けて事業を推進します。
- ◆ 道路施設の法定定期点検は令和6年度から3巡目となり、点検対象橋梁300基（横断歩道橋2基含む。）のうち40基を実施しました。残りの橋梁及びトンネルの点検についても、今後順次実施します。
- ◆ 道路施設の補修は、令和6年度までに健全度Ⅲ判定（早期措置段階）である橋梁14基、トンネル2坑を実施しました。引き続き残りの橋梁についても、計画的に補修を推進します。
- ◆ 「道路施設のメンテナンス」については、点検及び修繕も計画的に実施しており、順調に進捗しています。「道路網の整備」は、多大な事業費を要するため、生活道路を優先的に維持補修します。
- ◆ 人口減少や郊外開発の進行により、中心市街地の機能低下が懸念されることから、今後も継続的な都市機能の誘導や魅力向上に取り組むことが課題となります。

*「スプロール化」：市街地が無秩序に郊外拡大する現象

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田都市計画マスタープラン	令和元年～ 令和10年	市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、地域の実情と市民の意向を反映した都市計画に関する最も基本的な方針を定める。
沼田市立地適正化計画	令和8年～ 令和27年	「まちのまとまり」を形成することを目的として、都市機能や居住の誘導の方向性、具体的な誘導区域や施策を示すアクションプランで、おおむね20年後における将来像を描く。
地域開発事業指導要綱	昭和48年4月～	開発事業を行う者に対して一定の基準を定めて公共及び公益施設の整備に関して協力と負担を要請するとともに、開発事業の適切な施行と良好な生活環境を確保することにより、明るい住みよい街づくりの実現を図ることを目的とする。
沼田市中心市街地活性化基本計画	平成10年度～ 令和16年度	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、地域の振興及び秩序ある整備を図り、市民生活の向上及び市民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
中心市街地地区土地区画整理事業	平成10年度～ 令和16年度	円滑な交通処理、宅地の利用増進を図るべく、国道120号を中心とした公共施設の整備改善と土地の有効利用、商業、居住等の都市機能の充実、再生を図ることにより、「沼田市の顔」にふさわしい姿に再構築することを目的とする。
都市計画道路3・3・1環状線事業	昭和53年度～	都市活動における機動性の確保と市街地の交通渋滞の緩和や災害時の避難路として、また都市基盤整備と沿線の土地利用における有効利活用の促進を目的とする。
道路施設の点検・メンテナンス	平成25年度～	改正道路法に基づく道路施設点検を継続的に行い、長寿命化修繕計画に基づく修繕・補修を実施する。

● 基本施策

(1) 持続可能なまちづくりの推進 【総合戦略】

- ・沼田都市計画マスタープランに基づき、土地利用の誘導を図ります。
- ・立地適正化計画に基づき災害リスクの低い区域で防災性を確保しながら、都市機能と生活サービス機能・居住機能を中心拠点及び地域生活拠点へ誘導し、鉄道・バス等の公共交通で拠点間を結ぶ多極ネットワーク型の都市構造を推進します。
- ・開発許可制度が県の所管であることを踏まえ、県との連携・情報共有を図りながら、地域開発事業指導要綱等に基づき、地域特性に応じた土地利用の調整や無秩序な開発の抑制に努めます。

(2) 中心市街地の再生 【総合戦略】

- ・中心市街地土地区画整理事業により、安心して暮らせる市街地の整備を推進します。
- ・行政機能の中核でもある「テラス沼田」を様々な活動の拠点と位置付け、市民の居場所づくりによる中心市街地の再生を図ります。
- ・中心市街地の「にぎわいの核（天狗プラザ、大正ロマンエリア）」を拠点とした、交流による活性化を推進します。
- ・官民連携の手法により複合型集合住宅を中心市街地に誘導する「街なか居住」の推進を検討します。
- ・中心市街地に現存する空き店舗を活用し、起業支援、来訪者の増加に取り組み、にぎわいを創出します。

(3) インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進 【総合戦略】

- ・沼田市公共施設等総合管理計画及びアクションプランに基づき、市内全域における施設の効率的・効果的な管理運営を行います。
- ・PPP^{*1}及びPFI^{*2}の活用を検討します。
- ・舗装、橋梁、トンネル、市営住宅、都市公園等の各種長寿命化（修繕）計画に基づき、計画的な事業推進を図ります。

(4) 道路網の整備

- ・群馬県と連携した緊急輸送道路や都市計画道路3・3・1環状線（栄町工区）など都市を支える安全かつ利便性の高い道路ネットワークの形成を推進します。
- ・市街地と市内各地域を結ぶ道路網の円滑な交通を確保します。
- ・市民生活に最も身近な生活道路について、地域の実情に配慮しながら、危険箇所の解消を図るとともに、通学路安全点検などにおける歩道等の整備による安全で快適な生活道路の整備を推進します。
- ・道路管理に必要な情報のデジタル化を図り、情報の一元化を推進します。

(5) 道路施設のメンテナンス

- ・道路施設（橋梁、トンネル等）の損傷や老朽化の現状を把握するため、法令に基づく道路施設の定期点検を継続的に実施し、長寿命化修繕計画を策定することにより、計画的なメンテナンスサイクルを構築します。

(6) ユニバーサルデザイン^{*3}のまちづくり

- ・既存施設の改修の際は、可能な限り高齢者、障害のある人等の移動等円滑化基準に適合させ、バリアフリー化の実現に努めます。また、新たな施設の建設の際はユニバーサルデザインによる施設整備を進めます。

*1「PPP」：Public Private Partnership。公共と民間が連携して、互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの

*2「PFI」：Private Finance Initiative。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法

*3「ユニバーサルデザイン」：バリアフリーは、物理的な障壁、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処する考え方。ユニバーサルデザインは、施設や製品等については新しいバリアが生じないように誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方

● K P I（重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
土地区画整理事業・整備計画道路の整備率	%	35.6	55.5	総合戦略
3・3・1環状線供用率	%	61.8	73.4	総合戦略
道路施設定期点検数(橋梁)	橋	41/300	300/300	総合戦略
道路施設定期点検数(トンネル)	坑	0/5	5/5	総合戦略
道路施設補修箇所数(橋梁)	橋	19/44	36/36	点検による補修箇所数増と補修実施による補修箇所数減により分子分母が毎年変動 総合戦略
道路施設補修箇所数(トンネル)	坑	2/5	4/4	点検による補修箇所数増と補修実施による補修箇所数減により分子分母が毎年変動 総合戦略
にぎわいの核への来訪者数	人/年	183,271	220,000	総合戦略
都市計画マスタープランにおける中央地域への人口集約による人口比率の維持	%	37.5	38.0	総合戦略

第2節 公共交通

● 現状と課題

- ◆ 市内では、事業者が自主運行する幹線系統の2路線のほか、市が委託運行する6路線が路線バスとして運行しています。委託運行については、日中は主にデマンド運行となっており、利用者の予約により運行しています。
- ◆ 令和4年3月、公共交通におけるDXを推進し、市内の移動の更なる利便性向上と交通空白地域の解消を図ることを目的に、市内全域でAIデマンドバス*の運行を開始しました。
- ◆ 令和6年3月、行政をはじめとする交通に関わる様々な主体が相互に協力して、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網を形成し、公共交通サービスの維持確保を図ることを目的として、公共交通のマスタープランとなる「沼田市地域公共交通計画」を策定しました。
- ◆ 令和6年4月1日、労基法改善基準告示施行に伴い、運転手の拘束時間や休息期間が見直され、労働環境の改善が図られる一方で、バスの運行時間の短縮や人材確保への影響が生じています。
- ◆ 高齢者の増加に伴い、交通事故防止の観点から運転免許証返納の促進が求められていますが、返納後の日常の移動手段への不安から、進んでいないのが現状です。
- ◆ 利用者の減少や人手不足等により各地で運賃値上げや路線バスの廃止・減便等が行われています。本市においても、委託路線を含めた路線において運賃値上げ及び減便がなされました。
- ◆ 運賃値上げに合わせて、高校生を対象に通学定期券購入補助を開始しました。
- ◆ デマンドバスを3エリアに分けて運行していますが、各エリア間や幹線系統との接続ポイントの整備が不十分な状況です。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市地域公共交通計画	令和6年度～ 令和10年度	行政をはじめとする交通に関わる様々な主体が相互に協力して、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網を形成し、公共交通サービスの維持確保を図ることを目的とする。

*「AIデマンドバス」：人工知能（AI）を用いた配車システム、予約アプリ等を活用したデマンドバス。沼田市におけるデマンドバスとは、日中、予約があった場合のみ市内指定の停留所間を運行するバス

● 基本施策

(1) 未来につなぐ公共交通の実現 【総合戦略】

- ・ A I デマンドバスをはじめとする地域公共交通の充実を図り、誰もが便利で安心して利用できる公共交通の実現を目指します。
- ・ 幹線交通と地域内交通の接続率向上を図るとともに、多様な輸送資源の活用を検討し、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指します。
- ・ 待合環境の改善など、利用環境を整備するとともに、ニーズの把握やチラシ等による普及啓発により利用促進を図ります。
- ・ 郊外部・山間部における公共交通サービスの維持・確保を図ります。
- ・ 前橋と沼田を結ぶ広域生活路線である高速バスアップル号の運行を支援します。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
委託路線収支率	%	7.5	12	総合戦略
バス委託路線利用者数	人	36,514	40,000	総合戦略
利用者一人当たりの経費	円	2,130	1,800	総合戦略

第3節 住宅・公園緑地・景観

● 現状と課題

- ◆ 地震に備え、耐震化をはじめとした取組を進め、安心して居住できる住環境づくりを推進する必要があります。
- ◆ 市営住宅については、老朽化が進行し、修繕や改善等が必要な団地が増加しており、早急な対応が求められています。沼田市営住宅長寿命化計画に基づき募集停止を実施する団地においては、良好な状態の市営住宅への住み替えを提案しながら、空き家となりしだい解体を進めているところです。一方で、中長期的に維持管理を行う団地については、長寿命化に向けた取組を進める必要があり、今後、多大な経費が見込まれます。
- ◆ 人口減少や所有者の高齢化等に伴い、空き家が増えつつあります。市街地においては、特に老朽化した空き家が危険な状態となっており、野生動物のすみかとならないためにも対策が必要となっています。
- ◆ 都市公園17か所、その他公園13か所、総面積35.1haについて維持管理を行っています。整備状況は、都市公園法施行令に基づく基準である住民1人当たり公園面積10㎡以上に対し、令和6年度末時点で11㎡となっており、基準を満たしています。一方で、既存の公園施設については老朽化が進んでいることから、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理及び施設の更新を行っています。今後も施設の維持管理には多大な経費が見込まれるため、新規公園整備に当たっては、維持管理費を含めた十分な検討が必要です。
また、市民の憩いと安らぎの場として、バリアフリー化等についても計画的に実施する必要があります。
- ◆ 令和7年7月に沼田城跡調査総括報告書を作成したので、その内容を踏まえ沼田公園の整備については、歴史的要素を踏まえた総合公園として文化財施設や観光資源の活用を視野に入れた検討が必要です。
- ◆ 本市には市街地から山岳まで多様な景観が広がり、地域ごとに異なる個性を有する重要な資源として、市民の誇りとなっています。地域特性を踏まえた景観の在り方について、市民参加のもと段階的かつ計画的に検討を進めていく必要があります。
- ◆ 市内の景観美化を図るとともに市民の自助・共助の意識を高めるため、花いっぱい運動を推進し、花苗の配布、実践団体の支援を行っています。市街地においては、植栽可能な公有地が限られており、植栽場所の拡大が難しくなっています。一方、類似事業を庁内複数課で実施しているため、市として統一的な取組としていく必要があります。
また、地域住民による道路沿線等の花壇整備の活動に対し補助金を交付し、都市緑化の推進に対する支援を行っていますが、活動団体の固定化が進んでおり、その拡充が課題となっています。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市市営住宅長寿命化計画	令和7年度～ 令和16年度	予防保全的な観点から建替え等の実施方針、点検・修繕や改善の実施方針等を定め、安全で快適な住宅の長期にわたる安定的な確保、長期的な維持管理の実現、長寿命化によるライフサイクルコスト（LCC）の縮減を図る。
沼田市空家等対策計画	令和9年度～ 令和13年度	空家対策を効果的かつ計画的に実施するために、空家等の発生を未然に防止し、空家等の適切な管理と活用の促進を図り、安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。
沼田市耐震改修促進計画	令和9年度～ 令和13年度	市民の生命、財産を守るため、建築物の耐震化を促進することを目的とする。

● 基本施策

(1) 市営住宅の整備と維持

- ・人口減少と地域状況に対応した管理戸数の設定で団地を集約・再編します。
- ・老朽化したストックの改善等による住宅の質の確保を図ります。
- ・長寿命化改善によるライフサイクルコスト*の縮減を図ります。
- ・ストックの状況把握・データ管理に基づく修繕計画を作成します。
- ・改善、維持管理における民間資本の活用を図ります。

(2) 空き家対策の推進 【総合戦略】

- ・空き家の解体促進、宅建協会と連携し住宅取得を希望する移住者による空き家の活用等の空き家対策を推進します。
- ・所有者等への啓発や専門家団体の紹介等で空き家を予防します。
- ・各種補助制度の活用、移住・定住の促進等により、空き家の流通・活用を促進します。
- ・空き家解体費用の補助、チラシ・パンフレット等による啓発等で空き家等の管理を支援します。

(3) 子どもの遊び場と緑地の充実 【総合戦略】

- ・公園・緑地の施設更新を適切に行い、快適な住環境を創出します。

(4) 良好な景観の形成と維持保全

- ・美しい景観の形成のため、市民緑化の推進と市の花「ききょう」などをはじめとした花いっぱい運動の推進を図ります。
- ・玉原高原、沼田公園、吹割の滝など、豊かな自然や歴史的な景観の保全を推進します。
- ・景観に対する市民意識の醸成や景観法による景観計画等の制定を検討します。

(5) 建築物の耐震化の推進

- ・地震に備え、住宅の耐震化を推進するため、耐震化支援事業の実施や、周知啓発を行います。

● K P I (重要業績指標)

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
市営住宅管理戸数	戸	342	297	人口減少と地域状況に応じ、管理戸数を適正化
老朽化した市営住宅の更新数	戸	5戸(／年)	延べ25戸	
空き家解体補助金による解体戸数	戸	264	410	総合戦略
市民1人当たり公園面積	m ²	11	11	都市公園法施行令に基づく住民1人当たりの公園面積基準(10m ²)充足を維持 総合戦略
都市公園長寿命化計画に基づく施設改修率	%	52.2	80.3	総合戦略
住宅の耐震化	%	73.8	80	

*「ライフサイクルコスト」：Life Cycle Cost。プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコスト

第4節 上水道・下水道

● 現状と課題

- ◆ 本市の給水戸数、給水人口はともに減少しているため、使用水量も減少しています。
- ◆ 水道施設の多くが建設後40年を経過して更新期を迎えており、管路においても全体の3割が法定耐用年数を超過した経年管となっていることから、老朽化対策の強化が喫緊の課題です。
- ◆ 物価上昇等による維持管理経費の増大も懸念され、財源確保が喫緊の経営課題です。
- ◆ 上水道事業の経常比較分析の結果、今後は老朽化した施設の更新に伴い、多額の企業債の発行が見込まれることから、経営状況の悪化が予想されます。
- ◆ 現浄水場は、稼働以来約60年が経過し、施設の老朽化によるリスクが高まっています。将来にわたって安全・安心な水を提供するため、浄水場の整備を推進する必要があります。
- ◆ 簡易水道の経営状況は、収益的収支比率^{*1}が100%未満となっています。経営（収益）規模に比較して給水地域が広いため、経費が大きいことが要因と考えられます。
- ◆ 簡易水道の管路更新率は、平均と比較して大きく下回っています。財政状況を考慮しながら、今後も計画的な施設更新を目指す必要があります。
- ◆ 水道管の老朽化により突発的な漏水リスクが高まる中、技術職員の減少により、直営による初期対応が困難な状況にあります。
- ◆ 簡易水道は、給水人口の減少や施設改修費等の増大により経営面の向上が見込めないことから、簡易水道事業の統合により、経営の安定化を図る必要がありますが、各簡易水道の歴史的経過や地域特性に起因する課題があり、施設統合は、困難な状況です。
- ◆ 水洗化率は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業ともに9割を超えています。
- ◆ 本市の下水道事業は、建設開始から40年以上が経過し、老朽化が進行しています。今後は「整備」から「維持管理」へと段階を移行し、長寿命化対策を中心とした持続可能な事業運営を推進します。
- ◆ 下水道の経常比較分析における流動比率^{*2}は、本市では近年、低い水準で推移しており、資金繰りに課題があります。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市水道事業（上水道）経営戦略	令和6年度～ 令和15年度	水道施設の整備や維持管理、災害対策を行っていくための費用並びに財源の見通しの把握、更なる経営基盤の強化及び効率的な事業運営を図る。
沼田市水道事業ビジョン	令和5年度～ 令和14年度	本市の水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価したうえで、水道の目指すべき将来像と、それに向けた今後10年間に取り組むべき施策をまとめたもの
水質検査計画	毎年度更新	水道事業者は、水質検査計画を策定することが求められており、採水の場所、検査の回数等について明示する必要がある。水源やその周辺の状況等を勘案し、どのように水質検査を実施するかについての計画
沼田市簡易水道事業経営戦略	令和3年度～ 令和12年度	施設の老朽化に伴う大規模な更新投資や人口減少に伴う簡易水道使用料収入の減少等、厳しい経営環境が見込まれますが、このような環境下においても計画的かつ合理的、安定的な運営を継続する計画
沼田市下水道事業経営戦略	令和5年度～ 令和14年度	下水道の整備や維持管理、災害対策を行っていくための費用並びに財源の見通しの把握、更なる経営基盤の強化及び効率的な事業運営を図る。
森林文化都市アクションプラン	—	森林文化都市宣言から30年以上が経過し、社会情勢が大きく変化した中、宣言に掲げる理想の都市像である「森林文化につまれた人間都市…沼田」を創造するために、実施を検討する具体的な施策をまとめたもの

*1 「収益的収支比率」：事業の収益で費用をどの程度賄えているかを示す指標

*2 「流動比率」：短期的な債務に対する支払能力を示す指標

● 基本施策

(1) 上水道等の整備と維持 【総合戦略】

- ・経営戦略に基づく上水道及び簡易水道の計画的な事業推進を図ります。
- ・上水道区域や簡易水道区域は、浄水施設整備事業、老朽管布設替事業、送配水施設整備事業を実施します。
- ・浄水場の整備を推進します。
- ・健全な経営を継続するため、料金改定を検討します。
- ・統合が可能な簡易水道等については、順次、統合整備事業の調整を進めます。
- ・漏水対策として漏水調査業務・漏水修繕を行うとともに、管路台帳や浄水施設台帳整備を行います。
- ・次世代においても水道施設が安全で安心して利用できるよう施設更新を計画的に進めます。

(2) 下水道（污水）の整備と維持 【総合戦略】

- ・経営戦略に基づく下水道の計画的な事業推進を図ります。
- ・公共下水道、農業集落排水の整備対象区域外については、合併処理浄化槽（くみ取り・単独浄化槽からの転換）設置の際、申請により補助金を交付します。
- ・ストックマネジメント計画に基づき、公共下水道及び農業集落排水の管渠、処理場、ポンプ場等施設の適切な維持管理に努めます。

(3) 下水道（雨水）の整備と維持

- ・ストックマネジメント計画に基づき、施設の適切な維持管理に努めます。

● K P I （重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
水道施設整備事業進捗率	%	44	50	総合戦略
経営安定に伴う整備事業進捗率	%	12.5	50	総合戦略
汚水処理人口普及率	%	85.8	87	総合戦略
事業計画幹線整備率(雨水)	%	26.8	29	

第6章 未来を共に創る、持続可能なまちづくり（構想の推進）

第1節 情報公開・市民協働・コミュニティ

● 現状と課題

- ◆ 「広報ぬまた」を通して市民に情報を提供し、市政の共有に努めるとともに、ホームページや市公式SNSによって市内外にタイムリーかつ迅速に情報を発信しています。
また、市長への意見箱や市政懇談会などにより、市民要望などの把握に努めています。
- ◆ 広報広聴活動は、市民主体の行政運営には不可欠であり、時代に即した魅力的なものにする工夫が必要です。市政についての意見や日頃感じていることなどを、気軽にお話しただける「市長とふらっと〜ク」などを開催し、市民の市政参加意欲を促すことに努めています。
- ◆ 行政情報は市民共有の財産であり、公開可能な情報を積極的に提供することで説明責任を果たし、行政への信頼性向上、市民参加の促進、政策形成過程の透明性の確保を図っています。一方、個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、市民のプライバシー権を保障し、個人情報の適正な取扱いを徹底する必要があります。
- ◆ 本市の重要な計画等の意思決定過程における市民参画の機会の拡大、公正の確保、透明性の向上を図るため、市民意見提出手続制度（パブリックコメント手続制度）を実施しています。また、将来のまちづくりに対する意見を市政に反映させる仕組みとして「ぬまた未来共創会議」を設置しています。市民意見の提出件数が少ない状況にあり、SNSをはじめとする各種媒体を活用した周知や、Webフォームを活用した意見提出手続など、市民が情報に触れる機会の増加と利便性の向上に積極的に取り組んで行く必要があります。
- ◆ 市民活動センターは、市民が自発的に行う公益的活動の場、芸術・文化活動団体の活動の場として利用されていますが、利用実態に合わせて効率的・効果的な管理運営を行う必要があります。また、情報提供や各種相談対応、団体相互の交流機会の創出など、市民活動団体等への更なる活動支援が求められています。
- ◆ 持続可能な地域社会の実現に向け、行政区の枠組を超え、地域の各種団体だけでなく、学校、企業、個人などが、広域で連携する新たな仕組みづくりを推進しています。
- ◆ 市内にある81の行政区において、それぞれの実状を踏まえた適切な組織運営が課題となっています。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市地域コミュニティビジョン	令和5年3月～	人口減少、少子高齢化の進展により、行政区を中心とした地域コミュニティでは、地域を支えることが難しくなっている。広域コミュニティ運営組織を設立し、様々な主体が関わることで、地域課題の解決と地域の魅力創出を図る。

● 基本施策

(1) 市民との情報コミュニケーション

- ・「広報ぬまた」などを通して市民に行政情報を提供し、市民との情報共有を図り、市政参加を促進します。
- ・ホームページにより、市政の最新情報を市内外にタイムリーかつ迅速に発信します。あわせて、ホッとメールぬまた、LINEなどのSNSを更に活用し、イベントや観光情報などの旬な情報を広く発信します。
- ・「市長への意見箱」、「市長とふらっと〜ク」を引き続き実施し、市民の意見・要望の把握や市民の市政参加意欲の向上に努めます。
- ・公開すべき行政情報を適切に提供し、市民の知る権利に応えるとともに、法令に基づき個人情報情報を厳格に保護し、不正利用や漏えいを防ぐことにより、情報公開と個人情報保護のバランスを確保し、透明性と信頼性の高い行政運営に努めます。
- ・市政に市民の意見を更に反映させるため、市民意見提出手続制度（パブリックコメント手続制度）や「ぬまた未来共創会議」を効果的に活用します。

(2) 市民活動団体等の活動支援

- ・市民活動センター及び各地区コミュニティセンターにおいて、市民活動団体等の情報発信や活動支援を行うとともに、市民活動実践講座、体験教室等を通じ市民活動の活性化を図ります。
- ・市民活動拠点コミュニティテラスや各地区コミュニティセンターを、市民が行う多様な活動の場として提供します。

(3) 広域コミュニティ運営組織^{*}（地域運営組織）の設置 【総合戦略】

- ・地域課題の解決、地域コミュニティの維持・活性化を図るため、新たな枠組みによる広域コミュニティ運営組織（地域運営組織）の設置について検討するとともに、人的・財政的支援など、地域と行政との連携方法等について検討します。

(4) 行政区への支援

- ・区長会事務を担うほか、行政区からの集会施設等の新築・改築及び修繕等に係る補助金要望に基づき、（一財）自治総合センターのコミュニティ助成金、（公財）群馬県市町村振興協会の魅力あるコミュニティ助成金、沼田市コミュニティ施設整備費補助金などを活用し、行政区を支援します。

● KPI（重要業績指標）

KPI	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
ホッとメールぬまた登録件数	件	5,563	5,841	登録件数、5%の増
市公式LINE友だち件数	件	2,774	2,913	友だち件数、5%の増
ホームページ閲覧数	件	1,140,638	1,197,670	年間閲覧数、5%の増
市民活動拠点コミュニティテラスの会議室・音楽スタジオの使用人数	人	9,640	10,000	
広域コミュニティ運営組織(地域運営組織)の設置	か所	3	10	総合戦略

^{*}「広域コミュニティ運営組織」：行政区の枠を超え、多様な主体が連携して地域課題解決を図る組織

第2節 男女共同参画・人権と平和・交流

● 現状と課題

- ◆ 男女共同参画社会の形成のため、令和8年度を初年度とする「沼田市第5次男女共同参画計画」及び一体的に策定された「DV*対策基本計画」や「女性の活躍推進計画」、「困難女性支援基本計画」に基づき、男女共同参画、あらゆる暴力の根絶と仕事と家庭の調和、女性の活躍を推進しています。
- ◆ 人権啓発のため、「群馬県人権施策推進会議」等による講習会や研修会に参加し、各ボランティア団体との連携を保ちながら、人権啓発の推進を図っています。現在は表面的な差別行動は少なくなったように見えますが、人権問題は依然として存在しているため、引き続き啓発活動が必要です。
- ◆ 同和問題や性別、障害、国籍などにより多様化・複雑化する人権課題を解決するため、「沼田市人権尊重のまちづくり計画」に基づき、正しい知識を習得するための学習機会を設け、基本的人権を尊重する意識を醸成する必要があります。人権啓発をテーマとする講演会や研修会については魅力ある講師を招くなど参加者を増やす工夫をし、より効果的な取組を進める必要があります。
- ◆ いじめ防止子ども会議の開催などを通じ、「いじめ」や差別の根絶に向けて、人権教育に関する指導方法の工夫に取り組んでいます。人権週間等においては、人権擁護委員など外部講師の起用をはじめ、学校ごとの創意工夫により、児童生徒や保護者に対して豊かな人権感覚の醸成を図っており、基本的人権の尊重に関する意識の向上が進んでいます。社会の課題や変化に的確に対応するためには、教職員の資質向上に加え、保護者や地域への啓発活動を一層充実させる必要があります。
- ◆ 本市は「核兵器廃絶平和都市宣言」を掲げ、「日本非核宣言自治体協議会」や「平和首長会議」に加入し、自治体間の連携による平和行政を推進するとともに、市民の平和意識を高める啓発活動や若い世代の平和学習、各団体の活動支援に取り組んでいます。戦争体験者の減少により、戦争の記憶や教訓を直接伝える機会が限られつつあることから、市民が関心を持ち続けられる環境づくりや若い世代にも伝わる啓発活動、平和施策を継続的に推進する体制づくりが求められています。
- ◆ 下田市との姉妹都市締結は令和8年に60周年を迎え、文化・社会・経済などの分野での交流や両市で開催されるイベントへの相互参加など幅広い交流を行っているほか、小中学生による交歓絵画展などの交流も行っています。フュッセン市との姉妹都市締結は令和7年に30周年を迎え、市長等の相互訪問や両市民による写真交流作品展などの交流を行っています。これらは、引き続き更に充実した交流を展開していく必要があります。
- ◆ 準市民の高齢化や転居等により登録者数が減少しており、登録者数の拡大、帰郷機会を創出し、関係人口を確立することが求められます。
- ◆ 本市在住外国人数は増加傾向で、令和7年度当初において1,000人を超えました。人口減少が進行する中、外国人との秩序ある共生が求められます。
- ◆ 中学校国際交流事業を中学3学年の授業の一環として実施しており、外国の中学生とオンラインで交流するプログラムを通じて、異文化理解の促進を図っています。市内にしながら諸外国の生活や文化を見聞し、日本の生活・文化を紹介する機会を得ることで、生徒が国際感覚を身に付ける貴重な学習の場となっています。また、参加生徒の満足度も高く、今後もより充実した事業としていく必要があります。

*「DV」：ドメスティック・バイオレンス。明確な定義は無いが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
沼田市第5次男女共同参画計画 (DV対策基本計画・女性活躍推進計画、困難女性支援基本計画)	令和8年度～ 令和12年度	性別や年代などにかかわらず誰もが個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指す。 (あらゆる暴力の根絶に向けて施策を推進する。) (女性の職業生活における活躍を推進する。) (困難な問題を抱える女性等への支援を推進する。)
沼田市人権尊重のまちづくり計画	令和5年度～ 令和9年度	市民一人一人が人権について正しく理解し、行動する社会の実現に向け、本市の人権教育・啓発の方向性を示し、「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」を目指す取組を推進する。
沼田市人権教育推進方針	平成27年度～ (毎年更新)	豊かな心の育成を目指し、学校教育と社会教育との連携を図りながら基本的人権を尊重する教育を推進する。

● 基本施策

(1) 男女共同参画社会の形成

- ・関係機関と連携し、家庭、職場及び地域において、育児・介護と仕事の両立ができるような社会の実現を図ります。
- ・男女共同参画社会の実現に向け、個人、事業者等の意識を高めるため、広報・啓発活動の推進、学習機会の創出を図ります。
- ・DVや性暴力防止に向けた意識啓発を進めるとともに、相談窓口を設置し、被害者等を支援します。
- ・市政における各種会議において、女性の参加を推進します。
- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について、事業者へ周知します。
- ・困難な問題を抱える女性等への支援を推進します。

(2) 人権の尊重と平和の推進

- ・人権教育の内容は、基本的な内容に様々な内容（例えば、多文化共生、ジェンダー平等、障害者の権利など）を加えて実施するよう努めます。
- ・いじめ防止子ども会議を開催するとともに、「沼田市・先生の日」における研修の実施、諸機関との連携を図った啓発活動の推進、道徳教育の充実、学校訪問における啓発など、学校における人権教育を推進します。
- ・若い世代をはじめとする市民への平和意識の醸成や関係団体との連携により、市民が平和や命の尊さについて考える機会を創出し、幅広い学びを促進することで、平和の大切さを広く伝える取組に努め、平和行政を推進します。

(3) 多様性社会を象徴する拠点の整備 【総合戦略】

- ・eスポーツ、プログラミング教育といったデジタル社会における新たな人材を育成するための拠点の整備を検討します。
- ・本市に永住、居住、勤務する外国人との多様な交流を推進するための拠点の整備を検討します。

(4) 様々な交流の推進

- ・姉妹都市の下田市との交流を図るため、沼田まつりと黒船祭の相互訪問、小中学生絵画交流など、両市で開催されるイベント等への相互参加を推進します。
- ・姉妹都市のフュッセン市との交流を図るため、市長等の相互訪問、両市民による写真交流等を推進します。

- ・準市民制度の周知を図り、準市民登録の促進・拡大に努めるとともに、帰郷機会の充実を図ります。
- ・市民と地域に居住する外国人とが共生するために、交流の場を提供するとともに、国際的視野の拡大のための講演会の開催、外国人を対象とした日本語教室の開催等、市内における国際交流事業を推進します。また、外国人に向けた各種情報の発信を積極的に行います。
- ・中学生の国際理解の促進や国際化への対応を図るため、授業の一環としてオンラインによる中学校国際交流事業を継続して実施します。

● K P I（重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
市の審議会等における女性委員割合	%	23.9	30.0	
人権尊重社会に関する啓発件数	回	9	12	
下田市姉妹都市交流回数	回	7	7	人口減少が進む中であっても交流回数は維持していく。
フュッセン市姉妹都市交流回数	回	1	4	
準市民新規登録者数	人	22	30	
国際交流関係事業参加者数	人	558	700	総合戦略

第3節 行財政

● 現状と課題

- ◆ 社会情勢の変化の中で自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、DX人材の育成とデジタル技術の活用による生産性の向上を進め、行政サービスの抜本的見直しによる市民の利便性の向上を進めます。そして誰一人取り残さない、人に優しい持続可能なデジタル化を市民ニーズや財源を踏まえて推進します。
- ◆ 本市を中心とする5市町村で構成する利根沼田広域市町村圏振興整備組合では、消防・救急業務や介護認定審査など多くの広域的事務を担っています。

また、沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合では、ごみやし尿（し尿は沼田市外二箇村清掃施設組合のみ）を共同で処理しており、構成市町村との連携の下、事業の効率的・効果的な運営を図る必要があります。特に、ごみ・し尿処理については、し尿処理が令和12年4月、ごみ処理が令和14年4月に広域化することが決定しており、供用開始に向けた準備を進める必要があります。
- ◆ 人口減少が進む中、持続可能な行政運営を行うためには、周辺市町村等との連携・協力により、事業等の効率化を図ることが必要です。
- ◆ 歳入については、ふるさと納税制度による寄附額の増加に向けた取組やネーミングライツ（施設命名権）の導入など財源確保に向けた取組を進めていますが、市民ニーズの高度化・多様化、老朽化した公共施設等の更新などと相まって、財政需要は増え続けています。
- ◆ 増え続ける財政需要に対応するため、自主財源の確保とともに、経費節減や効率的な予算執行による歳出の削減が求められています。
- ◆ 人口減少による税収の減少、高齢化率の上昇による社会保障費の増加などに対応するため、自主財源の確保に努め、将来にわたり持続可能な財政の健全化を目指しています。
- ◆ 財産管理については、過去に建設された公共施設等が今後大量に更新時期を迎える中で、人口減少による各施設の利用需要の変化や、市町村合併により生じた同一種別の施設の重複などを踏まえ、長期的な視点に立って更新、統廃合、長寿命化などの対応を行うことにより、施設全体の最適化を図る必要があります。

また、市有林などの市有財産について、国土の保全や庁内検討組織により決定された方針を前提としながらも、多様な視点から有効活用を図る必要があります。
- ◆ 市税については、適正な賦課を基礎として公平・公正な徴収を徹底し、確実な租税債権の実現を図ることが求められます。

また、収納率の維持・向上に向けた積極的な収納対策を進め、将来にわたり持続可能な財政運営の実現を目指す必要があります。
- ◆ スリムで効率的な行政運営を行うとともに、職員数の適正化を図るためには、職員の能力開発や資質の向上が必要不可欠なことから、「沼田市人材育成基本方針」に基づき、職員研修を実施しています。

また、市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、研修内容の弾力的な見直しを行う必要があります。
- ◆ 人事評価制度については、評価者のスキル向上や公平・公正で客観的な評価の実現による職員のモチベーション向上が課題です。

- ◆ 人口減少による財政規模の縮小が見込まれる中であっても、限られた行政資源を有効に活用し、持続可能な市政運営を図るため、様々な行政改革に取り組んでいかなければなりません。本市を取り巻く状況は、より一層厳しさを増すことが予想されるため、「市政改革大綱及び同実施計画」に基づき、効率的で機能的な行財政システムを整えるとともに、市民が主役の等身大の市政運営を図る必要があります。

● 関連計画・指針

名 称	計画期間	趣旨・目的等
公共施設等総合管理計画	平成29年度～ 令和38年度	現状どおりに公共施設等を維持・更新していくことが困難な状況となることが予測されるため、本市における公共施設等の現状や課題を整理し、総合的に企画、管理、活用することを目的とする。
第2次市政改革大綱・実施計画	令和2年度～ 令和9年度	市民福祉の向上を目指して施策の実現に努めるとともに、限られた行政資源を有効に活用するため、行政改革の基本的な考え方、市政運営の基本方針、行政改革の具体的な取り組みを示す。
債権管理計画・徴収計画	(毎年度策定)	健全な行財政運営のため、公平な負担の確保と適切な債権管理、また、税等の徴収率の目標を定めることで、徴収強化に取り組み、確実な財源確保を図る。
森林文化都市アクションプラン	—	森林文化都市宣言から30年以上が経過し、社会情勢が大きく変化した中、宣言に掲げる理想の都市像である「森林文化にまつまれた人間都市…沼田」を創造するために、実施を検討する具体的な施策をまとめたもの
沼田市デジタル・トランスフォーメーション（DX）基本方針【2.0】	令和8年度～ 令和10年度	DX人材の育成とデジタル技術の活用による生産性の向上、人に優しいデジタル化の推進、行政サービスの見直しによる市民の利便性の向上を図るための方向性を示すもの

● 基本施策

（1）自治体DX*の推進 【総合戦略】

- 行政サービスに係るDXを積極的に推進し、業務の生産性を向上することで、市民の福祉向上につながる政策立案や業務改善に掛ける時間を更に確保します。
- 電子地域通貨の活用により、市民の利便性向上、地域内消費の促進、行政ポイント等を活用した市民参加の促進を図ります。また、商業、観光、健康づくり、子育て支援、公共交通、地域活動など、多様な分野との連携を検討し、誰もが利用しやすい持続可能なデジタル基盤としての活用を進めます。

（2）周辺市町村との連携強化 【総合戦略】

- 利根沼田地域定住自立圏をはじめ周辺市町村と連携し、地域公共交通や買物支援、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが抱える課題に対し、デジタル技術を活用した解決策を検討します。
- ごみ・し尿の適正処理を利根沼田広域市町村圏振興整備組合で効率的に行うため、構成5市町村で連携・協力し推進します。

*「自治体DX」：自治体デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術を活用し行政サービスの提供方法や業務プロセスを変革する取組

（３）テラス沼田の利活用 【総合戦略】

- ・市民活動の拠点として、多様な世代の活動や様々な市民活動を支援し、交流を促進するとともに、市民が気軽に利用できるスペースを提供します。
- ・子育て支援の拠点として、親と子のふれあいをはじめ、子育て親子の交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報提供、助言などの支援を行います。
- ・地震・豪雪・豪雨などによる災害発生時、一時避難、応急措置を行うほか、支援物資の保管・輸送など、市民にとって安全・安心の拠点機能を果たします。
- ・創業支援センターを設置し、経営指導等サポート体制を構築するとともに、インキュベーションオフィスを提供することで市内起業を後押しします。

（４）人材育成の推進

- ・職員研修の充実を図り、職員の行動変容を促し、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応できる職員を育成します。
- ・公平・公正な人事評価制度の充実に努め、評価結果を活用することにより職員の成長意欲を促し、能力開発と資質向上を図ります。

（５）健全な財政運営の推進

- ・安定した行政サービスを維持するため、経常的経費の一層の削減に努めます。
- ・市債の発行に当たっては、後年度の公債費の負担に十分留意するとともに、財政指標の推移を注視して安定的な財政運営に取り組みます。
- ・公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを長期的な視点で計画的に行い、施設の最適化による財政負担の軽減・平準化を推進します。
- ・市有財産の利活用に当たり、庁内検討組織により決定された方針に基づき管理運用を行うとともに、より有効な活用方法についての検討を行います。
- ・ネーミングライツ^{*1}、ふるさと納税・企業版ふるさと納税、遊休市有財産の賃貸、売却等によって、自主財源の確保を図ります。
- ・納税者の利便性向上のため電子納税の導入等を進めるほか、収納窓口の拡充、差押動産や不動産のインターネット公売など市税等の徴収対策を強化します。
- ・市税等の納税義務の公平確保に関する要綱により、滞納者への行政サービスの制限を徹底します。
- ・計画的な職員採用、優遇退職制度の推進、業務改善や事務事業の見直しなどにより、引き続き定員の適正管理に努めます。

（６）行政改革の推進

- ・安定した行政サービスを持続的に提供するため、ＡＩ、ＲＰＡ^{*2}などのデジタル技術を積極的に活用し、業務改善による事務の効率化と市民の利便性向上に努めます。
- ・ＰＤＣＡサイクル^{*3}に基づく行政評価制度を活用し、事務事業の見直しを行い、行政効率の改善に努め、人口減少社会にあっても持続可能な行政運営を進めます。
- ・組織の再編・合理化を進め、簡素で分かりやすい組織体制を目指すとともに、定員の適正管理に努め、社会情勢により変化していく市民ニーズにも的確に対応できる柔軟で機能的な体制の構築を目指します。

^{*1}「ネーミングライツ」：命名権。市有施設の名称を広告媒体として、企業名又は商品名等を冠した愛称を付与する代わりに、スポンサーから対価を得て施設の管理運営に役立てること。

^{*2}「ＲＰＡ」：Robotics Process Automation。人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの

^{*3}「ＰＤＣＡサイクル」：「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

● K P I（重要業績指標）

K P I	単位	現状値 [令和6年度]	目標値 [令和13年度]	解説
市税収納率	%	98.9	99.0	
RPA化・電子化による職員の作業時間削減	時間	1,030	1,200	総合戦略
自主財源比率の拡大	%	39.3	43.0	
企業版ふるさと納税を活用した新たな事業者支援補助事業件数	事業者数	0	3	
経常収支比率の改善	%	98.8	96.0	
定住自立圏連携事業総数	件	20	23	総合戦略
テラス沼田トレーニングプラザ利用人数	人	38,666	52,000	総合戦略
市民活動拠点コミュニティテラスの会議室・音楽スタジオの使用人数	人	9,640	10,000	総合戦略
電子地域通貨利用者数	人	43,138	45,000	総合戦略

